自己点検・評価報告書

2013年度～2014年度

平成27（2015）年6月

学校法人物療学園

大阪物療大学

この報告書　刊行にあたり

本学は平成 22（2010）年 10 月 29 日に文部科学省の大学設置認可を受け、翌平成 23（2011）年 4 月に大阪物療大学として開学いたしました。4 月 1 日に開学式と入学式を同時に挙行し、新入生 84 名を迎えスタートし、4 年が経過しました。当時初々しかった 1 期生も 3 月に学位授与式に臨んだ際には、一角の社会人に育ち、無事頭書の夢であった診療放射線技師のライセンスを胸に全国各地の病院等に巣立ちました。今後、学士（診療放射学）という新しい資格とともにご活躍されることを望んでいます。

この報告書は今回 2 度目で、2013 年度～2014 年度の自己点検・評価報告書として作成いたしました。

今後とも建学の精神「之科學為報国修」に基づき、「単なる技術者の育成ではなく、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りをもち、人の心と温かさがわかる医療の専門職業人の育成」を教育理念として人材育成をしていく所存です。

2015 年 6 月
田中　博司

目　次

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・　1

Ⅱ．沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

基準１　使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

基準２　学修と教授・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

基準３　経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　50

基準４　自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　67

Ⅳ．大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価・・・・・　72

基準Ａ　診療放射線技師の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　72

基準Ｂ　社会連携・社会貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　77

Ⅴ．エビデンス集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　84

エビデンス集（データ編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　84

エビデンス集（資料編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　85

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 大阪物療大学の建学の精神と教育目標

（1）建学の精神について

「物療学園（以下「本学園」という）」は、昭和 8（1933）年に「物療学院」として設立された。本学園では、「之科學為報國修（これ科學を國に報いる為に修む）」を建学の精神としている。その意味は、「科学を勉強するのは自分のためではなく、社会に貢献するため」というもので、「単なる技術者の養成ではなく、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りをもち、人の心と温かさがわかる医療の専門職業人の育成」を教育理念としており、職業教育を中心とした教育体系の中で、実践的な知識や技術等を習得した人材を育成することを目標としている。

（2）教育目標について

大阪物療大学（以下「本学」という）では、建学の精神を継承しつつ、放射線医学分野が人間を対象とする学問であり、「人間教育」の考え方を基本として、専門分野に関する知識と技術の習得に加えて、幅広い視野と豊かな人間性を兼ね備えた人材の育成を目指すことから、「人間教育を根幹とした人材の育成」を教育目標としている。また、地域社会における人材需要の養成に応えることを目的として設置したことから、「地域社会への積極的な貢献」をも教育目標としている。

2. 大阪物療大学が目指す大学像

（1）本学の「理念・目的」について

昭和 8（1933）年に設立された「物療学院」は、昭和 26（1951）年に「大阪物療専門学校」に校名を改称した。以来、医療現場に数多くの優秀な人材を輩出し、平成 23（2011）年 4 月、放射線医療現場における、より専門的な知識や技術を持つ診療放射線技師の専門教育の必要性、診療放射線技師の高学歴志向、地方自治体や職能団体からの要望等、社会の要請に応えるため、「大阪物療大学」として開学した。「学校法人物療学園規程（以下「規程」という）」44 号（大阪物療大学学則（以下「学則」という））第 1 条において、本学の教育理念を「人の心と温かさがわかり、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りを持って、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成すること」と定め、「政令指定都市堺における医療人育成の場として、保健・医療・福祉の分野へ貢献すべく、柔軟で幅広い視野に立った高度な専門知識・技術を教授研究するとともに、豊かな人間性と知性を兼ね備えた実践力に富む有為な人材の育成を図り、もって地域社会における医療の発展並びに人々の健康の保持・増進に貢献することを目的」としている。

（2）本学の個性・特色について

保健医療学部診療放射線技術学科においては、「人間教育を根幹とした人材の育成」及び「地域社会への積極的な貢献」を教育研究上の理念と定めている。また、「規程」61 号（大阪物療大学保健医療学部規程（以下「学部規程」という））第 2 条において「専門性を生かした人材育成により地域医療の向上に寄与する」及び「地域貢献のための教

育・研究拠点として知的資源を還元する」という教育研究上の目的を定めており、また「規程」61 号（学部規程）第 3 条において「放射線医学分野に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を育成することにより、地域社会の医療、保健、福祉の発展と向上に寄与する」と定めている。

その上で、人材育成の目的を、「診療放射線技師に求められる幅広い視野と豊かな人間性の涵養に加えて、診療放射線技術学分野に関する基礎的な理論と技術を習得したうえで、それを現場で活用することができる実践的な能力を備えるとともに、診療放射線技師としての継続教育を見据えて、生涯成長し続けるために必要な基盤となる基本的な資質能力を有した人材を育成する」こととしている。

また、保健医療学部診療放射線技術学科においては、組織として研究対象とする中心的な学問分野を保健衛生学分野における放射線医学分野とし、診療放射線学に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を養成することを目的としている。

学部、学科が担う機能としては、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、放射線医学分野における教育研究と診療放射線技師の養成による「幅広い職業人養成機能」と「特定の専門的分野の教育・研究」、「社会貢献機能」に重点を置いて教育研究に取組むことを特色としている。

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

本学は、設置法人である「学校法人物療学園」が母体となっている。

下記に示すとおり本学園は、昭和 8（1933）年に「物療学院」として設立された。昭和 26（1951）年には、「大阪物療専門学校」へ校名を改称、昭和 28（1953）年には厚生大臣より診療エックス線技師養成学校としての指定を受け、診療放射線技師を中心に数多くの優れた医療人を世に輩出してきた。

そして、平成 23（2011）年には、放射線医療現場における、より専門的な知識や技術を持つ診療放射線技師の専門教育の必要性、診療放射線技師の高学歴志向、地方自治体や職能団体からの要望等、社会の要請に応えるため、「大阪物療大学」を開学した。このような沿革の中、本学園の「建学の精神」のもと、医療人を育成している。

昭和 8（1933）年	初代校長田中金造博士を設立者として勅令私立学校令により「物療学院」を設立する
昭和 9（1934）年	校名を「大阪物療学校」と改称
昭和 10（1935）年	エックス線と物理療法全般並びに関連医学の学術技能を教授する許可を得る
昭和 26（1951）年	診療エックス線技師法の公布に伴い、校名を「大阪物療専門学校」と改称
昭和 28（1953）年	診療エックス線技師法の制定に伴い、診療エックス線技師養成学校として厚生大臣より指定を受ける
昭和 33（1958）年	第二代校長に田中崇宣就任
昭和 44（1969）年	阿倍野校舎（大阪市）落成
昭和 46（1971）年	診療エックス線技師法の改正に伴い、診療放射線技師養成学校として厚生大臣より指定を受ける
昭和 52（1977）年	専修学校の制定に伴い、専修学校としての許可を受ける 「大阪物療専門学校医療専門課程」の設置を許可される
昭和 53（1978）年	学制を 3 年制に改革、「第一・第二本科」を「第一・第二放射線科」と改称
昭和 60（1985）年	学校法人「物療学園」設置の「大阪物療専門学校」となる 田中崇宣、学校法人「物療学園」初代理事長に就任
昭和 63（1988）年	大阪府堺市鳳に新校舎（現 1 号館）完成、移転
平成 5（1993）年	学校創立 60 周年記念式典の挙行
平成 7（1995）年	平成 6 年度卒業生より専門士（医療専門課程）の称号授与開始
平成 11（1999）年	第 2 代理事長に田中信行就任 第 3 代校長に田中博司就任
平成 14（2002）年	大阪府堺市下田町に第二校舎（現 4 号館）完成 理学・作業療法学科開設
平成 16（2004）年	学園本部校舎（現 3 号館）完成（情報処理教室併設） イングリッシュガーデン開設（現 1 号館）

平成 18（2006）年　第 3 代理事長に田中博司就任
平成 22（2010）年　大阪物療大学保健医療学部診療放射線技術学科設置を認可される
平成 23（2011）年　大阪物療大学　開学
平成 25（2013）年　大阪物療専門学校　閉校

2. 本学の現況

（1）大学名

大阪物療大学

（2）所在地

1 号館　大阪府堺市西区鳳北町 3 丁 33
2 号館　大阪府堺市西区鳳北町 3 丁 13-1
3 号館　大阪府堺市西区鳳東町 4 丁 410-5
4 号館　大阪府堺市西区下田町 23-1
片蔵グラウンド　大阪府堺市南区片蔵 141 番 1 及び 142 番 1

（3）学部の構成

保健医療学部　診療放射線技術学科

（4）学生数　（平成 27（2015）年 3 月 31 日現在）

学部	学科	学生総数	学年別学生数			
			1 年	2 年	3 年	4 年
保健医療学部	診療放射線技術学科	267	84	100	83	--（※）

※平成 26（2014）年度の 4 年次生 66 名は
平成 27（2015）年 3 月 20 日付で全員卒業。

（5）教員数　（平成 27（2015）年 3 月 31 日現在）

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
保健医療学部	診療放射線技術学科	15	2	4	1	2	24

（6）職員数　（平成 27（2015）年 3 月 31 日現在）

専任職員	嘱託・契約職員	合計
9	19	28

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的等

1－1　使命・目的及び教育目的の明確性

≪1－1 の視点≫

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

（1）1－1 の自己判定

基準項目 1－1 を満たしている。

（2）1－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

物療学園（以下「本学園」という）の目的は、「学校法人物療学園規程（以下「規程」という）」第 1 号（学校法人物療学園寄附行為（以下「寄附行為」という））第 3 条に「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献できる豊かな心と健やかな体を携えた医療人を育成することを目的とする。」と明確に定めている。【資料 1-1-1】

また、「規程」第 44 号（大阪物療大学学則（以下「学則」という）第 1 条に、大阪物療大学（以下「本学」という）の目的を「大阪物療大学は、「之科學為報國修（これかがくをくににむくいるためにおさむ）」という建学の精神に則り、「人の心と温かさがわかり、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りを持って、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成すること。」を教育理念とする。政令指定都市堺における医療人育成の場として、保健・医療・福祉の分野へ貢献すべく、柔軟で幅広い視野に立った高度な専門知識・技術を教授研究するとともに、豊かな人間性と知性を兼ね備えた実践力に富む有為な人材の育成を図り、もって地域社会における医療の発展並びに人々の健康の保持・増進に貢献することを目的とする。」と明確に定めている。【資料 1-1-2】

さらに、「規程」第 44 号「学則」第 4 条に、学部及び学科の教育研究上の目的を、「保健医療学部診療放射線技術学科は、放射線医学分野に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を育成することにより、地域社会の医療、保健、福祉の発展と向上に資する有為な人材の育成を目的とする。」と明確に定めている。【資料 1-1-2】

建学の精神は大学ホームページ等に公表しており、この建学の精神に基づき、「学生便覧・履修要項」「大学案内」「学生募集要項」等には学生や受験生、保護者に向け、その意味や内容が具体的かつ明確に簡潔な文章で説明する工夫が見られ、寄附行為、大学学則、新設大学設置認可申請書類に記載のとおり、大学の使命・目的及び教育目的は明確である。【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】

1-1-②　簡潔な文章化

建学の精神や目的については、大学ホームページ等に公表しているほか、「学生便覧・履修要項」や「大学案内」、「学生募集要項」等にて学生や保護者に向け、その意味や内容が具体的且つ明確に簡潔な文章で説明する工夫をしている。教職員に対しては入職

時の研修で、入学生や保護者に対しては入学式における学長式辞で必ず説明している。また「大阪物療大学設置認可申請書（以下「大学設置認可申請書」という）趣旨等を記載した書類（以下「趣旨書類」という）」及び大学ポートレートへ参加し、「大学の目的」「学部の目的」「設置学科の目的」にも記載している。大学の使命・目的及び教育目的は明確で、簡潔な文章で広く周知されている。【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】【資料 1-1-8】

◆エビデンス集　資料編

【資料 1-1-1】　規程第 1 号（学校法人物療学園寄附行為）（【資料 F-1】と同じ）
【資料 1-1-2】　規程第 44 号（大阪物療大学学則）（【資料 F-3】と同じ）
【資料 1-1-3】　大学ホームページ「設立の理念・建学の精神」
http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/idea.html
【資料 1-1-4】　学生便覧・履修要項　2013　p.3（【資料 F-5】と同じ）
学生便覧・履修要項　2014　p.3（【資料 F-5】と同じ）
【資料 1-1-5】　大学案内 2014　p.3（【資料 F-2】と同じ）
大学案内 2015　p.26（【資料 F-2】と同じ）
【資料 1-1-6】　平成 26 年度（2014 年度）学生募集要項　p.1（【資料 F-4】と同じ）
平成 27 年度（2015 年度）学生募集要項　p.1（【資料 F-4】と同じ）
【資料 1-1-7】　大学設置認可申請書　設置の趣旨　p.7
【資料 1-1-8】　大学ポートレート
http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000524001000.html
http://up-j.shigaku.go.jp/department/category01/00000000524001001.html

（3）1－1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も引き続き、本学の使命・目的を、教職員や本学学生はもちろんのこと受験生やその保護者を中心に広く周知していく。

特に、社会的にさらなる理解を得られるよう、本学の使命や目的を簡潔な文章で示す工夫を行っていく。

1－2　使命・目的及び教育目的の適切性

≪1－2 の視点≫

1-2-①　個性・特色の明示

1-2-②　法令への適合

1-2-③　変化への対応

（1）1－2 の自己判定

基準項目 1－2 を満たしている。

（2）1－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-①　個性・特色の明示

本学の最大の特徴は、保健医療学部診療放射線技術学科のみの単一学部単一学科から構成される点であり、組織としての研究対象とする中心的な学問分野を保健衛生学分野における放射線医学分野としている点である。診療放射線学に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を養成することを目的としている。【資料 1-2-1】

特に、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、放射線医学分野における教育研究と診療放射線技師の養成による「幅広い職業人養成機能」と「特定の専門的分野の教育・研究」、「社会貢献機能」に重点を置いて教育研究に取り組んでいることも、特色として挙げられる。【資料 1-2-1】

具体的には、「規程」第 61 号（大阪物療大学保健医療学部規程（以下「学部規程」という））第 2 条に定められているように、「専門性を活かした人材育成により地域医療の向上に寄与する」こと、「地域貢献のための教育・研究拠点として知的資源を還元する」ことを学部の特色とし、また学科としては「放射線医学分野に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を育成することにより、地域社会の医療、保健、福祉の発展と向上に寄与する」ことを特色としている。【資料 1-2-2】

規程第 61 号（学部規程）に定められ且つ「大学設置認可申請書　趣旨書類」で明確化された教育研究上の目的・特色は、大学ホームページに掲載するだけでなく、「大学案内」や「学生便覧・履修要項」に明示する等、情報公開に努めている。これにより、在学生・教職員はもとより受験生や保護者のほか一般の方々にも認識されているといえる。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】

数万人の学生が在籍するマンモス大学と比べ、1 学年定員 80 人と小規模大学だからこそできる少人数教育にも取り組んでいる。特に 1 年次には学生約 8 人に対し 1 人の割合で担任教員を配置する少人数担任制を図ることで、学生一人ひとりに専門知識・技術に限らず、「人間教育を根幹とした人材の育成」を目指した、きめ細かい指導・サポートを実践している。さらに、入学前からの基礎教育により、学生が円滑に専門分野のカリキュラムに取り組めるよう、入学時点での学力の向上を図るための入学前教育を行っている。また、入学後に、理数系の成績に不安のある学生でも自信を持って授業を受けられるよう、必要に応じて基礎学力レベルを高めるための基礎ゼミナールを手厚く行っている点も本学の特色といえる。【資料 1-2-1】【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】

1-2-②　法令への適合

使命・目的及び教育目的については、「規程」第 44 号（大阪物療大学学則）第 1 条に「大阪物療大学は、「之科學為報國修」という建学の精神に則り、「人の心と温かさがわかり、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りを持って、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成すること。」を教育理念とする。政令指定都市堺における医療人育成の場として、保健・医療・福祉の分野へ貢献すべく、柔軟で幅広い視野に立った高度な専門知識・技術を教授研究するとともに、豊かな人間性と知性を兼ね備えた実践力に富む有為な人材の育成を図り、もって地域社会における医療の発展並びに人々の

健康の保持・増進に貢献することを目的とする。」と定めている。これは、学校教育法第 83 条に定める大学の目的に適合している。【資料 1-2-9】

1-2-③　変化への対応

今日の高等教育機関は、その教育・研究機能を通じて、これまで以上に地域社会への貢献を果たすことが社会的使命となっている。また近年、医療技術者としての役割や責任の拡大により、豊かな人間性や高い倫理観、対人関係能力が求められていることから、本学の教育理念はまさしく現代の社会環境の変化に順応した理念といえる。

また、より教育効果を高める為、カリキュラムの再編を行い、平成 27 年（2015）年度入学生より施行する。

◆エビデンス集　資料編

【資料 1-2-1】　大学設置認可申請書　趣旨書類　p.19（【資料 1-1-7】と同じ）
【資料 1-2-2】　規程第 61 号（大阪物療大学保健医療学部規程）
【資料 1-2-3】　大学ホームページ「設立の理念・建学の精神」
http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/idea.html（【資料 1-1-3】と同じ）
【資料 1-2-4】　大学案内 2014　p.3（【資料 F-2】と同じ）
大学案内 2015　p.26（【資料 F-2】と同じ）
【資料 1-2-5】　学生便覧・履修要項　2013　p.3（【資料 F-5】と同じ）
学生便覧・履修要項　2014　p.3（【資料 F-5】と同じ）
【資料 1-2-6】　大学案内 2014　p.10（【資料 F-2】と同じ）
大学案内 2015　p.2、p.7（【資料 F-2】と同じ）
【資料 1-2-7】　大学ホームページ
http://www.butsuryo.ac.jp/feature/
【資料 1-2-8】　講義計画書（シラバス）2013
講義計画書（シラバス）2014
【資料 1-2-9】　規程第 44 号（大阪物療大学学則）（【資料 F-3】と同じ）

（3）1―2 の改善・向上方策（将来計画）

完成年度以降も引き続き、設置の趣旨及び目的等が活かされるよう、事業計画に基づき確実に実行していくとともに、大学本来の使命を果たし、社会の発展に貢献していくために、教育の質を確保し、時代を切り拓く取り組みに挑んでいく。今後は将来構想として、学科増設に取り組んでいく予定である。

個性・特色については大学ホームページや大学ポートレートの活用及び「大学案内」等の各種資料に明示し、法令及び本学の使命・目的及び教育目的並びに組織を運営し、大学教育の質の向上に向けた教育課程の変更や事務組織の改革を行うことにより、社会環境の変化に対応できる改善を検討し実施していく。

1－3　使命・目的及び教育目的の有効性

≪1－3 の視点≫

1-3-①　役員、教職員の理解と支持

1-3-②　学内外への周知

1-3-③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

（1）1－3 の自己判定

基準項目 1－3 を満たしている。

（2）1－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-①　役員、教職員の理解と支持

大学の使命・目的及び教育目的については、本学園の役員・教職員が共有してその意識を保ち、継続して浸透が図れるよう取り組んでおり、理解と支持を得ている。

具体的な取り組みとしては、教職員に対しては入職時に「学校法人物療学園規程集（以下「規程集」という）」を配付し、学園の「寄附行為（「規程」1 号）」をはじめ「学則（「規程」44 号）」等重要な「規程」について研修を行い、理解を得ている。特に、「建学の精神」を具体的に理解し実践するため、教職員だけでなく学生も対象として、大学校舎内や学園本部前、大学ホームページ、大学ポートレート等に明示し、その理解を促すために広く周知を行っている。また、教職員として業務に携わる上で大切なことは、定期的に教職員に実施される FD 研修及び SD（Staff Development）研修で確認している。また、日常的に継続性を保つため、教員会議、事務連絡会、朝礼等を効果的に利用し周知し、意識の持続及び継続を保っている。【資料 1-3-1】【資料 1-3-2】【資料 1-3-3】【資料 1-3-4】【資料 1-3-5】【資料 1-3-6】

役員は、大学案内や募集要項、自己点検評価・報告書、ホームページ、事業計画書、事業報告書等により、建学の精神に基づいた本学の教育目的を再認識するとともに確認し、その教育目的が継続的に且つ有効的に教育内容に反映されていることを理解し支持している。また、当学園の規程集に定める当学園の内部規則についてその内容を十分に把握し､理事会における内部規則の改正審議の場において､教育目的が規則等に合致し、有効に働いていることを確認して判断を下している。【資料 1-3-4】【資料 1-3-7】【資料 1-3-8】【資料 1-3-9】【資料 1-3-10】【資料 1-3-11】

1-3-②　学内外への周知

大学ホームページや大学ポートレート、「学生便覧・履修要項」、「大学案内」等の刊行物を通して、また、「オープンキャンパス」や地域貢献としての「市民公開講座」等の機会を通して学内外への周知に努めている。【資料 1-3-4】【資料 1-3-11】【資料 1-3-12】【資料 1-3-13】【資料 1-3-14】

本学新入生に対しては、入学式や新入生オリエンテーション等の各種ガイダンス、また、「新入生 1 泊研修」において本学の建学の精神の周知を図っている。在学生に対しては、社会人としての資質能力の向上のためのキャリアガイダンスや、オリエンテーション等の機会を通して、周知を図っている。

1-3-③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学の中長期的な計画に関しては、理事会で本学の使命・目的及び教育目的を踏まえた上で、基本方針が協議され示されている。この基本方針に従って、評議員会の意見を取り入れながら、理事会において次年度事業計画について審議され決定されている。その方針は、大学の最高決定会議である「学園運営委員会（現：大学運営会議）」で大学の方針へ反映されている。理事会で決定した学園の方針や学園運営委員会（現：大学運営会議）で決定した大学の方針は学内の教職員に周知されている。教学面における決定事項は、教授会において教授へ周知され、教学面へ反映されるとともに、事務面における決定事項については事務局長を通じて各部門に指示伝達が行われ、事務運営に反映されている。【図 1-3-1】

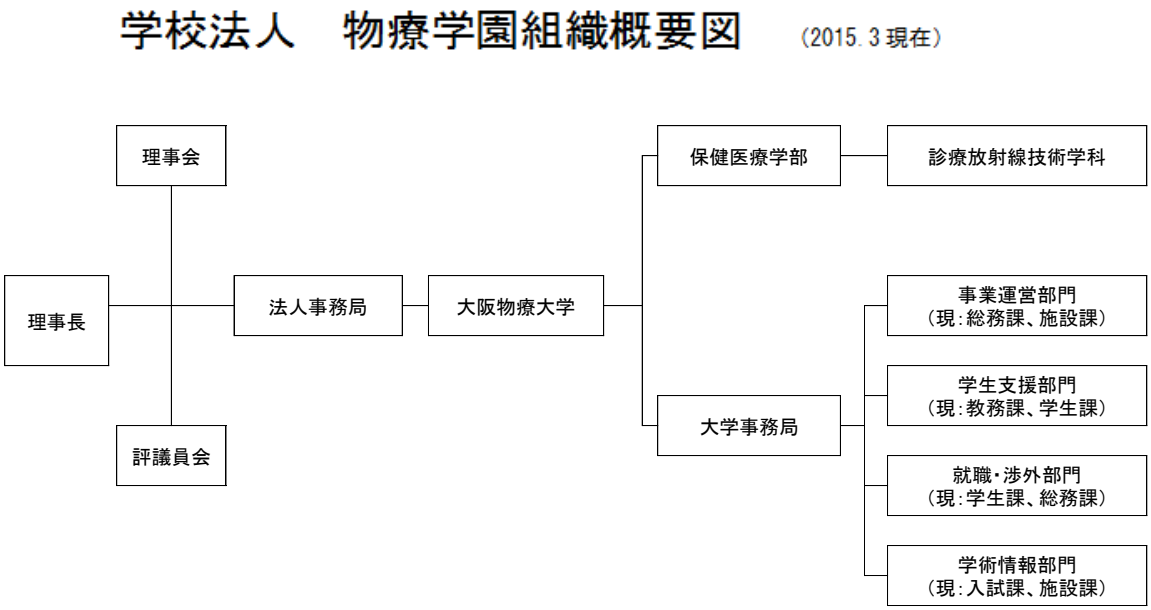

【図 1-3-1】　学校法人物療学園組織概要図

3 つの方針（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）への本学の使命・目的及び教育目的の反映については、以下の通りである。

アドミッションポリシーについては、「①保健医療技術分野への進学に関して確かな目的意識を持っている人　②目標へ向かって意欲的・継続的に自ら学ぶ姿勢を持ち続ける人　③信頼される医療人を志す者として責任ある行動をとりつつ、素直な人間関係を築ける人」と明確に定めて大学ホームページ及び「学生募集要項」及び大学ポートレートに示し広く周知を行い、このポリシーに合った学生を確保できるよう、入学者の選抜を実施している。【資料 1-3-15】【資料 1-3-16】

カリキュラムポリシーについては、建学の精神及び教育の理念に基づいて、「①革新進歩し高度化する保健医療に柔軟に対応できる幅広い基礎的・専門的な知識と技術を身につける。②高い医療倫理観を養い、対人関係における意思疎通力と指導力を身に着け、

医療環境への適正維持・安全管理技術を修得する。③チーム医療体制における医療スタッフとの協調・協働姿勢を涵養し、医療向上に貢献できる研究・研鑽力を身につける。」と明確に定めて大学ホームページ及び大学ポートレートに示し、広く周知を行い、教育課程を編成し、実施している。【資料 1-3-17】【資料 1-3-18】

また、ディプロマポリシーについては、「①医療の高度化や専門特化に対応するための基礎的な知識と技術の習得により、技術革新に対応する能力を持っている。　②広い視野と豊かな人間性、高い倫理観、的確な対人関係形成力によるリーダーシップとコミュニケーション能力を持っている。　③チーム医療の一員として協調・協働し、継続的な研究・研鑽力、探求心を身に付け、医療の向上に寄与できる能力を持っている。」と明確に定め、大学ホームページ及び大学ポートレートに示し、広く周知を行い、このポリシーに基づき卒業認定及び学位授与を行っている。【資料 1-3-18】【資料 1-3-19】

卒業認定基準等については、「規程」44 号（学則）第 34 条第 1 項に「学長は、修業年限に規定する期間以上本学に在学し、所定の科目を履修してその単位を修得し、学部規定等で定める卒業の要件を満たした者に対し、教授会の議を経て、卒業を認定する。」、同条第 2 項に「学長は、前項の規定により卒業を認定された者に学士の学位を授与する。本学において授与する学位は次の通りである。保健医療学部　診療放射線技術学科　学士（診療放射線学）」と明確に定められている。さらに、61 号（学部規程）第 23 条に卒業要件単位数が定められており、カリキュラムポリシーに沿って学修した者に学位が授与されることになっている。【資料 1-3-20】【資料 1-3-21】

このように、柔軟で幅広い視野に立った高度な専門知識・技術を教授するとともに、豊かな人間性と知性を兼ね備えた実践力に富む有為な人材、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成するために、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーに反映している。

1-3-④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

学部・学科の教育研究組織は、使命・目的及び教育目的を達成するために、教員の半数にあたる 11 人が診療放射線技師であり、ほかにも医師 2 名、歯科医師 1 名、医療分野における研究機関・メーカー出身者等で構成されていることから、高度な専門知識や技術を教授研究でき、臨床での実践力に富む有為な医療職人材の育成が可能となっている。

◆エビデンス集　資料編

【資料 1-3-1】　学校法人物療学園規程集（【資料 F-9】と同じ）

【資料 1-3-2】　規程 1 号（学校法人物療学園寄附行為）（【資料 F-1】と同じ）

【資料 1-3-3】　規程 44 号（大阪物療大学学則）（【資料 F-3】と同じ）

【資料 1-3-4】　大学ホームページ「設立の理念・建学の精神」
http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/idea.html（【資料 1-1-3】と同じ）
大学ポートレート
http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/0000000052400100

0.html（【資料 1-1-8】と同じ）
【資料 1-3-5】　FD 研修・SD 研修一覧
【資料 1-3-6】　FD 研修・SD 研修資料
【資料 1-3-7】　自己点検評価・報告書　2011 年度～2012 年度
【資料 1-3-8】　平成 26 年度（2014 年度）学生募集要項　p.3（【資料 F-4】と同じ）
平成 27 年度（2015 年度）学生募集要項　p.3（【資料 F-4】と同じ）
【資料 1-3-9】　学校法人物療学園　平成 25 年度事業計画書（【資料 F-6】と同じ）
学校法人物療学園　平成 26 年度事業計画書（【資料 F-6】と同じ）
【資料 1-3-10】　学校法人物療学園　平成 24 年度事業報告書（【資料 F-7】と同じ）
学校法人物療学園　平成 25 年度事業報告書（【資料 F-7】と同じ）
【資料 1-3-11】　大学案内 2014 p.3（【資料 F-2】と同じ）
大学案内 2015 p.26（【資料 F-2】と同じ）
【資料 1-3-12】　学生便覧・履修要項　2013 p.3（【資料 F-5】と同じ）
学生便覧・履修要項　2014 p.3（【資料 F-5】と同じ）
【資料 1-3-13】　オープンキャンパス開催一覧
【資料 1-3-14】　市民公開講座開催一覧
【資料 1-3-15】　大学ホームページ「アドミッションポリシー」
http://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm_policy.html
【資料 1-3-16】　平成 26 年度（2014 年度）学生募集要項 p.4（【資料 F-4】と同じ）
平成 27 年度（2015 年度）学生募集要項 p.4（【資料 F-4】と同じ）
【資料 1-3-17】　大学ホームページ「カリキュラムポリシー」
http://www.butsuryo.ac.jp/concept/curri_policy.html
【資料 1-3-18】　大学ポートレート
http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000524001000.html（【資料 1-1-8】と同じ）
【資料 1-3-19】　大学ホームページ「ディプロマポリシー」
http://www.butsuryo.ac.jp/concept/dip_policy.html
【資料 1-3-20】　規程 44 号（大阪物療大学学則）第 34 条（【資料 F-3】と同じ）
【資料 1-3-21】　規程 61 号（大阪物療大学保健医療学部規程）第 23 条（【資料 1-2-2】と同じ）
【資料 1-3-22】　大学設置認可申請書（【資料 1-1-7】と同じ）
【資料 1-3-23】　設置計画履行状況報告書
【資料 1-3-24】　大学ホームページ「学園情報」
http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/

（3）1－3 の改善・向上方策（将来計画）

完成年度以降も使命・目的及び教育目的を有効に実践するために必要なことは、建学の精神に基づいて明確に定めている教育理念のもとで、事業計画を踏まえてその目標を達成するために着実に履行していくことである。「大阪物療大学【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書（以下「設置計画履行状況報告書」という）」にて毎年報告し、

内容は大学ホームページで広く公表しているとおりであるが、完成年度以降においても継続的に努力を重ねて、その使命・目的に沿って実践し、更なる改善を加えていく。【資料 1-3-23】【資料 1-3-24】

［基準 1 の自己評価］

建学の精神、使命・目的及び教育目的は、具体的で簡潔な文章で明確に表現され、広く周知されている。教職員へは研修で、本学学生へは大学行事等で、また受験生やその保護者をはじめとする学外に対しては、大学のホームページや各種資料に明示することで周知している。今後、さらなる理解を得られるよう、本学の使命や目的を簡潔な文章で示す工夫をし、周知を行っていく。

本学の使命・目的及び教育目的を反映して、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを策定し、これらのポリシーに従って新しい社会の要請に応える医療人育成を行っている。

基準 2. 学修と教授

2－1　学生の受入れ

≪2－1 の視点≫

2-1-①　入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（1）2－1 の自己判定

基準項目 2－1 を満たしている。

（2）2－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①　入学者受入れの方針の明確化と周知

本学では「人間教育」の考え方を基本としており、育成する人材像としては「自律性を備え、総合的な判断力を有する人材」としている。これは「学生募集要項」に明記している。また以下のような、入学者受入れ方針を定め、「学生募集要項」並び大学ホームページに明記している。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】

1　保健医療技術分野への進学に関して確かな目的意識を持っている人
2　目標へ向かって意欲的・継続的に自ら学ぶ姿勢を持ち続ける人
3　信頼される医療人を志す者として責任ある行動をとりつつ、素直な人間関係を築ける人

これらの受入れ方針は、受験生・保護者に対しては、「学生募集要項」や大学ホームページ等を通して周知に努めるとともに、オープンキャンパスや入試説明会を通じて周知している。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】

また、高等学校の教員に対しては、就職・渉外部門（現：総務課）の担当者が主に近畿地区の高等学校を訪問して情報提供を図るのみならず、本学の少人数担任制のメリットを生かして、各担任教員が担当する在学生の出身高校を訪問し、本学に入学した学生の修学状況に加えて、本学の情報提供をも行っている。【資料 2-1-5】【資料 2-1-6】

以上のように、入学者受入れの方針は明確に定められており、それらの周知についても適切に行われていると判断している。

2-1-②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学では、入学者選抜区分として「推薦入試」「一般入試」「社会人入試」を導入している。入学者受入れ方針を踏まえた学生の受入れ方針に沿った学生受入れを行うために、入学試験では全ての選抜区分に筆記試験を課すとともに、全員に面接試験を課すことで受入れる学生像を確認し、総合的に選抜を行っている。

また、より多くの受験生に対して門戸を広げるために、平成 27（2015）年度入試においては、推薦入試における出願要件及び試験の実施回数、筆記試験の時間、一般入試における受験科目の変更を行った。受験生の動向に合わせた入学者選抜が行えるよう、学生受入れの工夫を行っている。【資料 2-1-7】

このように、入学者選抜試験において全員に筆記試験及び面接試験を課すことにより、入学者受入れ方針に沿って公正且つ適切に学生が受入れられていると判断している。また、学生受入れ方法の工夫も行われている。

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去 2 年間における入学定員に対する入学者の比率は【表 2-1-1】のように推移している。

【表 2-1-1】　各入試実施年度における入学定員に対する入学者の比率

入試実施年度	入学定員に対する入学者の比率
平成 26（2014）年度入試 （平成 25（2013）年度実施）	1.08 倍
平成 27（2015）年度入試 （平成 26（2014）年度実施）	1.04 倍

平成 26（2014）年度入試、平成 27（2015）年度入試ともに適切な学生受入れ数を維持できていると判断している。

◆エビデンス集　資料編

【資料 2-1-1】　平成 26 年度（2014 年度）学生募集要項 p.4（【資料 F-4】と同じ）
平成 27 年度（2015 年度）学生募集要項 p.4（【資料 F-4】と同じ）

【資料 2-1-2】　大学ホームページ「アドミッションポリシー」
http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/adm_policy.html（【資料 1-3-15】と同じ）

【資料 2-1-3】　オープンキャンパス開催一覧（【資料 1-3-13】と同じ）

【資料 2-1-4】　入試説明会開催一覧

【資料 2-1-5】　平成 25 年度　高校訪問件数実績

【資料 2-1-6】　平成 26 年度　高校訪問件数実績

【資料 2-1-7】　受験科目の変遷

（3）2－1 の改善・向上方策（将来計画）

入学者受入れ方針に沿った試験方法が実施されているが、受験生の動向や声を参考に、入学者選抜方法を変更することで、より適切な入学者受入れが行えるよう、今後も改善を続けていく。

また、開学以降行っている、新聞広告、駅看板およびポスター掲示等の広告活動をより強化し、またこれまで以上に高校訪問を通じて大学の認知度を向上させるとともに、本学の学生受入れ方針の周知を図り、さらなる志願者数の増加に繋げていく。

2-2　教育課程及び教授方法

≪2－2 の視点≫

2-2-①　教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-②　教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫

(1)　2-2 自己判定

基準項目 2－2 を満たしている。

(2)　2-2 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①　教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

保健医療学部診療放射線技術学科の教育課程は、「1 革新進歩し高度化する保健医療に柔軟に対応できる幅広い基礎的・専門的な知識と技術を身につける。2 高い医療倫理観を養い、対人関係における意思疎通力と指導力を身につけ、医療環境への適正維持・安全管理技術を修得する。3 チーム医療体制における医療スタッフとの協調・協働姿勢を涵養し、医療向上に貢献できる研究・研鑽力を身につける。」とカリキュラムポリシーを定め、教育課程編成方針を明確化した上で編成されている。【資料 2-2-1】

2-2-②　教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫

大学設置基準における教育課程の編成方針を踏まえたうえで、「診療放射線技師に求められる幅広い視野と豊かな人間性の涵養に加えて、診療放射線技術学分野に関する基礎的な理論と技術を習得したうえで、それを現場で活用することができる実践的な能力を備えるとともに、診療放射線技師としての継続教育を見据えて、生涯成長し続けるために必要な基盤となる基本的な資質能力を有した人材を育成する」という学部教育における人材養成の目的を達成することから、教育課程を「基礎教育課程」と「専門教育課程」に区分し、体系的な学習が可能となるように編成している。【資料 2-2-2】【図 2-2-1】

教育課程では、本学の教育目的および 4 年制大学として学士の学位を授与することに照らし、本学の「育成する人材像」を具体化するために学生が履修すべき科目については必修科目として配置している。

保健医療学部診療放射線技術学科では、放射線医学に関する基礎、基本を体系的に履修することが可能な教育課程の編成にするために、「専門科目」を大きく「診療画像技術」、「核医学検査技術」、「放射線治療技術」、「医用画像情報」、「放射線安全管理」の 5 領域に括り、各々の領域ごとの科目数及び単位数に応じて、専門分野における教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する教授及び准教授、講師、助教を適切に配置している。【図 2-2-1】

平成 25（2013）年 12 月には教育課程編成ワーキンググループが発足し、医療現場におけるコミュニケーション能力の向上を目的として「他者との協調・協働」「チーム医療の実践」ができる人材育成につながる授業内容を充実させるため、基礎教育科目から専門基礎科目、さらに専門科目へと関連づけたカリキュラムの再編成を行い、文部科学省へ申請・承認を得て、平成 27（2015）年度より新カリキュラムへ移行する。

なお、職業人養成機能を果たすことから、理論と実践の融合に向けて、技術学系の科目については、当該科目の特質を踏まえて、診療放射線技術に関する豊富な実務経験を

有する教員を配置するとともに、学部としての一定の研究機能を果たすことから、博士号等の学位や十分な研究業績を有する教員をバランスよく配置している。なお、各科目における授業内容やその方法の工夫については、各科目「講義計画書（シラバス）（以下、「シラバス」という）」内に明記されている。【資料 2-2-3】

また、本学 FD 委員会において、学生に授業改善についての「授業アンケート」を実施し教員へフィードバックすることで更なる授業改善に努めるようにしている。また FD 委員会による、有効な授業方法を行い教育方法の改善や教員間での情報交換等を行う FD 研修会や教員相互授業参観を行い、教授内容及び方法の改善に役立てるための取り組みを行っている。【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】

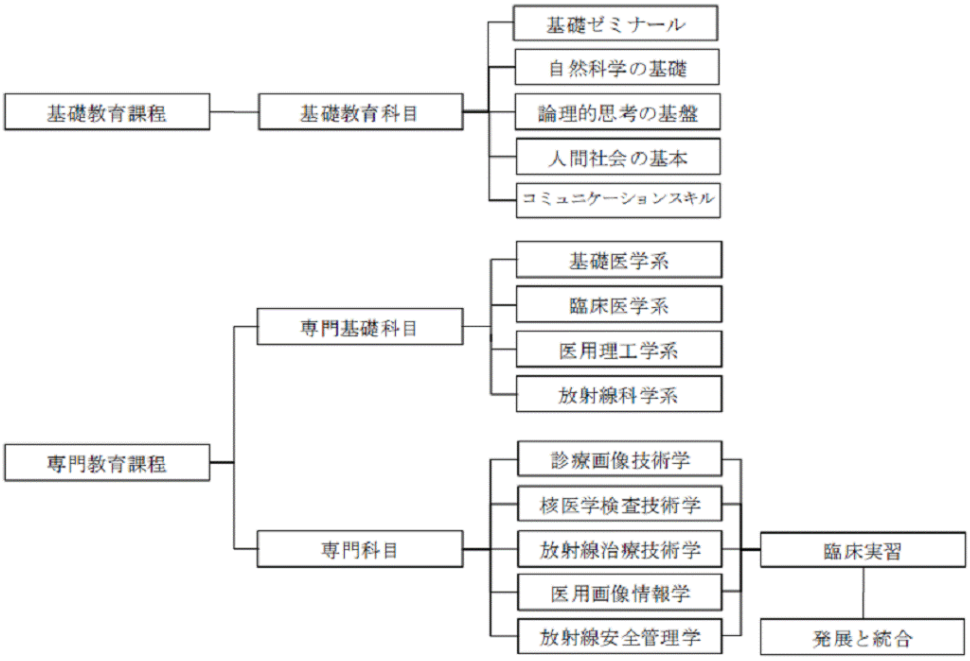

【図 2-2-1】保健医療学部診療放射線技術学科の教育課程区分

◆エビデンス集　資料編

【資料 2-2-1】　カリキュラムポリシー

【資料 2-2-2】　学生便覧・履修要項 2014　p.3（【資料 F-5】と同じ）

【資料 2-2-3】　講義計画書（シラバス）2013（【資料 1-2-8】と同じ）

講義計画書（シラバス）2014（【資料 1-2-8】と同じ）

【資料 2-2-4】　平成 25～26 年度 授業アンケート報告

【資料 2-2-5】　平成 25～26 年度 FD 研修会 実施状況一覧

【資料 2-2-6】　平成 25～26 年度 教員授業相互参観報告

(3)　2-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も引き続き豊富な実務経験を有する教員を配置するとともに、十分な研究業績を有する教員をバランスよく配置する。各科目における授業内容やその方法の工夫につい

ては、教育方針に則った授業計画を「シラバス」内に明記する。

2－3　学修及び授業の支援

≪2－3 の視点≫

2-3-①　教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

（1）2－3 の自己判定

基準項目 2－3 を満たしている。

（2）2－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①　教育職員と事務職員の協働並びに TA（Teaching Assistant）等の活用による学修支援及び授業支援の充実

教員と職員の協働については、本学では大学全体として学生支援を行うこととし、学生支援部門（現：学生課、教務課）を中心に相談を受け付ける体制を整えており、学生生活に関することについて、いつでも、どんな相談でも受け付けている。また、少人数担任制、オフィスアワー、補習など効果的な学修支援を行っている。【資料 2-3-1】

少人数担任制により、個々の学生の修学状況および学生生活を把握することできめ細やかな学修支援を行っている。【資料 2-3-2】

教員は、オフィスアワーを週当たり 1 回設定し、授業の最初に受講生に通知するとともに、学生掲示板に掲示することで、学生の自主的な学習を促すための学修支援を行っている。【資料 2-3-3】

1 年次生「基礎ゼミナール」に学内実習体験・施設見学を取り入れ、学生の能動的な学修につながる動機付けを図っている。【資料 2-3-4】

少人数担任制、オフィスアワー、および補習などが行われており、学生が活用できる効果的な学修支援や個別面談による学生指導体制は整っている。学生への指導体制を充実させるため、全教員で学内実習の対応にあたっているが、教育補助員（TA・スタディ・アドバイザー）の採用による実験科目や演習科目等の授業支援並びに学修支援は図られてはいないが、演習科目や実験科目は必要に応じて複数教員で学修支援を行っている。

◆エビデンス集　資料編

【資料 2-3-1】　新年度オリエンテーション資料

【資料 2-3-2】　担任教員一覧

【資料 2-3-3】　オフィスアワー一覧

【資料 2-3-4】　「基礎ゼミナール」オリエンテーション配布資料

（3）2－3 の改善・向上方策（将来計画）

大学院を設置しておらず、本学の特色から教育補助員（TA・SA）を導入することは難しいが、大学の規模が小さいというメリットを生かし、少人数担任制、オフィスアワーや、個別面談等により、全教育職員を中心とした学修支援を継続して行っていく。

2－4　単位認定

≪2－4 の視点≫

2-4-①　単位認定、進級及び卒業・修了認定の基準の明確化とその厳正な適用

(1)　2-4 の自己判定

基準項目 2－4 を満たしている。

(2)　2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-①　単位認定、進級及び卒業・修了認定の基準の明確化とその厳正な適用

単位認定、GPA 活用、進級、卒業・修了認定の基準の明確化については、下記 1.～10.に示す通り、各々規程と計画書と各種指針・基準によって、明確に規定されていて厳正に適用されている。

1.単位認定

単位認定は、本学「大阪物療大学保健医療学部規程」第 16～18 条、および、同「大阪物療大学保健医療学部履修規程（以下「履修規程」という）」、さらに、「講義計画書」（2013 年版、2014 年版）に記載された各科目の「（成績）評価基準」に則って厳密に科目担当教員によって実施され、さらに、教務委員会で全科目の単位認定について審議し、次いで、教授会で承認する各段階を経て、厳正に運用されている。【資料 2-4-1】【資料 2-4-2】【資料 2-4-3】

2.GPA の活用

GPA については、全学年、各年度前期･後期ごとに算出された一覧表が学生支援部門教務グループ（現：教務課）より教務委員会・教授会へ提出され、担任教員による履修指導や学修支援、クラス分け等に活用されている。学生へ各期（前期・後期）の終わりに配布する「成績通知書」には期毎の GPA が記載されており、学生自身が学修成果の推移を把握できるようにしている。【資料 2-4-4】

3.進級判定

進級可否判定は、本学「履修規程」第 19 条などに則って厳正に実施すべく、2 年次から 3 年次への進級要件、および、3 年次から 4 年次への進級要件が定められている。具体的には、次の通りである。【資料 2-4-1】

第 19 条第 2 項　3 年次への進級要件は、次の各号のすべてに該当すること。
(1)1 年次から 2 年次までに配当されている必修科目のうち、単位未修得科目（実験、実習科目を除く）が 2 科目以内であること。
(2)1 年次から 2 年次までに配当されている実験・実習科目の単位をすべて修得されていること。

第 19 条第 3 項　4 年次への進級要件は、次の各号のすべてに該当すること。
(1)1 年次から 3 年次までに配当された必修科目の単位をすべて修得していること。

(2)専門基礎分野の選択科目を 12 単位以上修得していること。
(3)専門分野の選択科目を 10 単位以上修得していること。

4.授業と単位

各科目の単位数は全学生に配布する「学生便覧・履修要項」に掲載の「教育課程表」に明示されている。具体的には、基礎教育科目・専門基礎科目・専門科目に大別されて、配当年次、必修・選択の別、単位数、卒業要件が記載されている。【資料 2-4-5】

これらの内容と履修上の注意点は、年度始めのオリエンテーションだけではなく、前期末・後期開始時・後期末や随時ホームルームでもガイダンスを実施して、学生への周知徹底を図っている。

さらに、少人数担任制の下で、学生個人別に、履修計画を担任教員から指導して履修登録申請書を提出させ、その後のフォローも含めきめ細かい履修指導を実施している。

5.学年と学期

学年と学期については、大阪物療大学学則（以下「学則」という）第 2 章に次の通り記載されており、それに従って実施されている。【資料 2-4-6】

（学年）第 8 条　学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
（学期）第 9 条　学年を次の 2 期に分ける。前期　4 月 1 日から 9 月 30 日まで、
後期　10 月 1 日より翌年 3 月 31 日まで

6.卒業要件と単位数、および、卒業・修了認定の基準

卒業要件としては、「4 年以上在学し、**【表 2-4-1】**の各分野により履修し、その単位を修得する必要があります」と学生便覧に記載している。さらに、その内訳詳細については、年度始めのオリエンテーションのほか、前期末・後期開始時・後期末にもガイダンスを実施して、学生への周知を図っている。【資料 2-4-1】

【表 2-4-1】卒業要件単位数

診療放射線技術学科				
科目区分	必修科目	選択科目	卒業要件	
基礎教育科目	17 単位	14 単位以上	計 31 単位以上	総合計
専門基礎科目	22 単位	14 単位以上	計 36 単位以上	129 単位以上
専門科目	49 単位	13 単位以上	計 62 単位以上	修得すること。

7.卒業及び学位

卒業については、学則の第 34 条（卒業及び学位の授与）に、「学長は、修業年限に規定する期間以上本学に在籍し、所定の科目を履修してその単位を修得し、学部等規定で定める卒業の要件を満たした者に対し、教授会の議を経て、卒業を認定する。」と記載されている。【資料 2-4-6】

学位については、同条第 2 項に、「学長は、前項の規定により卒業を認定された者に学士の学位を授与する。本学において授与する学位は次の通りである。保健医療学部診療放射線技術学科　学士（診療放射線学）」と記載されている。

当該内容は、オリエンテーションやガイダンスで都度学生へ説明し周知されており、「学生便覧・履修要項」にも同条文と概要が記載されている。【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】

8.修業年限と在学年限

「学則」の第 6 条に、「学部の修業年限は 4 年とする」と記載され、さらに、同第 7 条に、「学部の在学期間は、修業年限の 2 倍を超えることはできない。」、および、第 2 項に、「学生が前項の規定する在学年限に達したときは、学生の身分を失う。」と記載されている。【資料 2-4-6】

本学は開学 4 年目なので、当該条項の実際の運用は今後となる。

9.学位授与方針と学位授与基準、および、学位審査手続き

「大阪物療大学学位規則」が制定されており、同規則の第 2 条（学位の名称）に、「本学において授与する学位は、次のとおりとする。保健医療学部 診療放射線技術学科 学士（診療放射線学）」と記載されている。

学位授与方針については、平成 26（2014）年度にディプロマポリシーが制定され、学位授与基準については、同規則第 3 条（学位授与の方針）に、「学位は、学長が、学則第 34 条第 1 項に規定する卒業に必要な要件を満たした者に対して授与する。」と明記されている。また、「大阪物療大学学位規則」においても学位に関連する必要な事項が定められている。【資料 2-4-6】【資料 2-4-7】

10.ディプロマポリシーの確立と制定

ディプロマポリシーついては、既に平成 26（2014）年度に下記の通りアドミッションポリシーとの整合性を併慮して制定されている。【資料 2-4-7】

1　医療の高度化や専門特化に対応するための基礎的な知識と技術の習得により、技術革新に対応する能力を持っている。
2　広い視野と豊かな人間性、高い倫理観、的確な対人関係形成力によるリーダーシップとコミュニケーション能力を持っている。
3　チームとして他者との協調・協働力があり、継続的な研究・研鑽力、探求心を身に付け、地域医療の向上に寄与できる能力を持っている。

単位認定に関連する上記の多面的観点から自己評価を行ない、基準を満たしていると評価した。単位認定、卒業研究、GPA 活用、学位授与関連等を重点的に整備推進し、完成年度の当初での仕上げをほぼ遂行したと評価される。

◆エビデンス集　資料編

【資料 2-4-1】　規程 61 号（大阪物療大学保健医療学部規程）（【資料 1-2-2】と同じ）

【資料 2-4-2】　規程 62 号（大阪物療大学保健医療学部履修規程）
【資料 2-4-3】　講義計画書（シラバス）2013（【資料 1-2-8】と同じ）
　　講義計画書（シラバス）2014（【資料 1-2-8】と同じ）
【資料 2-4-4】　成績通知書サンプル
【資料 2-4-5】　学生便覧・履修要項 2013（【資料 F-5】と同じ）
　　学生便覧・履修要項 2014（【資料 F-5】と同じ）
【資料 2-4-6】　大阪物療大学学則（【資料 F-3】と同じ）
【資料 2-4-7】　ディプロマポリシー

(3)　2-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、全学生へ配布する「学生便覧・履修要項」に成績評価の表示方法について明記するとともに、科目ごとの「評価方法」「評価基準」を「シラバス」に明記し、学生・教員に周知徹底することで成績評価の厳格な運用を行っていく。

また GPA については、今後も、学習支援・履修指導等に活用していく予定である。

キャリアガイダンス

≪2－5 の視点≫

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

（1）2－5 の自己判定

基準項目2－5 を満たしている。

（2）2－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

教育課程内においては、診療放射線技術学分野に関する基礎的な理論と技術を習得した上で、それを現場で活用することができる実践的な能力を備えるための教育を行っている。

「基礎教育課程」においては、「基礎ゼミナール」をはじめとする社会的・職業的自立に必要な知識や能力の育成を行う授業を展開するとともに、「専門教育課程」においては診療放射線技師の資格を持つ教員が中心となり、教育を行っている。授業内容の検討及び実施、授業方法の検討並びに実施、授業の内容や方法の評価については、各委員会や各ワーキンググループ、学生支援部門（現：教務課、及び 現：学生課）が実施する体制を整えている。【図 2-5-1】【資料 2-5-1】

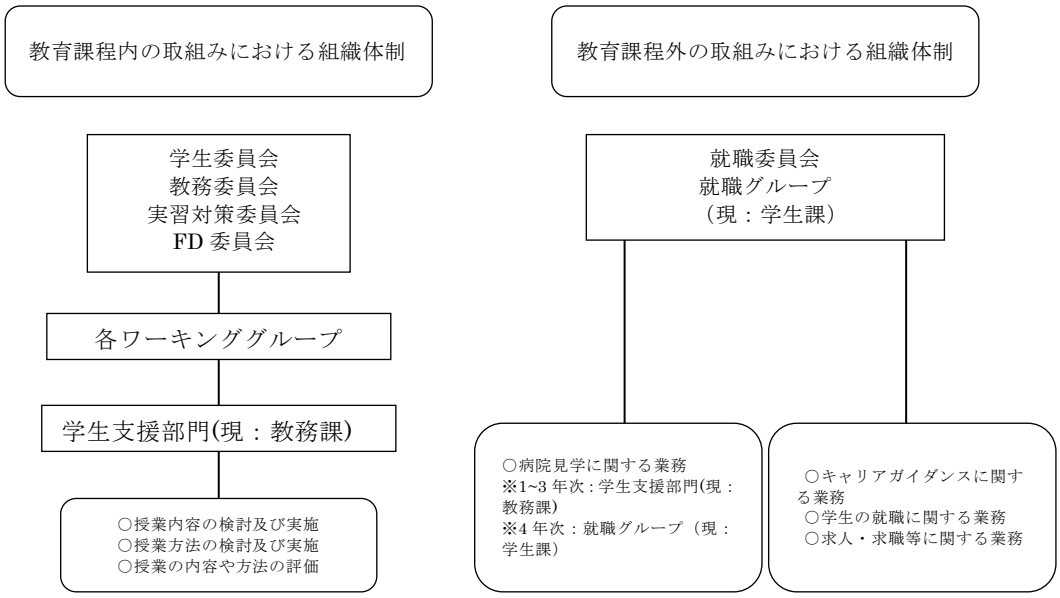

【図 2-5-1】 教育課程内外の取組みにおける組織体制

平成 26（2014）年 4 月の「基礎ゼミナール」では、授業内容に医療人、社会人の「人」としての自覚を持つことを目的として、入学時に一泊研修を取り入れ実施した。さらに、病院見学、施設見学を授業内容に取り入れ、将来医療人として働くことについての意識付けにつながる内容で実施されている。また、平成 25（2013）年 12 月に教育課程編成ワーキンググループが発足し、医療現場におけるコミュニケーション能力の向上を目的として「他者との協調・協働」「チーム医療の実践」ができる人材育成につながる授業内容を充実させる計画が立てられ、平成 27（2015）年度から実施される。【表 2-5-1】【資料 2-5-2】【資料 2-5-3】

キャリアガイダンスについては就職委員会が企画・立案し、就職グループ（現：学生課）が実施している。特に、キャリアガイダンスでは、講演後、参加した学生に小論文形式で学生生活と職業や社会的責任等について考察させる工夫を行っている。また、ボランティア活動についても、医療人キャリア形成に重要であり、そのためのサポート体制を整えている。【図2-5-1】【表 2-5-2】【資料2-5-4】【資料2-5-5】【資料2-5-6】【資料2-5-7】

平成25（2013）年度に作成した就職ハンドブックは、就職活動に際しての心構えや社会人、医療人としてのルールやマナーについてまとめたもので、常に携行を義務付けている。【資料2-5-8】

【表 2-5-1】病院見学参加状況

実施時期	1～3年次生		4年次生	
	参加人数	見学病院数	参加人数	見学病院数
平成25年8月～12月	3 人	3 施設	2 人	2 施設
平成26年6月～9月	2 人	2 施設	21 人	32 施設
平成26年10月～平成27年3月	1 人	1 施設	21 人	35 施設

【表 2-5-2】　キャリアガイダンス実施状況

日時	対象学年	テーマ・内容	参加人数
平成 25 年 6 月 19 日	3	医療人としてのマナーエチケット講座	70 人
平成 25 年 10 月 24 日	3	放射線医療関連業界理解講座（I）	70 人
平成 25 年 10 月 31 日	3	放射線医療関連業界理解講座（II）	70 人
平成 25 年 11 月 28 日	3	就職ハンドブックについての説明	70 人
平成 26 年 1 月 16 日	3	放射線医療関連業界理解講座（III） 履歴書/エントリーシート書き方講座	70 人
平成 26 年 2 月 10 日	3	就職活動を控えた学生への学長訓話	70 人
平成 26 年 2 月 24 日	3	小論文対策講座	70 人
平成 26 年 3 月 28 日	3	マナー・面接対策講座	70 人
平成 26 年 5 月 8 日	1	学生生活の過ごし方とマナー講座	86 人
平成 26 年 5 月 15 日	2	医療現場で求められる放射線技師像	99 人
平成 26 年 5 月 26 日	3	卒業後の進路選択・公務員試験対策	84 人
平成 26 年 6 月 30 日	3	社会人・医療人としてのマナー講座	84 人
平成 26 年 7 月 21 日	3	医療現場で求められる放射線技師像	84 人
平成 26 年 7 月 31 日	4	履歴書作成・面接対策講座	66 人
平成 26 年 10 月 20 日	2	より良い医療人になるために学生生活でできること	99 人
平成 26 年 10 月 27 日	1	より良い医療人になるために学生生活でできること	84 人
平成 26 年 11 月 6 日	1	医療人に求められるコミュニケーションとは	84 人
平成 26 年 11 月 13 日	2	業界ガイダンス（臨床の現場を知る）	99 人
平成 26 年 11 月 26 日	3	自己分析・小論文講座	83 人
平成 26 年 12 月 19 日	2	業界ガイダンス（研究の現場を知る）	99 人
平成 27 年 2 月 12 日	3	履歴書・エントリーシート作成講座	83 人
平成 27 年 3 月 27 日	3	就職試験筆記対策・公務員試験対策 就職活動を控えた学生へのメッセージ	83 人

教育課程外の社会的・職業的自立に関する指導のための重要な体制の一つである、就職活動のサポート体制については、就職グループ(現：学生課)にて、求人情報の収集と提供を実施している。【図2-5-2】

求人情報収集の取組みとしては、平成 26（2014）年 3 月から平成 26（2014）年 8 月までに 844 施設に求人票の送付依頼を発送した。また、求人情報サイト、病院ホームページ等を定期的に確認し、情報収集を行っている。

求人情報提供の取組みとしては、施設から届いた求人票をファイリングし、学生が閲覧できるよう就職ブースに配架している。また、就職支援システムを用いて大学ホームページ内の学生ポータルページで随時求人情報を公開し、学生が学外からも求人情報を確認できる体制を取っている。

就職ブースには求人票のファイル、パソコン 7 台・プリンター1 台、及び就職関連の書籍を設置している。また、就職相談スペースとしても利用している。

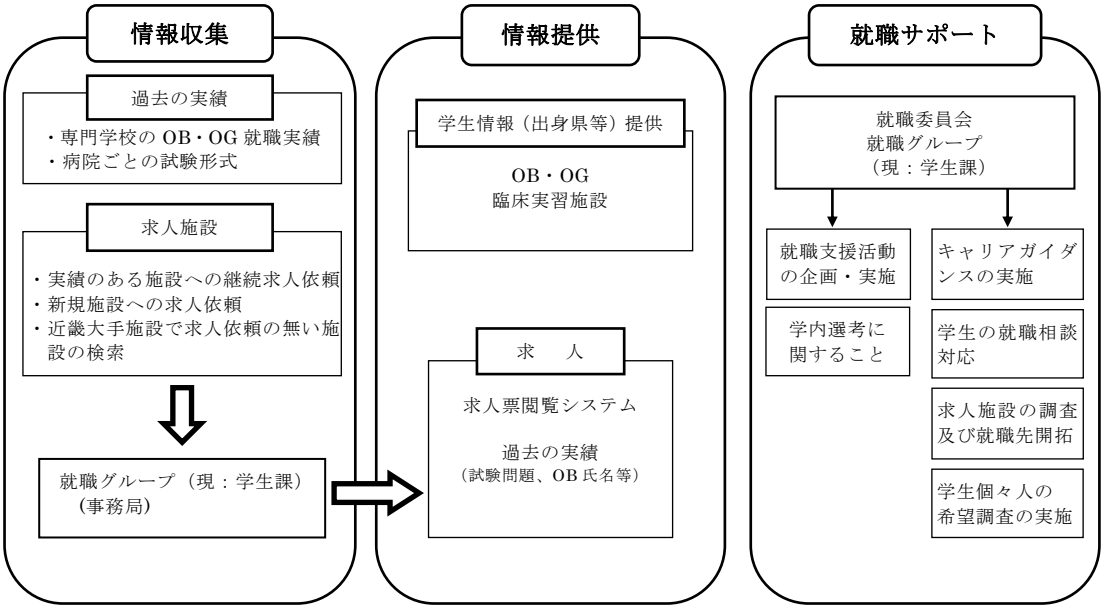

【図 2-5-2】 就職活動のサポート体制

◆エビデンス集　資料編

【資料 2-5-1】　大学設置認可申請書 趣旨書類 p.69
【資料 2-5-2】　基礎ゼミナール一泊研修しおり
【資料 2-5-3】　基礎ゼミオリエンテーション資料
【資料 2-5-4】　大阪物療大学ボランティア活動手順書
【資料 2-5-5】　ボランティア活動の届出
【資料 2-5-6】　ボランティア活動依頼申請書
【資料 2-5-7】　ボランティア活動記録書
【資料 2-5-8】　就職ハンドブック

(3)　2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学へ入学する学生は、全員が診療放射線技師を目指しており、入学当初から各学生の社会的・職業的な自立の方向性については明確ではあるものの、個々が具現化するた

めの支援は今後も必要と考えており、教育課程内外を通じての指導体制を見直し、学生や卒業生の意見を参考に都度改善していく必要があると考えている。

求人情報の収集と学生への提供のための体制は、概ね整えられている。1 期生の就職活動状況や就職実績等を参考に、就職支援体制についても再検証していく。

2－6　教育目的の達成状況の評価とフィードバック

≪2－6 の視点≫

2-6-①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1)　2-6 の自己判定

基準項目 2－6 を満たしている。

(2)　2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

教育目的である「保健・医療・福祉の分野へ貢献すべく、柔軟で幅広い視野に立った高度な専門知識・技術を教授研究するとともに、豊かな人間性と知性を兼ね備えた実践力に富む有意な人材の育成を図り、もって地域社会における医療の発展並びに人々の健康の維持・推進に貢献すること」の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発については、現在開学 4 年目であり、この間に実施した学修状況、人間性育成状況、地域社会への貢献状況などに基づいて点検・評価を行う。

・学修状況

本学は、平成 26（2014）年度に完成年度を迎え全 4 学年が揃った。履修科目は、基礎教育科目と専門基礎科目に加え、専門科目を中心に配置されている 4 年次生科目も順次開講され、卒業研究が実施された。保健・医療・福祉の分野へ貢献すべく、柔軟で幅広い視野に立った高度な専門知識・技術に関連して、コミュニケーションスキルを求める「表現法入門」、人間社会の基本を考えるための「生命と倫理」、「健康の科学」などを教授している。また、専門知識・技術では、「診療放射線序論」、「診療画像技術序論」、「診療放射線物理Ⅰ（基礎）」、「診療放射線物理Ⅱ（応用）」、「放射化学Ⅰ（基礎）」、「放射化学Ⅱ（応用）」などが必修科目として配当されており、診療放射線技術学の教育に取り組んでいる。

在学中に取得できる資格として代表的なものに、第 1 種放射線取扱主任者試験がある。本資格試験の合格率は 30%前後と非常に難解で、取得のためには広範囲な専門知識の修得が必要である。平成 25（2013）年度に 2 名（2 年次生 1 名、3 年次生 1 名）、平成 26（2014）年度に 6 名（4 年次生 1 名、3 年次生 3 名、2 年次生 2 名）が第一種放射線取扱主任者試験に合格したことは診療放射線技術学教育の成果を示すものとして評価できる。

・人間性育成状況

本学の設立の理念・建学の精神である「之科學為報國」に則り、「人の心と温かさがわかり、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りを持って、新しい社会の要請に応える医療人の人材を育成すること」を教育理念としている。入学直後に実施されるオリエンテーション後の一泊研修では、新入生が学生間や教職員との共同研修を行うことによって、交流と親睦を深め早く学生生活に馴染み、コミュニケーションと自立心を養う機会となっている。医療人である診療放射線技師を目指す学生として必要となる。他者との協調・協働力・人間性などについては、スポーツフェスティバル、近畿地区診療放射線技師教育施設学生体育大会、学園祭である物療祭、学内実習などを通じてはぐくむことができる。【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】

また、教育目標に対する学生の意識は高く、夏期、冬期休暇期間を利用して学生自らが積極的に病院見学を行い、診療放射線の臨床現場を直接見ている。このことは、実践力が身に付くことにつながると評価している。【資料 2-6-3】

教育目的の達成状況の点検について、これまでの反省に基づいて、更に新たな方法を工夫しながら行っている。

2-6-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

FD 委員会が中心となり、授業アンケートの実施、授業アンケートに対する担当教員の授業改善の作成、授業アンケート報告書として提出・保存を行っている。これらのすべての資料を元にして授業の点検・改善を行なう報告書の作成と提出を行っており授業改善に結び付けている。【資料 2-6-4】

授業アンケートは、開講されるすべての科目に対して実施している。平成 25（2013）年度は開講された前期 62 科目、後期 48 科目で実施した。回収率はそれぞれ約 84.4%、90.6%だった。平成 26（2014）年度は開講された前期 62 科目、後期 55 科目で実施した。回収率はそれぞれ約 90%、76%であった。

授業アンケートの集計結果は、直ちに科目担当教員に渡され、教員はアンケート結果に対する授業改善策の提出が義務付けられている。改善策を返すことで、学生からの授業に対する意見について担当教員が確認するとともに授業の改善に結び付けている。

平成 26（2014）年度後期より、早い段階で授業の実施状況を把握し、直ちに授業の改善を図ることを目的に、各科目第 1 回目の授業終了後に「期初授業アンケート」を実施している。

FD 研修会は、授業アンケート結果、授業改善策から授業全体を点検・評価した結果に基づき授業改善のための重点項目を抽出し、授業改善等の具体的な内容についてパネルディスカッションを行い次年度に反映している。平成 25（2013）年度は「授業教授法の開発」および「本学における科研費（外部資金）獲得実績の向上」のテーマで、平成 26（2014）年度は「学力向上策、特に 4 年次生へ向け」および「完成年度までの 4 年間で反省すべき点と今後への対応策」のテーマで研修会が開催された。【資料 2-6-5】

平成 25（2013）年度より、教員相互授業参観が制度化され、担当する科目以外の授業を参観・体験することを通して、自己研鑽に利用されている。

授業アンケートと授業改善策を中心とする教育内容・方法及び学修指導等の点検・評価の流れは、教育改善サイクルの仕組みとして、適切に機能していると判断している。【図 2-6-1】

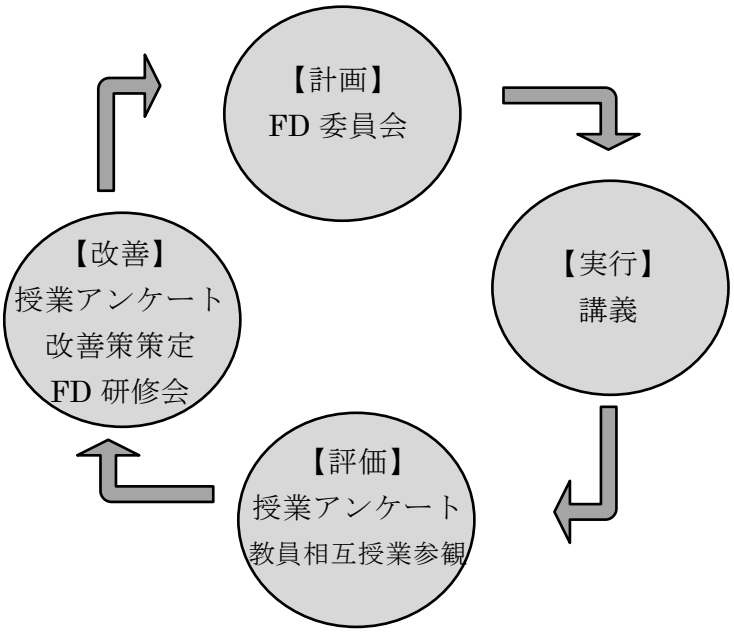

【図 2-6-1】教育内容・方法及び学修指導等の点検・評価の流れ

◆エビデンス集　資料編

【資料 2-6-1】　大学案内 2014（【資料 F-2】と同じ）
　　大学案内 2015（【資料 F-2】と同じ）
【資料 2-6-2】　基礎ゼミナール一泊研修しおり（【資料 2-5-2】と同じ）
【資料 2-6-3】　病院見学報告書
【資料 2-6-4】　平成 25～26 年度授業アンケート報告（【資料 2-2-4】と同じ）
【資料 2-6-5】　平成 25～26 年度 ＦＤ 研修会 実施状況一覧（【資料 2-2-5】と同じ）

(3)　2-6 の改善・向上方策（将来計画）

授業アンケートの自由記述による結果は、教員個々に対する学生の主観的意見も多いため、分析方法の検討が必要である。また、授業アンケートの IT 化を図るなど、効率の良い仕組みづくりの検討を行う。

2－7　学生サービス

≪2－7 の視点≫

2-7-①　学生生活の安定のための支援

2-7-②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2－7 の自己判定

基準項目 2－7 を満たしている。

⑵ 2－7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-①　学生生活の安定のための支援

1)　学生指導、厚生補導

・　学生サービス体制

学生生活全般に関わる学生サービスは、事務部門の学生支援部門学事グループ（現：学生課）、事業運営部門施設･管財グループ（現：施設課）および学術情報部門情報グループ（現：入試課）によって連携して行われている。学生支援部門学事グループ（現：学生課）は、学生の課外活動や学生自治組織である「学生自治会」の全面的なサポート、奨学金業務、保険業務、各種証明書発行業務、相談業務等を行っている。また、事業運営部門施設･管財グループ（現：施設課）は、学生駐輪場の管理、自主的学習環境の管理および健康診断の実施及び結果の管理等を行っている。さらに学術情報部門情報グループ（現：入試課）は、学内無線 LAN 使用におけるインターネット環境の管理等を行っている。

学生を支援する教職員の組織である「学生委員会」は、学部から選出された教員 5 名、学生支援部門長および庶務担当職員の計 7 名によって構成され、月 1 回の定期会議を開催し、学生全般に関わる案件について情報の共有および討議・審議を行い、厚生補導に関しても適切な対応を行っている。

・　クラス担任制（少人数担任制）の導入

本学では学生と教員の関係を密にして学生個々にあった指導を行う目的で少人数担任制が導入している。1 年次生には大学生活への導入をスムーズにし、入学当初の不安等を少なくするために 10 クラス編成とし、学生約 8 名に対して常勤教員 1 名が配置している。また、2 年次生から 4 年次生は医療系大学である特殊性を考慮し生活全般について管理･指導を行い、学習効果をより高めるため、成績別に 2～4 クラス編成とし、それぞれに常勤教員 1 名が配置されている。さらに週 1 回のホームルームおよび学期内に 1～2 回の個人面談を実施し学生全体および個々に対して適切な指導を行っている。【資料 2-7-1】

・　保護者懇談会の実施による三者連携の強化

本学では、大学と家庭との連絡を密にし、教育事業を援助することを目的に設立された保護者会「育友会」と連携をとり学生指導を行うため、入学式直後に 1 年次生のクラス担任と保護者による保護者懇談会を実施し、以降はクラス担任と保護者が都度連絡を取り合い、三者連携の強化に努めている。

・　講習会の取り組み

学生の長期休暇中における生活に対する注意喚起を目的に、定期試験最終日に学外の専門講師を招聘して講習会を実施している。平成 25（2013）年度は夏期休暇前講習会として「大学生が巻き込まれる犯罪等の実態」、平成 26（2014）年度は夏期休暇前講習会として「インターネットトラブルと SNS について」、春期休暇前講習会として「自

転車交通安全」についての講習会を行った。【資料 2-7-2】

・ 自己啓発活動の取り組み

学生の社会人として公序良俗に反しないためのモラルを教育する目的で、学期（前期、後期）ごとにテーマを設定し「自己啓発活動」を実施している。平成 25（2013）年度は「学内の携帯電話等の充電禁止」、「学内の美化」、平成 26（2014）年度は「挨拶」、「交通マナー」について実施され、学生への意識調査等の結果を踏まえて成果を分析、学生委員会で改善策の検討が行われた。【資料 2-7-3】

2) 学生支援体制

・ 奨学金給付・貸与状況

学生の経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金に対する申請支援、地方自治体や民間企業等育英団体奨学金の募集に対する申請支援を行っている。日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている学生数は、平成 26（2014）年度は 172 人であり、奨学金は希望学生の全員に貸与された。また、本学独自の奨学金制度として、大阪物療大学一般入試特待奨学金制度（給付型・返還不要）および大阪物療大学特待奨学金制度（給付型・返還不要）を設けており、平成 25（2013）年度は 6 名、平成 26（2014）年度は 6 名の学生に対して年間の授業料等の半額相当の給付を実施した。【資料 2-7-4】

・ 学生表彰制度

学生支援の一環として、学業における学会等および課外活動における各種スポーツ等において本学の名誉を高めた個人または団体に対して「大阪物療大学学長賞」、大阪物療大学特待奨学生に対して「奨励賞（特待奨学生）」、第一種放射線取扱主任者試験合格者に対して「奨励賞（学術）」の授与を行っている。平成 25（2013）年度は「奨励賞（特待奨学生）」6 名、「奨励賞（学術）」2 名の授与を行い、平成 26（2014）年度は「奨励賞（特待奨学生）」4 名、「奨励賞（学術）」4 名に授与を行った。

・ 保険制度

本学では、全学生が、正課中、クラブ活動等の課外活動中および通学中の不慮の事故により学生が傷害を被った場合や他人にけがをさせたり、他人の財物を損壊さえたりしたことにより被る法律上の損害賠償を補償するために財団法人日本国際教育支援機構が実施する「学生教育研究災害傷害保険」および「学研災付帯賠償責任保険」へ入学時に加入している。【資料 2-7-5】

・ 健康管理

学生の健康状態の把握と必要に応じた治療指導、および実習・就職活動等に必要な健康診断証明書の発行を目的に、年 1 回の定期健康診断を実施している。健康診断の受診率は平成 25（2013）年度は 92.3%、平成 26（2014）年度は 99.4%であった。【資料 2-7-6】

・ 学生駐輪場の管理

本学は公共交通機関の利便性および交通事故等の危険性を考慮した上で、特別な事情がない限り自動車･オートバイでの通学は認めていないが､自転車での通学は認めている。2 号館 1F、及び 4 号館 1F に十分な収容台数の駐輪場を確保している。

3) 課外活動支援

・ 学生自治組織（学生自治会）、クラブ活動への支援

学生自治組織（学生自治会）が主催するスポーツフェスティバル、学生総会、物療祭（学園祭）の実施運営に関する支援として、学生支援部門学事グループ（現：学生課）、学生委員会および診療放射線技術学科より教職員を派遣し、学生の自主性を活かしながら側面からのサポートを行っている。また、クラブに対して、各種協会へのチーム登録費およびリーグ戦参加費などを活動資金として助成している。平成 25（2013）年度は 1,800,188 円、平成 26（2014）年度 は 1,631,548 円の助成を行った。【資料 2-7-7】

・ 自主的学習環境の管理

自習室を設置するとともに、講義等に使用していない教室は学生の自主的な学習環境を提供するために開放されている。また、インターネットを利用した学習環境を提供するために、学術情報部門情報グループ（現：入試課）に申請の上、学内無線 LAN が利用できる環境を整えている。

・ 保護者会（育友会）による課外活動支援

保護者会（育友会）による課外活動支援として、学生自治会、クラブに対して各団体が活動するために必要な物品購入に対する支援を行っている。平成 25（2013）年度は 84,720 円、平成 26（2014）年度は 216,800 円の支援を行った。【資料 2-7-8】

4) 健康相談、心的支援、生活相談

・ 人権問題、ハラスメントに関する対応

ハラスメントの防止等に関する規程は作成されている。しかし、人権問題やハラスメントに関する事例がなく実質的な対応は行われていない。

・ 学生相談室の利用状況

様々な心の問題や修学に対する学生の悩みなどは、クラス担任および学生支援部門（現：学生課、教務課）職員が対応している。現在までに対応困難な事例は発生していないが、「こころの悩みについての相談窓口一覧」を作成し常時閲覧できるように設置し、多様化する学生相談に対応できる体制を整備している。【資料 2-7-9】

・ 医務室の利用状況

軽微なケガや体調不良等については、医師免許を持つ教員および学生支援部門（現：学生課）職員が対応している。平成 25（2013）年度には医務室備品の整備、急病時緊急対応マニュアルの作成および近隣医療機関・こころの悩みについての相談窓口一覧の作成が行われ、学内の保健管理体制の充実を図っている。現在までに対応困難な事例は

発生していないものの、学生の心身面での健康管理も含めた保健管理体制のより一層の整備と学外医療機関との連携整備については今後も対策が必要とされるところである。【資料 2-7-9】【資料 2-7-10】【資料 2-7-11】

・ 敷地内全面禁煙の取り組み

医療系大学として医療人を育成する教育課程であることを考慮して大学敷地内全面禁煙であることをポスター等で公開し、全学で喫煙防止に取り組んでいる。

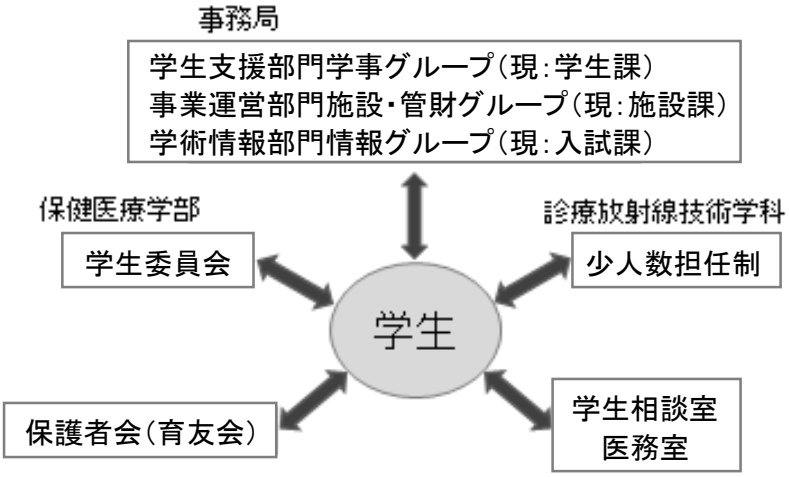

【図 2-7-1】学生生活の安定のための支援体制

学生指導、厚生指導では、様々な取り組みが実施され、平成 25（2013）年度以降、講習会や自己啓発活動が実施され、PDCA サイクルに則って継続的な改善を行っている。

学生相談室および医務室について、専門スタッフは配置されていないが、平成 25（2013）年度以降、ソフト面での改善を実施してきており、必要な対応はできている。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

1) 学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

・ 学生意見箱の設置

学生が日頃感じている大学に対する意見・要望を広く聴取し、学生生活の改善の参考にする目的で学生意見箱を設置している。投書された意見は毎週金曜日に回収し学長へ直接渡され、原則翌週までに投書した学生個人または全体に向けて掲示にて回答している。【資料 2-7-12】

・ 学生生活に関する調査

学生の生活実態の把握、今後の学生生活の向上および教育・研究環境の改善の参考にすることを目的に「学生生活等に関するアンケート調査」を行っている。平成 25（2013）年度は前期、後期の終了時に各 1 回、平成 26（2014）年度は前期終了時に 1 回実施した。調査結果は学生支援部門より事務局および学生委員会へ提出され分析等を行っている。また、学生に対しては掲示にて調査結果を公開している。平成 25（2013）年度に

は、学生からの要望の多かった自転車通学許可制限の撤廃、靴箱・傘立ての設置を行った。【資料 2-7-13】

学生意見箱および学生生活に関する調査から、学生生活全般に関する学生の意見・要望を把握している。さらにその結果を学生に公開するとともに関係部署で分析し、学生生活が充実するように改善するためのデータとして利用している。

◆エビデンス集　資料編
【資料 2-7-1】　学生指導記録簿
【資料 2-7-2】　講習会の取り組み記録
【資料 2-7-3】　自己啓発活動の取り組み記録
【資料 2-7-4】　奨学金給付・貸与状況
【資料 2-7-5】　保険加入証明書
【資料 2-7-6】　健康診断実施記録
【資料 2-7-7】　課外活動支援記録
【資料 2-7-8】　育友会課外活動支援記録
【資料 2-7-9】　学生相談室、医務室利用状況
【資料 2-7-10】　急病時緊急対応マニュアル
【資料 2-7-11】　近隣医療機関・こころの悩みについての相談窓口一覧
【資料 2-7-12】　学生意見箱利用記録
【資料 2-7-13】　学生生活等に関するアンケート調査集計結果

(3) 2－7 の改善・向上方策（将来計画）

1)　学生生活の支援

学生生活をより充実したものとするために、事務部門、学生委員会および少人数担任制を総括する診療放射線技術学科さらに保護者会（育友会）が情報を共有し連携することで継続的に改善を実施する。学生相談室および医務室について専門スタッフは配置されていないが、平成 25（2013）年度以降、ソフト面での改善が実施され必要な対応はできている。多様化する学生の心と身体の問題に対するケアを充実させるため、保健管理体制のより一層の整備と学外医療機関との連携整備について、今後も継続的に検討する。

2)　学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生意見箱の利用状況等を分析するとともに、より効率的に学生の意見･要望の把握を行うため IT 技術を利用したシステム構築等を検討する。

2－8 教員の配置・職能開発等

≪2－8 の視点≫

2-8-①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FDをはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③　教養教育実施のための体制整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2－8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

1）教員組織の編成

本学の教育組織の編成は、「診療放射線技師」、「医療人」、「キャリア形成」などのキーワードに象徴される時代のニーズの変化を見据えつつ、大学設置時に定められた大学の教育理念に基づき、学生に対して「心」を込めた責任ある教育を行うために、文部科学省の設置基準に従い適切な人数の専任教員を配置している。

保健医療学部診療放射線技術学科では､教養科目にはじまり放射線医学に関する基礎、基本まで体系的に履修することが可能となるよう教育課程を編成することを目指し､「基礎教育科目」、「専門基礎科目」及び「専門科目」に分けている。「専門科目」は「診療画像技術」、「核医学検査技術」、「放射線治療技術」、「医用画像情報」、「放射線安全管理」、「臨床実習」及び「発展と統合」の 7 領域に括る。各々の科目の授業形態及び単位数に応じて、専門分野における教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する専任教員を適切に配置している。特に 4 年制大学としての人材育成の目的を達するために、教育課程の編成を踏まえた上で、教育上主要と認める授業については、原則として専任の教授又は准教授を配置し、主要科目以外の授業についてもなるべく可能な限りで専任教員を配置している。【資料 2-8-1】

2）教員の採用・昇任・異動について

専任教員の採用にあたっては大学設置基準の「教員の資格」の規定に則り、人格、学歴、職歴及び教育研究上の業績を判断して行うことを選考の根本基準としている。教員の採用、昇任、異動の方針について、学校法人物療学園規程 24 号「学校法人物療学園定年退職者の再雇用に関する規程」、27 号「学校法人物療学園給与規程」、32 号「大阪物療大学兼任講師に関する規程」、33 号「大阪物療大学兼任講師給与規程」、35 号「昇給等の取扱に関する要綱」、36 号「学校法人物療学園任期制雇用に関する規程」、50 号「大阪物療大学教育職員候補者選考規程」、68 号「大阪物療大学教員選考基準」、89 号「学校法人物療学園教員業績評価に関する規程」に規定している。【表 2-8-1】【資料 2-8-2】【資料 2-8-3】【資料 2-8-4】【資料 2-8-5】【資料 2-8-6】【資料 2-8-7】【資料 2-8-8】【資料 2-8-9】【資料 2-8-10】

【表 2-8-1】　教員採用・選考などに関する規程一覧

規程番号	規程等の名称
24 号	学校法人物療学園定年退職者の再雇用に関する規程【資料 2-8-2】
27 号	学校法人物療学園給与規程【資料 2-8-3】
32 号	大阪物療大学兼任講師に関する規程【資料 2-8-4】
33 号	大阪物療大学兼任講師給与規程【資料 2-8-5】
35 号	昇給等の取扱に関する要綱【資料 2-8-6】
36 号	学校法人物療学園任期制雇用に関する規程【資料 2-8-7】
50 号	大阪物療大学教育職員候補者選考規程【資料 2-8-8】
68 号	大阪物療大学教員選考基準【資料 2-8-9】
89 号	学校法人物療学園教員業績評価に関する規程【資料 2-8-10】

単一学部単一学科からなり実践的な診療放射線技術教育を主体としている本学では、教育目標を達成するために、機能的かつ効果的な教育を行うことを可能とする適切な数の教員を確保し、少人数制を基本としたクラス編成を行っている。

2-8-②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

1）教員の採用・昇任への取り組み

教員の採用・昇任については、大学設置基準「第 4 章教員の資格」や関連する「規定」に定める、研究上の業績及び経歴、知識や経験等を総合的に判断し、適切に行われている。教員の採用に際しては、インターネットを通じた公募を行っている。学部長、学科長、教授数名で構成される教育職員選考委員会が書類審査（経歴、研究業績等）及び面接審査を行い、教授会審議を経て、理事会が採用の決定を行っている。【表 2-8-2】【資料 2-8-2】【資料 2-8-4】【資料 2-8-6】【資料 2-8-7】【資料 2-8-8】【資料 2-8-9】【資料 2-8-11】

【表 2-8-2】教員の採用・昇任等に関する規程

規程番号	規程等の名称
22 号	学校法人物療学園就業規程【資料 2-8-11】
24 号	学校法人物療学園定年退職者の再雇用に関する規程【資料 2-8-2】
32 号	大阪物療大学兼任講師に関する規程【資料 2-8-4】
35 号	昇給等の取扱に関する要綱【資料 2-8-6】
36 号	学校法人物療学園任期制雇用に関する規程【資料 2-8-7】
50 号	大阪物療大学教育職員候補者選考規程【資料 2-8-8】
68 号	大阪物療大学教員選考基準【資料 2-8-9】

2）教員評価への取組み

教員評価に関しては業績評価委員会を設置し、年 1～2 回面接を行い、意見を聴取し

ながら教員業績評価表に基づき評価を行っている。評価分野は教育、研究、社会貢献、管理運営の 4 項目を 5 段階で点数化している。教員は自己申告書を予め用意し、評価に際して意見を述べる。評価結果を基に、教員は、教育研究等の質の向上や改善を行っている。【資料 2-8-10】【資料 2-8-12】【資料 2-8-13】

授業改善については積極的に FD 委員会活動が取り組んでいる。学生による授業アンケートを前期後期の各中間時点で実施し、平成 26（2014）年度後期からは期初授業アンケートも実施して、その結果を各教員に報告するとともに掲示板にて公開している。【資料 2-8-14】【資料 2-8-15】【資料 2-8-16】

3）FD 委員会の取り組み

1. 授業改善のための研修会

FD 委員会が計画策定して研修会を開催し、有効な教授方法等の研修を行い、教員の教育活動を活性化させるための取り組みを行っている。なお、平成 25（2013）年度は 3 回、平成 26（2014）年度は 2 回行った。研修会を実施することで、教員間での情報交換も活発に行われており、教授方法の改善に役立てている。【表 2-8-3】

【表 2-8-3】FD 委員会開催一覧

開催日	テーマ	参加人数（名）
平成 25 年 4 月 1 日	FD 新任教員教育研修について	4
平成 25 年 9 月 5 日	授業教授法の開発、授業アンケート評価における現状分析と改善策の具体案	24
平成 26 年 2 月 26 日	本学における科研費（外部資金）獲得実績の向上	24
平成 26 年 9 月 3 日	学力向上策、特に 4 年生へ向けて	21
平成 27 年 3 月 4 日	完成年度までの4年間で反省すべき点と今後への対応策	18

2. 教員相互授業参観について

自らの授業内容及び教授方法の改善に役立てるための教員相互授業参観を平成 25（2013）年度（平成 25（2013）年 4 月 15 日～19 日）、平成 26（2014）年度（平成 26（2014）年 10 月 9 日～22 日）実施し教授法について有意義な情報共有を行っている。【資料 2-8-17】

3. 学生による授業評価の導入と改善勧告・助言

本学では学期ごとに学生による授業アンケートを行い、その結果を教員に還元し、さらに各教員が「授業アンケート結果に対する改善策と対応策」を FD 委員会に提出することで、該当講義の改良・進化を図っている。加えて平成 26（2014）年度後期からは初回講義時にも授業アンケートを取り入れ、学生からの声をいち早く拾い上げることで教員へフィードバックする活動にも取り組んでいる。また学生から得た、教員に対する意見については、掲示等で回答を行い学生にもフィードバックを行っている。なお、実施は大学運営会議、教授会の承認を得て行い、実施後には報告を行っている。【図 2-8-1】

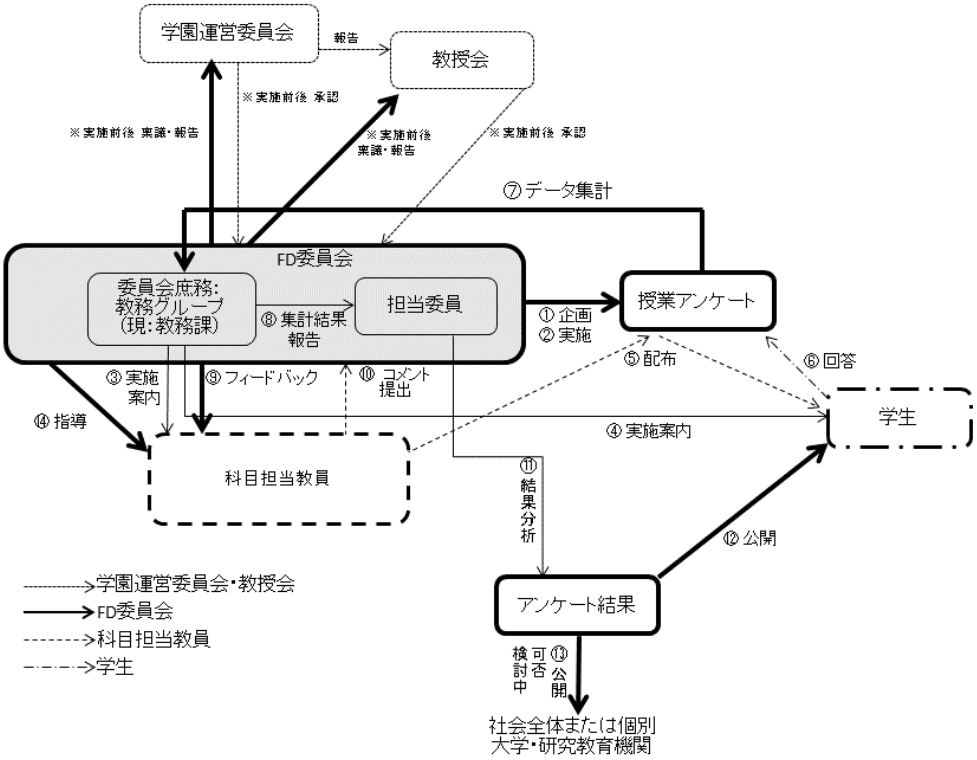

【図 2-8-1】本学の授業アンケートに関する取組み

【図2-8-1】の説明は以下の通りである。
①：FD委員会においてアンケート内容の概要について企画、検討
②③④:担当教員及び学生への実施案内通知
⑤⑥:アンケート調査
⑦⑧:学生支援部門教務グループ(現:教務課)が集計を行い、担当FD委員へ集計結果を報告
⑨:科目担当教員へフィードバック
⑩:担当教員からFD委員会にコメントを提出
⑪⑫⑬:担当委員が分析を行い、集計データの公開資料作成
⑭:評価が著しく低い場合はFD委員会より指導

教員の採用・昇任への取り組み及び教員評価への取り組みを実施している。

FD研修会は継続的に行っており、また、平成25（2013）年度より相互授業参観によるFD活動に取り組んでいる。また授業アンケートについても従来のアンケートに加え第1回目の講義時にも実施することで授業改善についての取り組みを強化している。以上から、基準項目2‐8‐②「教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FDをはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み」に関して評価基準を満たしている。

2-8-③　教養教育実施のための体制整備

教養教育実施のための整備については、学士が保証する能力の内容に対応した教育の展開を可能とするため、広範な科目群（「基礎ゼミナール」、「自然科学の基礎」、「論理的思考の基盤」、「人間社会の基本」、「コミュニケーションスキル」）を編成しており、各担当専門教員間の情報の共有を行っている。【表 2-8-5】

本学の教養教育の目的は、人類の文化や社会、自然に関する知識を理解し知的活動でも職業生活や社会性でも必要となる汎用的な技能を習得し、生命尊重を基礎とした豊かな人間性と高い倫理観を備え的確な意思疎通により対人関係を形成できる能力を養うことである。

上記の目的の効率的な達成のため教養教育においては 5 つの科目群を設け、大学が授与する「学士」が保証する能力の内容に対応した教育を行っている。各科目群は専門課程につながる領域として目的別に以下のように 2 つの領域に大別される。【図 2-8-2】

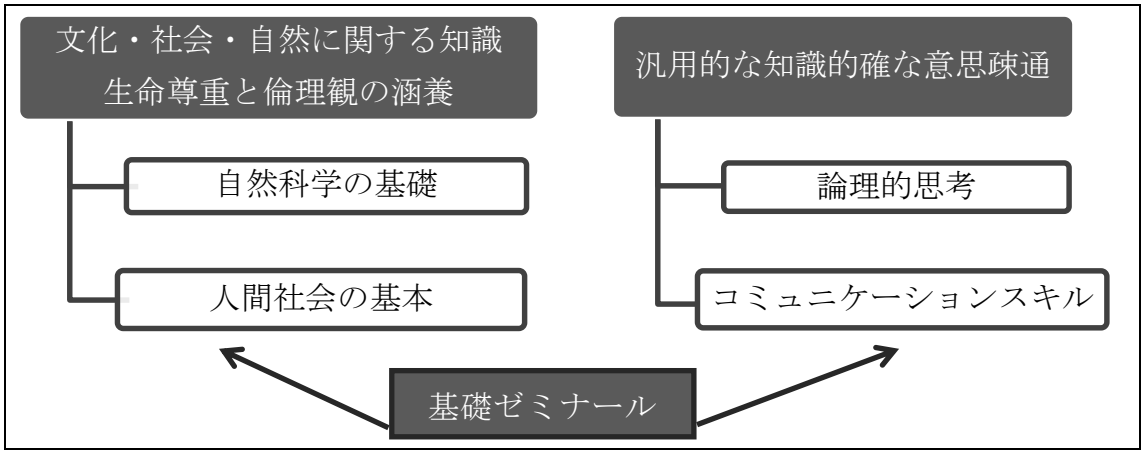

【図 2-8-2】教養教育の概念図(学生便覧・履修要綱 2014、22 頁より)

【表 2-8-5】教育課程表　（学生便覧・履修要綱 2014、23 頁より）

科目区分		科目名称	配当年次	必・選	単位数	卒業要件
基礎教育科目	基礎ゼミナール		1・前期	必	2	2
	自然科学の基礎	基礎物理	1・前期	必	2	2
		基礎数学	1・前期	必	2	2
		基礎化学	1・前期	選	2	4 単位以上選択
		基礎生物	1・前期	選	2	
		数学演習	1・後期	選	1	
		自然科学演習	1・後期	選	1	
	論理的思考の基礎	情報科学	1・前期	必	2	2
		情報科学演習	1・前期	必	1	1
		論理と記述演習	1・後期	選	1	2 単位以上選択
		自然環境システム論	1・後期	選	2	
		プログラミング演習	2・前期	選	1	
		研究法入門	3・前／後	必	1	1
	人間社会の基本	生命と倫理	1・前期	必	2	2
		健康の科学	1・前期	選	2	6 単位以上選択
		地球と環境	1・前期	選	2	
		心理と行動	2・前期	選	2	
		宗教と民族	2・前期	選	2	
		文化の比較	2・後期	選	2	
		地域と福祉	3・前期	選	2	
		中国の文化	3・後期	選	2	
	コミュニケーションスキル	英語 I(基礎)	1・前期	必	2	2
		英語 II(応用)	1・後期	必	2	2
		表現法入門	1・後期	必	1	1
		コミュニケーション演習	2・後期	選	1	2 単位以上選択
		プレゼンテーション演習	3・前／後	選	1	
		英語 III(実践)	3・後期	選	2	
基礎教育科目	合計				45	31 単位以上

教養教育課程の活性化のため、FD 委員会では教員の意見交換、教育技術の共有を目指し研修会を行っている。平成 25（2013）年度は、教授法と研究法の向上ついての研修会がそれぞれ 1 回行われた。また、各学期に行われる授業アンケートを基に、各教員がそれぞれ教育の質の向上に努めている。【表 2-8-6】

今後は研修会において特に教養教育に関するテーマを設けて知識と情報の共有を行う。

【表 2-8-6】教養教育活性化の活動一覧

実施時期	実施形態	教養教育に関連した内容
平成 25 年 6～7 月	アンケート	授業全般に関する評価・質問、および、改善策（教養教育科目を含む）
平成 25 年 9 月 5 日	研修会	授業教授法の開発、授業アンケート評価における現状分析と改善策の具体案（一部）1～3 年生の間での教養教育の連携について
平成 25 年 11～12 月	アンケート	授業全般に関する評価・質問、および、改善策（教養教育科目を含む）
平成 26 年 2 月 26 日	研修会	本学における科研費（外部資金）獲得実績の向上（一部）～教養教育担当教員による科研費獲得のための実績つくり～
平成 26 年 6～7 月	アンケート	授業全般に関する評価・質問、および、改善策（教養教育科目を含む）
平成 26 年 9 月 3 日	研修会	学力向上策（一部） ～4 年生へ繋がる教養教育について～
平成 26 年 10 月	アンケート	授業の視聴覚教学を含む基本的整備に関する評価・質問（教養教育科目を含む）
平成 26 年 11 月～12 月	アンケート	授業全般に関する評価・質問、および、改善策（教養教育科目を含む）
平成 27 年 3 月 4 日	研修会	「完成年度までの 4 年間で反省すべき点と今後への対応策」（一部）～4 年生での学力完成度に影響する教養教育について～

以上、教養教育にあたる「基礎教育科目」は、「基礎ゼミナール」「自然科学の基礎」「論理的思考の基盤」「人間社会の基本」「コミュニケーションスキル」の科目群から構成され、各分野の専門的知識を持った教員が担当しており、評価基準を満たしている。また、FD 研修会を通して教員間の情報共有などを行っているほか、授業アンケートを活用して、教養教育の質の向上に努めており、基準項目 2-8-③『教養教育実施のための整備』について評価基準を満たしている。

◆エビデンス集　資料編

【資料 2-8-1】　各科目における専任教員の配置

【資料 2-8-2】　規程 24 号（学校法人物療学園定年退職者の再雇用に関する規程）（【料 F-9】と同じ）

【資料 2-8-3】　規程 27 号（学校法人物療学園給与規程）（【資料 F-9】と同じ）

【資料 2-8-4】　規程 32 号（大阪物療大学兼任講師に関する規程）（【資料 F-9】と同じ）

【資料 2-8-5】　規程 33 号（大阪物療大学兼任講師給与規程）（【資料 F-9】と同じ）

【資料 2-8-6】　規程 35 号（昇給等の取扱に関する要綱）（【資料 F-9】と同じ）

【資料 2-8-7】 規程 36 号（学校法人物療学園任期制雇用に関する規程）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-8-8】 規程 50 号（大阪物療大学教育職員候補者選考規程）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-8-9】 規程 68 号（大阪物療大学教員選考基準）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-8-10】 規程 89 号（学校法人物療学園教員業績評価に関する規程）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-8-11】 規程 22 号（学校法人物療学園就業規程）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-8-12】 教員業績評価表
【資料 2-8-13】 自己申告書
【資料 2-8-14】 授業アンケート
【資料 2-8-15】 授業アンケート集計結果
【資料 2-8-16】 教員対応策
【資料 2-8-17】 教員相互授業参観の感想文一覧（平成 25 年度前期）
教員相互授業参観の報告書一覧（平成 26 年度後期）

(3)2 - 8 の改善・向上方策（将来計画）

平成27（2015）年度から、教員組織の再編成を行い、大幅改定した新しいカリキュラムでの教育に移行している。教育の質をより向上させるため、これまで以上に教員の資質・能力向上のための研修等に取り組んでいく。また、教員の教育研究活動を活性化させ「教育の質の保証・向上」を図り、学生にフィードバックすることを目的に、教育研究評価に関するより有意義で実効性のある仕組みを作り運用する必要がある。

授業アンケートを有効に利用し、学生の満足度の向上を得ることができるような体制作りを引き続き行う。また、教員の資質向上を目的とした、FD 研修会、相互授業参観等を継続的に行う。

今後は、研修会などを通して教養科目担当教員間の情報交換を行い、学生に自然科学、人間社会の基本、論理的思考、コミュニケーションスキルの各分野のより充実した知識を提供する。また教養科目担当教員で各自の研究分野の理解と知識の共有を進め、教育に反映させていく。

2－9 教育環境の整備

≪2－9 の視点≫

2-9-①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・
2-9-②　管理
授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2－9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

1）設備施設に関する現状

校舎配置図ならびに運動場配置図を、【図 2-9-1】に示す。

1 号館には、講義室 6 室、演習室 2 室、実験・実習室 11 室、図書館、カンファレンスルーム、学生自習室、学生ホール、学生更衣室、講師控室、事務室、イングリッシュガーデンが配置されており、専門教育に必要な機能は 1 号館に集約されている。

2 号館には、教員研究室を配置している。【資料 2-9-1】

3 号館には、講義室 2 室、演習室 2 室、情報処理教室、学生控室兼自習室、事務室などを配置しており、基礎教育科目を中心とする一部の授業を行っている。

4 号館には、学生更衣室、体育館及び学生ホールを配置している。

運動場については、校地の中心地から約 8km 離れた場所にあるため、授業で使用することはないが、野球部、硬式テニス部など学生の課外活動に使用できる。また、26 人乗りの送迎バスを保有しており、校地と運動場の往復だけでなく、各クラブの他大学との交流戦等、校地を離れて実施する課外活動時に運行できる体制を整えている。

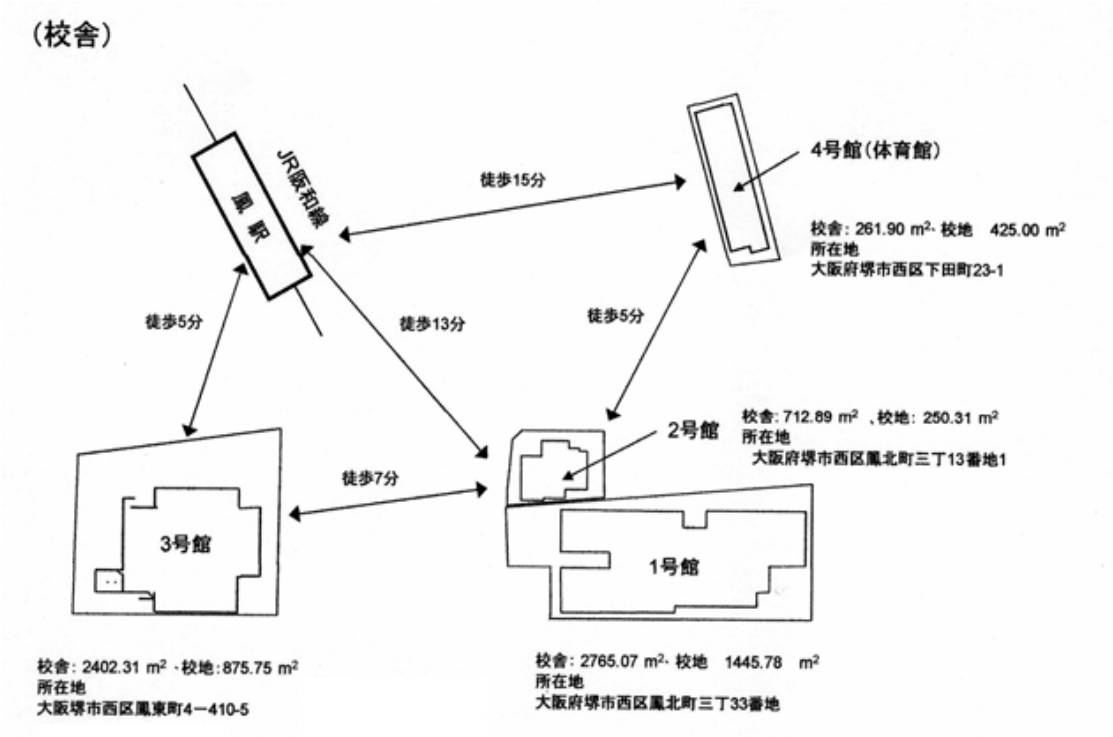

(a)

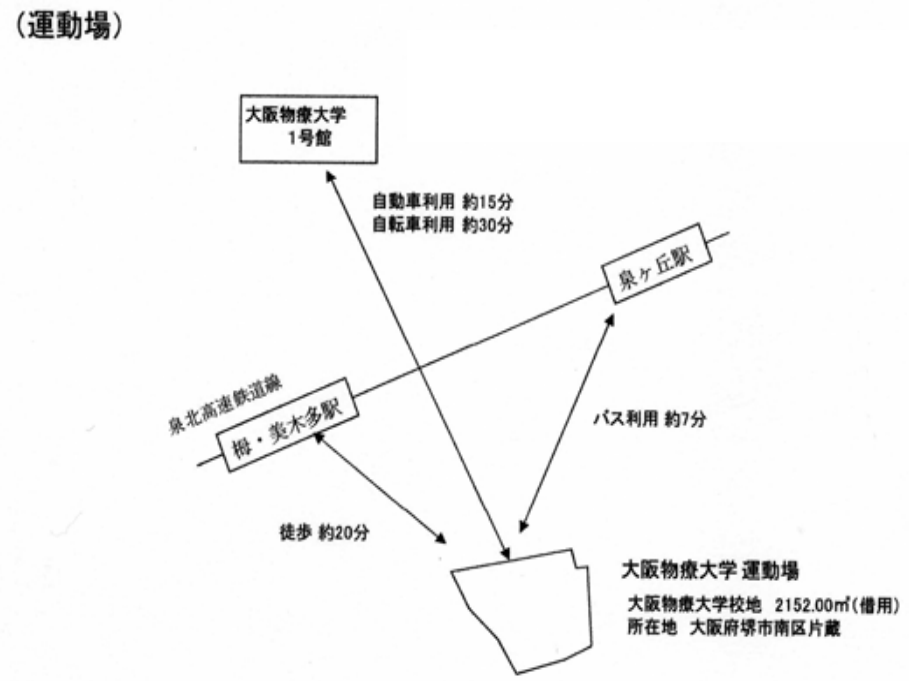

(b)

【図 2-9-1】大阪物療大学校舎配置概要（（a）校舎配置図、（b）運動場配置図）

校地・校舎の面積は、大学設置基準を満たす面積を有している。【表 2-9-1】

【表 2-9-1】校地・校舎面積及び主要施設の概要

1・2号館	校地面積	1,696.09㎡
	校舎面積	3,477.96㎡
	施設概要	講義室6室、演習室2室、実験・実習室11室、学長室、研究室21室、図書館（書庫1室、閲覧室1室）、会議室、カンファレンスルーム、事務室、医務室、講師控室、学生自習室、学生ホール、学生更衣室、応接室
3号館	校地面積	875.75㎡
	校舎面積	2,402.31㎡
	施設概要	大講義室2室、演習室2室、学生控室兼学生自習室、準備兼講師控室、図書閲覧室、情報処理教室、事務室、応接室、記録庫
4号館	校地面積	425.00㎡
	校舎面積	260.90㎡
	施設概要	体育館、学生控室（学生ホール）、学生更衣室
運動場	校地面積	2,152.00㎡
	校舎面積	260.90㎡
	施設概要	多目的運動場

校舎設備については、人材養成の目的を達成するための教育課程の編成における授業科目の配置状況を踏まえたうえで、必要な教室を整備している。具体的には、1 号館に演習室 2 室、実験・実習室 11 室を整備しており、講義科目として配置している機器の技術及び撮影・撮像の技術に関する授業において、教育効果を高めるために、必要に応じて実習室にて講義をおこなっている。閉校した大阪物療専門学校で使用していた設備等に加え、高度先端医療機器である多列検出器型エックス線（以下「X 線」と表記する）CT 装置や最新の 3D ワークステーション機器を有する画像管理システム（PACS）、デジタルラジオグラフィシステム等を整備している。実習を要する授業で使用するこれらの器具は、診療放射線技師学校養成所指定規則に定めのある器具等の要件を全て満たしている。また、デジタル画像出力の各装置で撮影された画像を、デジタル画像サーバで保管し、15 台の画像端末で同時に観察・解析できる画像ネットワークシステムを構築している。診断画像技術学演習では、画像ネットワークシステムを用いて、収集した画像を学生が画像端末から観察し実習レポート作成に役立てている。【資料 2-9-1】

【表 2-9-2】 実習室一覧

実習室名	主な設備及び用途
実習室 1	CT（Computed Tomography）装置
実習室 2	X 線 TV 撮影装置
実習室 3	X 線 TV 撮影装置
実習室 4	MRI（Magnetic Resonance Imaging）装置
実習室 5	マンモグラフィ撮影装置、パノラマ X 線撮影装置、 デンタル X 線撮影装置
1 階実習室通路	前室、CR（Computed Radiography）装置
実習室 6	画像ネットワークシステム
実習室 7	現像処理暗室
実習室 8	無散瞳眼底カメラ装置、超音波診断装置
実習室 9	一般Ｘ線撮影装置、FPD（Flat Panel Detector）装置
実習室 10	一般Ｘ線撮影装置、CR 装置
実習室 11	放射線計測、電子・電気実験、化学実験
2 階実習室通路	前室

1 号館の講義室 1、2 は、85 人前後の学生に対応した広さである。52 インチの観察モニターを講義室の前と中間位置にそれぞれ 2 台設置し、授業が板書や、パソコンによるプレゼンテーションのいずれによるものであっても教室のどの場所からでも同じ環境で授業が受けられるようになっている。

また、1 号館の学生ホール（学生控室）は学生がワイヤレス LAN 環境を通して気軽にインターネット接続を可能とする環境を設置していると共に、アメニティ要素を取り入れたソファーやテーブル、自動販売機を整備し、学生の快適な談話や憩いの場としての環境を整えている。

実験・実習においては、学生の衛生面等を考慮して、全員が白衣を着用することから、学生更衣室に個人別のロッカーを配置している。

なお 1 号館では、毎年 9 月に大阪府放射線技師会が、NPO 法人マンモグラフィ検診精度管理中央委員会に講師派遣を依頼して開催している「マンモグラフィ講習会」が X 線実習施設等を使用して開催されている。診療放射線技師のマンモグラフィ技術向上の場として利用されている。

教員研究室を配置している 2 号館は、1 号館と同一敷地内にあることから授業運営及び学生指導において十分な機能を果たしている。

3 号館では、情報教育を行うことから、情報処理教室兼語学学習室にパソコンを 47 台設置し、学生が個々のパソコンを使って演習できる設備となっている。

各校舎の主要階には AED（自動体外式除細動器）が設置されており、また、教員および職員は、救命救急士による救命救急訓練講座を受講し、緊急を要する場合、即座に対応できるようにしている。

図書館の総面積は 329.22m^2 を有している。図書館内には、閲覧席 50 席（学生定員の

16%相当）、映像資料の視聴ブースを兼ねた検索用端末 8 台を配置した PC スペース、総合カウンター、レファレンスコーナー、開架式の書架、雑誌架、新聞架、複写スペース、手荷物収納ロッカー等を設置し、図書 IC チップ管理も推進している。平成 27（2015）年 3 月時点での蔵書冊数は 16,616 冊（文部科学省設置認可申請での目標値：16,000 冊）となっている。学術雑誌については、診療放射線分野を中心に 40 タイトル、うち洋雑誌 10 タイトル（同目標値：各 40、10 タイトル）を収集し、視聴覚資料は 291 点（同 200 点）、電子ジャーナル 945 タイトル、うち外国書約 65 タイトル（いずれも 2015 年 3 月現在）（同 750、10 タイトル）を有していて、文部科学省設置認可申請の目標を達成している。 【資料 2-9-2】【資料 2-9-3】

図書館システム、機器整備、図書リファレンス（情報検索・資料提供）、コーナー設置等については、平成 25（2013）年 1 月にオンライン蔵書システム（OPAC）を整備し、検索用端末やスマートフォン等で蔵書情報や配架場所を検索できるようになり、利用者の利便性が向上している。平成 25（2013）年 6 月に国立情報学研究所（NII）の目録所在情報サービス（Nacsis-CAT/ILL）へ参加し、所蔵データの同システムへの登録及び大学図書館間での文献複写等の相互サービスを実施している。医学文献データベースを調べるメディカルオンライン検索システムを平成 25（2013）年 11 月に導入し、その後の活用実績も良好である。

2）教育環境に関する学生満足度調査

教育環境に関する学生の満足度を測るものとしては、学生意見箱、学生生活等に関するアンケート調査、図書館アンケートがある。

学生意見箱は、学生が日頃感じている、大学に対する意見・要望を広く汲み上げ学生生活の改善の参考にする目的で設置している。投函された意見は毎週金曜日に回収し学長へ直接渡され、原則翌週までに投函した学生個人または学生全員に対して、学生掲示板にて回答している。

学生生活等に関するアンケート調査は、年度内に 1～2 回実施し、回答率は平成 25（2013）年度前期 93.8%、後期 89.2%、平成 26（2014）年度前期 90.8%であった。同アンケートで出された要望のうち、即座に改善できる要望については随時対応し、学生生活の満足度向上を促進するために活用している。

図書館アンケートは、学生の図書館利用状況を調査し、その結果を昨年度実施したアンケート結果と比べ、図書館サービスや学修環境が学生の情報探索を支援するための機能を充分改善されているかどうかを確認することを目的とし、平成 25（2013）年 12 月 19 日に 3 学年全学生（265 名在籍）を対象として、また平成 26（2014）年 11 月 20 日に 1～4 学年全学生を対象として実施した。特筆すべき図書館に対する要望とその対応策は、次の 3 点に集約される。

1. 今後、充実して欲しい図書資料の分野については、専門書（医学や放射線分野)が最も多く、次いで、教養図書だった。雑誌や新聞や視聴覚資料は少なかった。これまでの図書館は医療分野の図書を中心とし、また出版年が古い図書を多く所蔵しており、教養等の他分野図書が少ない状態である。今後は新しく導入した、図書購入希望入力フォームから定期的に利用者の要望を聞き入れながら、必要な図書の収集を積極的に

行う。

2. OPAC（蔵書検索システム）の利用頻度については、3～4 年生では「数回利用した」との回答がかなりあったものの、「名前しか知らず利用したことがない」といった回答が特に低学年で多かった。現状は図書館が狭いため、直接書棚を確認し図書を探す学生がいる状況である。オリエンテーションでのガイダンス説明の他、問合せがあれば図書館から利用者に対し蔵書検索方法の指導行う。その為 OPAC を利用しない学生が増加しているが、今後は OPAC の利用方法の他、利便性の周知を積極的に行う。
3. 平成 25（2013）年 10 月に導入したオンライン電子ジャーナル検索システム（メディカルオンライン）や医中誌 WEB を利用について、平成 26（2014）年度のガイダンスにて 4 年生に対し紹介したが、回答者の半分程度の学生が「名前を知らない」「利用したことがない」との結果だった。電子ジャーナルは卒業研究にも利便性があることから、今後はガイダンスの他、積極的に学生に対しポスターやホームルームでの告知をより積極的に行なう。【資料 2-9-4】【資料 2-9-5】【資料 2-9-6】【資料 2-9-7】

3）施設設備の安全管理とメンテナンス

施設設備の安全管理とメンテナンスについても、実習等各担当教員や事業運営部門施設・管財グループ（現：施設課）により充分な整備がなされており、基準を満たしている。

図書管理規程、図書館安全管理、緊急時避難方法、蔵書点検、AV 資料点検等について、図書館資料は、「規程」63 号（大阪物療大学図書管理規程（以下「図書管理規程」という））に基づき収集し管理している。1 号館図書館には、消防設備として地階に消火栓を設置しているほか消火器を 3 本備えている。また、利用者の安全確保のため、防犯カメラを設置している。書架は天井に家具転倒防止器具にて固定している。地階には非常灯を 3 箇所設置している。非常事態に迅速に対応できるよう「1 号館図書館避難経路図」をエントランスに掲示し、また「図書館安全管理マニュアル概要」を作成している。図書館システムのデータは毎日バックアップを行っており、常に最新の状態に復元が可能である。所蔵資料の所在を確認するため定期的に蔵書点検を行い、点検結果を「蔵書定期点検記録」として図書委員会へ報告している。図書資料と同様に、視聴覚資料（AV 資料）についても定期的に点検を行っている。【資料 2-9-8】【資料 2-9-9】【資料 2-9-10】【資料 2-9-11】

2-9-②　授業を行う学生数の適切な管理

講義科目は、基本的には約 80 人の 1 クラス単位で授業運営を行っているが、科目によっては、約 40 人ずつの 2 クラス単位の授業や、約 20 人ずつの 4 クラス単位の授業を開設している。

英語科目は、4 クラス単位で運営している。

演習科目及び演習を伴う科目（情報学演習、自然科学演習、数学演習、表現法入門）などは基本的に 2 クラス単位の、1 クラス約 40 人程度で運営している。

実技を伴う実習（形態機能学実習、診療学技術学実習）は、3～4 つのグループ分けを行い、20～30 人程度で運営している。【資料 2-9-12】

大学教育を行ううえで必要な各種施設・設備が整備され、有効活用されている。また、図書館に関しては、未整備だった電子ジャーナル・オンライン蔵書システム（OPAC）・医学文献データベース検索システム等が整備され、「図書館避難経路図」、「図書館安全管理マニュアル概要」の作成と運用、図書館システムのデータバックアップ、さらに定期的蔵書点検を行い、ハード・ソフト両面から教育目的の達成のために有用な環境を構築できていることから、基準を満たしていると評価される。

◆エビデンス集　資料編

【資料 2-9-1】　大阪物療大学保健医療学部大学設置の趣旨等を記載した書類
【資料 2-9-2】　大学設置認可申請書（【資料 1-1-7】と同じ）
【資料 2-9-3】　設置計画履行状況報告書（【資料 1-3-23】と同じ）
【資料 2-9-4】　学生意見箱利用記録（【資料 2-7-12】と同じ）
【資料 2-9-5】　学生生活等に関するアンケート調査集計結果（【資料 2-7-13】と同じ）
【資料 2-9-6】　平成 25 年度図書館学生利用者満足度アンケート結果報告書
【資料 2-9-7】　平成 26 年度図書館学生利用者満足度アンケート結果報告書
【資料 2-9-8】　規程 63 号（図書管理規程）
【資料 2-9-9】　1 号館図書館避難経路図
【資料 2-9-10】　図書館安全管理マニュアル概要
【資料 2-9-11】　蔵書定期点検記録
【資料 2-9-12】　履修者数一覧

（3）2-9 の改善・向上方策（将来計画）

施設・設備に係わる大きな問題はないが、今後も学生の要望等を把握し、施設・設備の整備を充実させる。また、IT 技術の進展に合わせ、ネットワーク環境の更なる充実とデジタルライブラリーとしての更なる機能充実を図る。

図書館においては、電子ジャーナルに加え、電子ブックの普及など学術情報流通における電子化が急速に進展しているため電子化への対応を行う必要がある。また配架資料の一層の拡充も継続的に試みていく。

私立大学図書館協会や日本医学図書館協会への学外団体へは現時点ではメリットが認められないため未加盟であるが、今後より広範な図書館ネットワークへの参加を目指す。地域への貢献として、一般市民にも図書館を開放しているが、まだ十分に認知されていないのでホームページを中心とした広報活動を更に促進する。平成 26（2014）年に大学完成年度を迎えて学生数が増えていることに鑑み、今後さらに効率的な図書館運営を図る。

また、図書館の安全管理について、リスクを可能な限り最小限にするため「図書館安全管理マニュアル」の定期的な見直しを実施する。

［基準 2 の自己評価］

入学者の受け入れに関しては、アドミッションポリシーを明示し、大学ホームページや学生募集要項等で周知している。また入学者の選抜についても、全員に面接試験を課すことで、アドミッションポリシーに沿って、公正かつ適切に学生が受け入れられていると判断している。入学定員に対する入学者の比率は 1 倍強で推移しており、適切な学生受入れ数を維持できていると判断している。授業を行う学生数についても、教育効果を十分に上げられる人数になっていると判断している。

教育課程は適切に編成し、明示している。この教育課程の編成方針に即した授業科目を開設するとともに、教育効果が上げられるような教員をバランスよく配置している。しかしながら、授業内容・方法等の工夫については、FD 委員会により教員相互授業参観を行うなど取り組みを行っているが、まだ不十分で、改善の余地がある。平成 27（2015）年度からの新カリキュラムの教育効果を高められるよう、FD 委員会が授業アンケート等の教育研究活動を活性化させるための取り組みを継続して行う必要がある。

学修及び授業支援については、教員と学生支援部門（現：教務課、学生課）が情報を共有しながら、連携して行っている。オフィスアワー制度について全学的に実施し、また補習を行うことでの学修支援も行っている。TA の制度は無いものの、教員と職員の協働による学習支援体制は整っている。特に、少人数担任制により、学修状況があまり良くない学生や留年者へのきめ細かい対応ができる体制となっている。

単位認定、進級判定に関しては、厳正に運用されている。未整備であったディプロマポリシーは平成 26（2014）年度に制定された。

キャリアガイダンスについては支援体制を整備、実施しており、就職活動のサポート体制は整え、求人情報の収集と提供等を実施している。

学生の学修状況、人間性育成状況等の具体的な達成状況の点検については、開学 4 年目であることから十分に評価できるデータが少ないが、年度毎の反省に基づいて、工夫しながら行っていると判断している。授業アンケートの実施、授業改善案の作成、報告書の掲示・発表、授業改善といった PDCA サイクルは適切に機能していると判断しているが、今後も更なる検討を加えていく。

学生サービスについては、保健管理体制や学生相談を受ける為の設備等を整備しており、また、学生サービスに対する学生の意見を汲み上げる仕組みとして、学生意見箱を設置し、学生生活等に関するアンケート調査を実施し、改善に反映している。

教員については、専門教員を適切に配置し、この教員の採用や昇進の方針についての規程を定め、適切に運用している。教養教育について、各分野の専門知識を持った教員が担当しており、体制は整備されている。今後も、研修会等を通して教養科目担当者の情報交換を行い、教養教育についても充実させていく。

校地、校舎、設備、実習施設等の教育環境については整備されている。また、前回の自己点検時には未整備であった図書館の資料について、電子ジャーナルを整備し、資料数も「大学設置認可申請書　趣旨書類」に記載した数を満たしている。

基準 3. 経営・管理と財務

3－1　経営の規律と誠実性

≪3－1 の視点≫

3-1-①　経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③　学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④　環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤　教育情報・財務情報の公表

（1）3－1 の自己判定

基準項目 3－1 を満たしている。

（2）3－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①　経営の規律と誠実性の維持の表明

物療学園（以下「本学園」という）は、平成 22（2010）年 10 月 29 日に文部科学大臣の組織変更認可を受け、大阪物療大学（以下「本大学」という）を設置している。大学設置認可に基づき平成 23（2011）年 4 月 1 日に「大阪物療大学」を開学してから平成 26（2014）年度の完成年度末までの設置計画を掲げており、計画に基づいて誠実及び確実に履行している。履行状況は、「大阪物療大学【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書（以下「設置計画履行状況報告書」という）」にて毎年明示している。また、教育基本法、学校教育法をはじめ、私立学校法、大学設置基準、学校法人会計基準等の関係法令に基づき、法令を遵守し実践している。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】

また、法人の管理運営に携わる、理事、監事、評議員の選任については、「学校法人物療学園規程（以下「規程」という）」1 号（学校法人物療学園寄附行為（以下「寄附行為」という））第 6 条、第 7 条、第 23 条に明確に定められ、各「規程」に基づき適切に行われている。理事会、評議員会は年に各 6 回定期的に開催されるとともに、必要に応じて臨時開催も行っている。当学園は「規程」1 号（寄附行為）に定められた職務を誠実に実行しており、規律を守りながら管理運営されている。【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】

3-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

本学園は「規程」1 号（寄附行為）第 3 条において、「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献できる豊かな心と健やかな体を携えた医療人を育成することを目的とする。」と定めており、その使命・目的の実現に向けて理事会が中長期方針を決議し、その達成を実現するために大学の最高決定機関である学園運営委員会（現：大学運営会議）が定例で毎月 1 回（8 月を除く）開催され、理事会の方針に基づいた行動目標を具体的に年度計画し決定している。その年度計画に基づき、教学面においては毎月 1 回定期的に開催される教授会において、教育・研究に関する重要事項を審議し、平成 26（2014）年度については准教授、講師、助教、助手まで含めて教授会へ参加する体制を採ることにより、教員全員の意識の周知を図り、継続的

な努力を以て、円滑な遂行を図っている。【資料 3-1-3】【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】

3-1-③　学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

全ての教職員は「規程」22 号（学校法人物療学園就業規則（以下「就業規則」という））、7 号（学校法人物療学園事務分掌規程（以下「事務分掌規程」という））、11 号（学校法人物療学園個人情報保護に関する規程（以下「個人情報規程」という））等をはじめとする諸規程を掲載した学校法人物療学園規程集を各自保有しているとともに、本学教職員のみがアクセスできるサーバーに公開し、法令遵守を常に意識し、規程確認を行ったうえで業務を遂行している。【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】【資料 3-1-11】

3-1-④　環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への対応については、環境省の通達及び文部科学省の事務連絡等に基づき、全学的にその意識統一を図り実践している。具体的には、温暖化防止の為、夏季の節電対策として室温を 28 度に設定しクールビズでの業務、冬季は 20 度に設定しウォームビズでの業務を行っているほか、照明の間引き点灯、こまめな消灯、裏紙の有効利用等を実行している。また、LED 照明への変更による省エネルギー化、省電力化、業務連絡のメール利用によるペーパーレス化、緑化等を行っている。

人権については、「規程」31 号（大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程（以下「ハラスメント規程」という））、11 号（学校法人物療学園個人情報保護に関する規程）75 号（大阪物療大学保健医療学部倫理委員会規程（以下「倫理委員会規程」という））を整備し、特に個人情報については、入職時に全教職員が誓約書を以てその保護に努めることを退職後にわたって誓約している。幸いにも、まだこれらの規程違反の例は発生していない。

規程の整備以外にも、学生に対しては、「学生便覧・履修要項」の「学生生活の手引き」の項目の一つに「ハラスメントの防止」と題して注意事項を記載し意識向上を図っている。また、教員の個人研究室のドアにドアストッパーとカーテンを設置し、学生入室時にこのストッパーを利用してドアを開けてハラスメント対策をする一方、カーテンを閉めることでプライバシー対策をも行っている。このようにハラスメントに対する危機管理意識を培うとともに実践している。【資料 3-1-10】【資料 3-1-12】【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】

安全への配慮については、オリエンテーション等の時間を利用して地震等災害時の避難場所を学生に周知し、学内や通学途上で津波等の災害時対処の心得としている。また、防火・防災については「大阪物療大学消防計画」に基づき、各校舎に教職員で構成する自衛消防組織を組織している。さらに火災予防を意識した環境設備の確認を日頃から行い、火災発生時には早期対処を行う体制を整えている。消防法及び消防法施行規則に基づき、各校舎年 1 回の消防訓練を管轄消防署立会いの下、学生、教職員全員が参加して実施し、重ねて教職員には消防署員指導による実地訓練を行い、非常事態時に実践できるよう備えている。また、危機管理対策及び SD（Staff Development）研修を兼ねて、消防署員指導による普通救命救急講習（AED 講習）を実施し、教職員全員が受講した。

このように、全学的な学内環境の安全性の向上を図るとともに、教職員個々の危機管理対応能力の充実を目指している。【資料 3-1-15】【資料 3-1-16】

3-1-⑤　教育情報・財務情報の公表

大学ホームページの「学園情報」ページで、教育情報・財務情報を公表している。特に、学校教育法施行規則の一部改正に伴い平成 23（2011）年 4 月 1 日より施行された教育研究活動等の情報については、①教育研究上の目的、②学園組織図、③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績、④入学者に関する受け入れ方針及び入学者数、収容定員及び在学生数、⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画、⑥学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準、⑦校地、校舎等の施設及び設備、教育研究環境、⑧授業料、入学料その他大学が徴収する費用、⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関することを公表している。さらに、自己点検・評価報告書の内容も公表している。また財務情報については、私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等の通知に基づき、①財産目録、②貸借対照表、③収支計算書、④事業報告書、⑤監事による監査報告書の公表を行っている。【資料 3-1-17】【資料 3-1-18】【資料 3-1-19】【資料 3-1-20】

◆エビデンス集　資料編

【資料 3-1-1】　大阪物療大学設置認可申請書（【資料 1-1-7】と同じ）
【資料 3-1-2】　設置計画履行状況報告書（【資料 1-3-23】と同じ）
【資料 3-1-3】　規程 1 号（学校法人物療学園寄附行為）（【資料 F-1】と同じ）
【資料 3-1-4】　規程 2 号（学校法人物療学園理事会運営規程）
【資料 3-1-5】　規程 5 号（学校法人物療学園評議員会運用規程）
【資料 3-1-6】　規程 45 号（大阪物療大学学園運営委員会規則）
【資料 3-1-7】　規程 49 号（大阪物療大学教授会規程）
【資料 3-1-8】　規程 22 号（学校法人物療学園就業規則）
【資料 3-1-9】　規程 7 号（学校法人物療学園事務分掌規程）
【資料 3-1-10】　規程 11 号（学校法人物療学園個人情報保護に関する規程）
【資料 3-1-11】　事務関連書類集置場
【資料 3-1-12】　規程 31 号（大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程）
【資料 3-1-13】　規程 75 号（大阪物療大学保健医療学部倫理委員会規程）
【資料 3-1-14】　学生便覧・履修要項　2013　p.12（【資料 F-5】と同じ）
学生便覧・履修要項　2014　p.12（【資料 F-5】と同じ）
【資料 3-1-15】　大阪物療大学消防計画
【資料 3-1-16】　普通救命救急講習（AED 講習）資料
【資料 3-1-17】　大学ホームページ「学園情報」
http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/（【資料 1-3-24】と同じ）
【資料 3-1-18】　学校法人物療学園　平成 25 年度事業報告書　p.8（【資料 F-7】と同じ）

学校法人物療学園　平成 26 年度事業報告書　p.8（【資料 F-7】と同じ）
【資料 3-1-19】　平成 25 年度　財産目録
平成 26 年度　財産目録
【資料 3-1-20】　学校法人物療学園　平成 25 年度監事監査報告書
学校法人物療学園　平成 26 年度監事監査報告書

（3）3－1 の改善・向上方策（将来計画）

法人として今後とも法令を遵守し、諸規程の整合性をとりつつ整備を進め、FD 研修・SD 研修を通して、使命・目的の実現への継続的努力の継続や教職員のコンプライアンスの意識を高めるとともに、環境、人権、安全に配慮し、より充実・改善した情報の公開に努めることにより、地域社会の要請に応え、信頼され、且つ必要とされる高等教育機関を目指していく。

3－2　理事会の機能

≪3－2 の視点≫

3-2-①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

（1）3－2 の自己判定

基準項目 3－2 を満たしている。

（2）3－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園は「教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献できる豊かな心と健やかな体を携えた医療人を育成することを目的」として設立された。【資料 3-2-1】

理事会は「規程」1 号（学校法人物療学園寄附行為（以下「寄附行為」という））第 16 条第 2 項において、「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定めている。その運営は「規程」2 号（学校法人物療学園理事会運営規程）（以下「理事会運営規程」という）に基づいて、法人並びに各設置校に関する重要事項を審議し、適法且つ円滑・適切な運営を行っている。理事が法人運営に責任を持って積極的且つ迅速に意思決定ができるよう、通常理事会を年 6 回（5 月、7 月、9 月、11 月、2 月、3 月）開催している。また、臨時理事会についても「規程」1 号（寄附行為）第 16 条第 4 項及び「規程」2 号（理事会運営規程）第 2 条第 4 項に基づいて適宜開催し、理事会の意思決定が機能的に行える体制をとっている。なお、「規程」1 号（寄附行為）第 16 条第 10 項において「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。」と定め、理事に欠席者が生じた場合においても、その意思決定は適切に行われ理事会は運営されている。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】

また、理事会の構成は「規程」2 号（理事会運営規程）第 3 条において、「すべての

理事及び監事（以下、「役員」という。）をもって構成する。」と定めており、内訳は「1　理事 6 人　2　監事 2 人」と「規程」1 号（寄附行為）第 5 条に定めている。理事の選任について「規程」1 号（寄附行為）第 6 条にて、「1　学長　2　評議員のうちから評議員会において選任した者 2 人　3　学識経験者のうち理事会において選任した者 3 人」の「各号に掲げる者と」している。また、監事の選任については、「規程」1 号（寄附行為）第 7 条にて「この法人の理事または職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定めている。このように外部での学識経験者等が理事の職に就き、当法人外の候補者から監事の役職に就いている。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】

また、本学園では平成 24（2012）年 4 月 1 日から理事会承認のもとに「将来計画準備室」を設置し、平成 25（2013）年 4 月より室員 2 人を任命した。この「将来計画準備室」が中心となって法人の直面する課題を中長期的に踏まえて調査等を行い、それに基づき理事会への報告を行い､理事会において検討並びに協議をしている｡このように、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備している。【資料 3-2-3】

◆エビデンス集　資料編

【資料 3-2-1】　規程 1 号（学校法人物療学園寄附行為）（【資料 F-1】と同じ）

【資料 3-2-2】　規程 2 号（学校法人物療学園理事会運営規程）（【資料 3-1-4】と同じ）

【資料 3-2-3】　第 14 回理事会議事録

（3）3－2 の改善・向上方策（将来計画）

法人はその目的達成のために戦略的に意思決定を行い、持続的な発展に向けて円滑に且つ機能的にその業務を進めるため、理事会は主体となってその機能を活かし迅速且つ強力に推進していかなければならないと考えている。

3－3　大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

≪3－3 の視点≫

3-3-①　大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-②　大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

（1）3－3 の自己判定

基準項目 3－3 を満たしている。

（2）3－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①　大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

法人と大学との連絡・調整を図るための機関として「学園運営委員会（現：大学運営会議）」が設けられており、「規程」45 号（大阪物療大学学園運営委員会規則（以下「学園運営委員会規則」という））に基づいて運営されている。学園運営委員会（現：大学

運営会議）は定期的に月 1 回開催され（8 月を除く）、「（1）大学の設置目的を達するための基本計画に関する事項　（2）大学の予算及び決算に関する事項　（3）学部、学科その他の管理･運営に関する組織の設置または廃止及び学生の定員に関する事項　（4）学則その他の管理・運営に関する重要な規程の制定または改廃に関する事項　（5）教職員人事の方針に関する事項　（6）大学の教育・研究活動等の状況について大学が行う評価に関する事項　（7）その他大学の運営に関する重要事項」といった、学園の運営に関わる重要事項を審議している。なお、学園運営委員会（現：大学運営会議）は、大学の代表である学長が招集し、その議長となり、学内の意見等を調整しながら業務執行にあたっている。【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】

学園運営委員会（現：大学運営会議）の構成員は、学長、学部長、学科長、事務局長、各部門長となっており、学長は協議事項の内容によりその他必要な者を出席させることができる。また、原則として監事に出席を求め、学内の各種報告を行い、意見を求めている。このように教育組織の長と事務組織の長、また法人外から選任された監事（「規程」1 号（寄附行為）第 7 条に規定）が構成員となることで、学内のみならず学外の意見をも反映された審議が行われる体制が整っている。【資料 3-3-1】【資料 3-3-3】

教授会は「規程」49 号（大阪物療大学教授会規程（以下「教授会規程」という））に規定された、本学の教育及び研究に関する重要事項を審議し、その円滑な遂行を図るための機関である。教授会は原則として月 1 回の定例開催としているが、学長が必要と認めたとき、及び学科の教授会構成員の 2 分の 1 以上による開催要求があったとき開催することができる。教授会は学長が招集し議長を務め、学長、専任教授で構成されており、必要に応じて准教授、講師、助教、助手または事務局長、事務担当者を出席せしめ、その説明を聴取できる。平成 26（2014）年度については准教授、講師、助教、助手まで含めて教授会へ参加する体制を採ることにより、教員全員の意識の周知を図っている。【資料 3-3-4】

教授会では「（1）学則に係わる部分の制定・改廃に関すること　（2）学部・学科課程に関すること　（3）学部の予算に関すること　（4）試験に関すること　（5）学生の入学、卒業、その他の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項　（6）学生の厚生及び補導に関すること　（7）教育及び研究に関すること　（8）教員の人事に関すること　（9）その他、教育研究上必要なこと」といった教育、研究に関わる重要な審議を行うが、「規程」49 号（教授会規程）第 7 条にて「議長は教授会に諮り、特定事項を関連の委員会に、その審議を委嘱することができる。」と、細目については各委員会で審議することとしている。【資料 3-3-4】

委員会は「規程」6 号（学校法人物療学園組織規程（以下「組織規程」という））に規定され、「常置委員会」「特別委員会」「附置委員会」が置かれている。「常置委員会」には学生委員会、図書委員会があり、「特別委員会」には FD 委員会、大学評価委員会、倫理委員会、「附置委員会」には予算委員会、入試委員会、教務委員会、広報委員会、就職委員会、実習対策委員会が設置されている。【図 3-3-1】【資料 3-3-2】

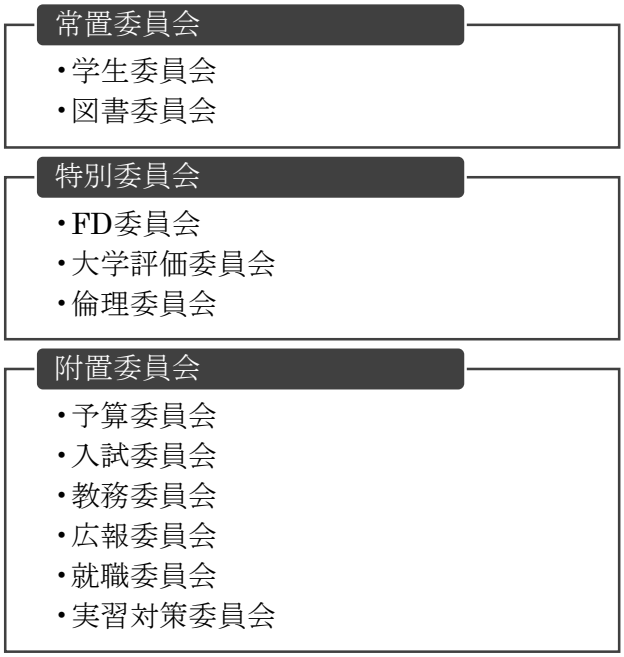

【図 3-3-1】　委員会一覧

委員会では、各委員会についての「規程」に挙げられている「目的」に沿って審議し、教授会に報告され、必要な審議を行い、学園運営委員会（現：大学運営会議）に諮る。以上のように、「学園運営委員会（現：大学運営会議）」の下に「教授会」と「委員会」が置かれ、教育研究に関し審議し、遂行する、といった機能分化の基本的な枠組みが整備されている。

3-3-②　大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

本学の学長は、設置法人の理事長を兼任している。本学では、審議機関である各委員会や教授会、学園運営委員会（現：大学運営会議）での審議、また、特に法人に関する事柄については諮問機関である評議員会の諮問を経て、理事会にて決議する。学長兼理事長は、一部の委員会及び教授会、学園運営委員会（現：大学運営会議）評議員会、理事会のいずれにも出席しており、学修者の要求から大学の意思決定また法人の意思決定に至るまで充分な認識を得ている。以上から、本学の学長は法人におけるリーダーシップと、大学でのリーダーシップの 2 つを発揮しており、十分なリーダーシップが発揮されているといえる。【資料 3-3-5】【資料 3-3-4】【資料 3-3-1】【資料 3-3-6】【資料 3-3-7】

◆エビデンス集　資料編

【資料 3-3-1】　規程 45 号（大阪物療大学学園運営委員会規則）（【資料 3-1-6】と同じ）

【資料 3-3-2】　規程 6 号（学校法人物療学園組織規程）

【資料 3-3-3】　規程 1 号（学校法人物療学園寄附行為）第 7 条（【資料 F-1】と同じ）

【資料 3-3-4】　規程 49 号（大阪物療大学教授会規程）（【資料 3-1-7】と同じ）
【資料 3-3-5】　規程 1 号（学校法人物療学園寄附行為）（【資料 F-1】と同じ）
【資料 3-3-6】　規程 5 号（学校法人物療学園評議員会運用規程）（【資料 3-1-5】と同じ）
【資料 3-3-7】　規程 2 号（学校法人物療学園理事会運営規程）（【資料 3-1-4】と同じ）

（3）3－3 の改善・向上方策（将来計画）

開学 4 年目であることから、意思決定組織の整備をしている段階ではあるものの、現体制においても、迅速で的確な意思決定がなされている。また、学長は設置法人の理事長を兼任しており、理事会、評議員会、学園運営委員会（現：大学運営会議）等の密な連携体制が可能であり、リーダーシップを十分に発揮している。今後、必要に応じて新たな委員会を設ける等、継続的に維持向上していく。

3－4　コミュニケーションとガバナンス

≪3－4 の視点≫

3-4-①　法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

（1）3－4 の自己判定

基準項目 3－4 を満たしている。

（2）3－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①　法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

理事長の職務は、「規程」第 1 号（学校法人物療学園寄附行為（以下「寄附行為」という））第 12 条に「法人を代表し、その業務を総理する」と明確に定められている。また、学長の職務は、「規程」第 6 号（学校法人物療学園組織規程（以下「組織規程」という））第 13 条に「大学の学務を担当し、所属職員を督励し、大学を代表する」と定められている。本学においては、設置法人の理事長が、学長を兼任している。理事長として、法人の重要会議である理事会及び評議員会に出席し、学長として大学の重要会議である学園運営委員会（現：大学運営会議）及び教授会のいずれにも出席していることから、管理運営機関と管理部門、教学部門との連携が適切に行われているといえる。

法人事務局長は、組織規程第 8 条に「理事長の命を受けて学園の運営業務を担当し、事務職員を督励する」と定められており、大学事務局長は同組織規程第 16 条第 3 項に「学長及び法人事務局長の命を受けて大学の運営業務を担当し、所属事務職員を指揮監督する」と定められている。本学においては、法人事務局長が大学事務局長を兼任している。法人事務局長として、理事会及び評議員会に出席し、大学事務局長として学園運

営委員会（現：大学運営会議）及び教授会のいずれにも出席していることから、同様に管理運営機関と管理部門、事務部門との連携が適切に行われているといえる。【資料 3-4-1】【資料 3-4-2】

学園運営委員会（現：大学運営会議）は、「規程」第 45 号（大阪物療大学学園運営委員会規則）第 1 条に「運営にかかわる重要事項を審議し、学園との連絡・調整を図るため」に設置されていることが、「規程」第 45 号（大阪物療大学学園運営委員会規則）第 2 条に「（1）学長　（2）学術顧問　（3）学部長　（4）学科長　（5）事務局長　（6）各部門長」をもって構成すると規定されている。構成員から見ても、学園運営委員会（現：大学運営会議）は管理部門と教学部門とのコミュニケーションが図れる場となっているといえる。【表 3-4-1】【資料 3-4-3】【資料 3-4-4】

【表 3-4-1】法人・大学の重要会議における幹部職員の構成表

	理事会	評議員会	学園運営委員会	教授会
理事長	○	○		
学長			○	○
理事	○			
監事	○	○	○	
評議員		○		
学部長			○	○
学科長			○	○
法人事務局長	△	△		
大学事務局長			○	△

○：構成員　△：議決権はない

3-4-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本学のガバナンス機能としては、監事による監査業務が挙げられる。監事の選任は「規程」1 号（寄附行為）第 7 条に「この法人の理事または職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定められている。また同第 8 条にて「各役員についてその配偶者もしくは、3 親等以内の親族が、一人をこえて含まれてはならない。」とも規定しており、公正を期している。監事は「規程」1 号（寄附行為）第 15 条及び「規程」4 号（学校法人物療学園監事監査規則（以下「監事監査規則」という））に基づいて、職務権限を行使し、業務監査及び会計監査の職務を確実に遂行できるよう必要な説明を受け、業務執行状況の適否を判断している。具体的には、大学の最高意思決定機関である学園運営会議に出席し、大学の業務進捗状況を確認、学長から意見を求められる。また、会計年度終了後には、会計監査人（公認会計士）から報告を求め、必要に応じて公認会計士に対し専門的事項の調査を委任する等連携をとって財産の状況を調査している。その後、その内容に基づき監査報告書を作成し、理事会、評議員会において監査結果を報告しており、適正且つ有効に法人の業務及び財産の

状況の監査が行われている。【資料 3-4-5】【資料 3-4-1】【資料 3-4-6】【資料 3-4-7】

諮問機関である評議員会については、「規程」1 号（寄附行為）第 19 条から第 25 条及び「規程」5 号（学校法人物療学園評議員会運用規程（以下「評議員会運用規程」という））にて適法且つ適正、円滑な運営を図るよう規定されている。その選考については「規程」1 号（寄附行為）第 23 条にて、「1　この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 5 人　2　この法人の設置した学校を卒業した者で、年齢 25 歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 3 人　3　学識経験者のうちから、理事会において選任した者 5 人」と規定しており、適切に選考している。また、通常評議員会は、「年 6 回開催する」と「規程」5 号（評議員会運用規程）第 2 条に定められている通り、毎年度 5 月、7 月、9 月、11 月、2 月、3 月に召集されている。特に 2 月の評議員会では、理事会前に次年度の事業計画案及び予算案について理事長より諮問を受け、また 5 月には前年度事業報告及び決算報告を受けており、「規程」1 号（寄附行為）及び私立学校法に基づいた適切な運営がなされている。【資料 3-4-1】【資料 3-4-7】

3-4-③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

学長が理事長を兼任しており、また種々の会議での議長を務める等、法人、大学共に学長がリーダーシップを遺憾なく発揮している。

3-4-①で示した通り、学園運営委員会（現：大学運営会議）は管理部門と教学部門、また教員と職員の連携を密にする側面を持っている。この会議に、学部長や学科長、学年主任等が出席しており、教授会からの提案等が提出される。また大学事務局長も出席しており、各事務組織からの提案等も提出される。各委員会からの提案等は、必要に応じて委員長及び庶務が出席し、議案として審議されている。このように、教職員からの提案等を汲み上げる仕組みを適切に整備しており、大学運営の改善に反映されている。

以上から、リーダーシップとボトムアップは適度なバランスを保っているといえる。【資料 3-4-3】【資料 3-4-8】

◆エビデンス集　資料編

【資料 3-4-1】　規程 1 号（学校法人物療学園寄附行為）（【資料 F-1】と同じ）
【資料 3-4-2】　規程 6 号（学校法人物療学園組織規程）（【資料 3-3-2】と同じ）
【資料 3-4-3】　規程 45 号（大阪物療大学学園運営委員会規則）（【資料 3-1-6】と同じ）
【資料 3-4-4】　規程 48 号（学校法人物療学園学術顧問規程）
【資料 3-4-5】　規程 4 号（学校法人物療学園監事監査規則）
【資料 3-4-6】　規程 2 号（学校法人物療学園理事会運営規程）（【資料 3-1-4】と同じ）
【資料 3-4-7】　規程 5 号（学校法人物療学園評議員会運用規程）（【資料 3-1-5】と同じ）
【資料 3-4-8】　規程 49 号（大阪物療大学教授会規程）（【資料 3-1-7】と同じ）

（3）3－4 の改善・向上方策（将来計画）

種々の事案に迅速に対応するため、ほぼ毎日、学長、事務局長、学部長による連絡会議が行われている。学長が理事長を兼務することにより、管理部門と教学部門は緊密な連携が図られ、意思決定のプロセスの迅速化が図られている一方で、日常的な諸問題への対処から将来構想に至る戦略・方針まで、様々な事案を抱える等、学長の負担が増加していることも事実である。今後は、上記権限者の負担軽減、さらに業務の多様化への対応を踏まえて、権限移譲を行っていく予定である。

権限に関しては、理事長、法人事務局長、学長、大学事務局長、委員会委員長、部門長等の権限を明確に規定し、適切に管理運営されているが、近年の少子化、経済不況及び、高等教育機関として教育研究活動を永続的に行っていくために、ガバナンスをより強化する方策が必要である。小規模の大学だからこそより強固な大学力獲得を目標として、理事長である学長から迅速に教職員に意思決定の通知を行うとともに、意思決定機関である理事会及び学園運営委員会（現：大学運営会議）に出席している監事の意見を踏まえ、緊密なコミュニケーションのもと、さらに強力なガバナンスを実行していく。その為に、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令の施行日である平成 27（2015）年 4 月 1 日までに、改正法の趣旨を踏まえた内部規則や運用の総点検・見直しを行い、学長のガバナンス強化とともに、教授会の役割を諮問機関として明確にし、実施していくこととしている。こうして改正された内部規則に基づき、さらなる改善・向上を図っていくものである。

3－5　業務執行体制の機能性

≪3－5 の視点≫

3-5-①　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-②　業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③　職員の資質・能力向上の機会の用意

（1）3－5 の自己判定

基準項目 3－5 を満たしている。

（2）3－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-①　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

「規程」第 6 号（学校法人物療学園組織規程（以下「組織規程」という））により職制及び職務を明確にし、適性且つ円滑な管理運営を行う組織を策定している。各部署が果たす役割については「規程」第 7 号（学校法人物療学園事務分掌規程（以下「事務分掌規程」という））に定め、明確な役割分担による適切な人員配置を可能にしている。さらに、効率的な業務遂行と的確な人員数・配置とのバランスを保持するため、同規程第 15 条にて「（前略）事務分掌外の業務を支持することができる。」と定め、業務分

掌に柔軟性を与えるとともに、「規程」第 9 号「学校法人物療学園文書取扱規程（以下「文書取扱規程」という。）第 19 条において、専決を定め、別表第 2 にて決裁事項の権限の適切な分散を図っている。【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】【資料 3-5-3】
平成 26 年度末をもって完成年度を完了したが、「大学設置認可申請書」で計画したとおりの教員及び職員の人員を確保し、個々の力が発揮できるよう適切に配置することにより業務を効率的に遂行し、上記規程に基づいて確実に執行する体制を採っている。【資料 3-5-4】

3-5-②　業務執行の管理体制の構築とその機能性

法人としての業務執行の基本方針は理事会によって決議される。諮問機関である評議員会も設置されており、寄付行為に定めるもののほか業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものについて審議される。それぞれの審議事項は、「規程」第 1 号（学校法人物療学園寄附行為（以下「寄附行為」という））、及び寄付行為を踏まえた「規程」第 2 号（理事会運用規程）、及び第 5 号（評議員会運用規程）によって定められている。理事会・評議員会はいずれも年 6 回定期的に開催され、それ以外にも必要に応じて臨時に開催され、即時に重要事項を協議できる体制をとっている。【資料 3-5-5】【資料 3-5-6】【資料 3-5-7】

また、「規程」第 45 号（大阪物療大学学園運営委員会規則）に基づき学園運営委員会（現：大学運営会議）が設置されている。大学運営に関わる重要事項を審議する大学における最高決定会議として､法人と大学組織の縦横にわたる連絡･調整を図っている。法人・大学双方の管理運営が乖離し複雑にならないよう、学園運営委員会（現：大学運営会議）による透明性の高い業務執行の管理体制が構築されている。【資料 3-5-8】

なお、各職位がその職務遂行にあたり権限を越える事項については、「規程」第 8 号（学校法人物療学園稟議規程（以下「稟議規程」という））に定める手続きによって、承認の決裁を求めることができる。【資料 3-5-9】

以上のように、トップダウン・ボトムアップ両方向において業務執行に係る意見が反映される体制が作られている。例えば、規程と実際の組織・業務とに矛盾点、相違点等があった場合に、確認し調整することを可能にしている。

3-5-③　職員の資質・能力向上の機会の用意

新しく入職する教職員は、入職時に入職者研修を受け、「学校法人物療学園規程集」により組織、事務分掌、就業規則、個人情報の取り扱い等について、業務を行うための基本について学ぶ。また、「入職者研修資料」により、本学の建学の精神である「之科學為報國修」を基とした運営方針から、我が国の教育、良い大学とは何か等広く講義を受け、高等教育機関の職員であることの自覚を促される。【資料 3-5-10】

さらに、FD 研修、SD（Staff Development）研修等が適宜行われている。FD 研修については、「規程」第 73 号（大阪物療大学保健医療学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程（以下「FD 委員会規程」という））により、FD 委員会が設置され、教育の質的向上を図るために組織的に取り組む活動を推進しており、新任教員研修の実施や、学期毎に専任教員を対象に FD 研修会を実施している。また、教員相互授業参観

を行っている。SD 研修については、本学全体で行う基礎的な研修以外に、分限化された専門知識等のスキルアップを図る為、外部の講習を積極的に受講するなどし、学内業務へフィードバックし、全体的業務における事務力の向上につなげている。【資料 3-5-11】【資料 3-5-12】【資料 3-5-13】

実際の業務に関しても、事務部署の代表による連絡会を週に 1 回定期的に実施することにより、縦割り業務が基本の大学事務局各部署の末端までの連携がとれるように体制を整えており、各自の業務について報告、連絡、相談の徹底を行い、情報の共有と直近の問題解決策の検討、また今後の業務の改善を図っている。

◆エビデンス集　資料編

【資料 3-5-1】　規程第 6 号（学校法人物療学園組織規程）（【資料 3-3-2】と同じ）
【資料 3-5-2】　規程第 7 号（学校法人物療学園事務分掌規程）（【資料 3-1-9】と同じ）
【資料 3-5-3】　規程第 9 号（学校法人物療学園文書取扱規程）
【資料 3-5-4】　大学設置認可申請書の趣旨等を記載した書類（【資料 2-9-1】と同じ）
【資料 3-5-5】　規程第 1 号（学校法人物療学園寄附行為）（【資料 F-1】と同じ）
【資料 3-5-6】　規程第 2 号（学校法人物療学園理事会運営規程）（【資料 3-1-4】と同じ）
【資料 3-5-7】　規程第 5 号（学校法人物療学園評議員会運用規程）（【資料 3-1-5】と同じ）
【資料 3-5-8】　規程第 45 号（大阪物療大学学園運営委員会規則）（【資料 3-1-6】と同じ）
【資料 3-5-9】　規程第 8 号（学校法人物療学園稟議規程）
【資料 3-5-10】　入職者研修資料
【資料 3-5-11】　FD・SD 研修一覧
【資料 3-5-12】　規程第 73 号（大阪物療大学保健医療学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程）
【資料 3-5-13】　教員相互授業参観の感想文一覧（平成 25 年度前期）（【資料 2-8-18】と同じ）
教員相互授業参観の報告書一覧（平成 26 年度後期）（【資料 2-8-18】と同じ）

(3) 3―5 の改善・向上方策（将来計画）

平成 26（2014）年度末に完成年度を完了するまで「大学設置認可申請書」で計画したとおりに執行してきた。平成 27（2015）年度より、現状の業務を見直し課題を解決するために事務組織体制の見直しを行い、大学として分限化された組織作りの改善を行っていく必要があることから、組織規程の改正を行い、組織を改編し、新しい体制で業務を執行していく予定である。

また、組織の改編に基づき、その事務業務について分掌を見直し、事務力の質の向上と効率化を目指す。これにより責任と権限と義務を明確に各職員が自覚し、改善された

大学組織として更なる事務力の強化につなげ、大学の基盤として安定した運営を行っていく。

3－6　財務基盤と収支

≪3－6 の視点≫

3-6-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3－6 の自己判定

基準項目 3－6 を満たしている。

(2) 3－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成23（2011）年度に大学設置が認可された際の計画においては、申請前年度から完成年度までの4年間について中期的な計画を作成し、当学園理事会、文部科学省の法人分科会の議を経て、認可された計画に基づいて予算を編成し、執行している。完成年度である平成26（2014）年度末まで、この計画に基づいた適正で着実な予算執行を行うことにより、財務運営を安定したものとして確立している。長期的には戦略的な計画を理事会において検討中である。【資料3-6-1】

3-6-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学は、平成26（2014）年度に完成年度を迎えたことから、同年4月に最終学年までの学生受け入れが完了した。学生確保においては万全を期して対応を図り収容定員を満たしたことから、学生生徒等納付金収入は、予算を十分に執行しており、収支のバランスは計画時の予想に比較して更に安定している。こうして、財政基盤の確立と修正バランスは、確保されている。【資料3-6-2】【資料3-6-3】【資料3-6-4】

◆エビデンス集　資料編

【資料 3-6-1】　学校法人物療学園組織変更認可申請書
開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画及びこれに伴う予算書

【資料 3-6-2】　予算決算総括表

【資料 3-6-3】　平成 25 年度大学設置に係る寄付行為（変更）認可後の財政状況及び設等整備計画の履行状況報告書

【資料 3-6-4】　平成 26 年度大学設置に係る寄付行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書

(3) 3－6 の改善・向上方策（将来計画）

完成年度以降においても、財務基盤の安定化を図るため、継続して収容定員を確保し、学生生徒等納付金を充足するとともに、平成27（2015）年度からは私立大学等経常費補

助金収入を申請し、交付を受けることを予定しているが、補助金の性格を十分に認識し、更なる健全性をもって予算に忠実に執行していく。また、将来的には組織的な協力体制や広報活動を整備し、受託研究以外にも積極的な外部資金の獲得を図っていくものとしている。

3－7　会計

≪3－7 の視点≫

3-7-①　会計処理の適正な実施

3-7-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3－7 の自己判定

基準項目 3－7 を満たしている。

(2) 3－7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-①　会計処理の適正な実施

当学園は、学校法人会計基準及び「規程」41号（学校法人物療学園経理規程（以下「経理規程」という））、42号（学校法人物療学園固定資産及び物品管理規程（以下「固定資産管理規程」という））、43号（学校法人物療学園経理規程施行細則（以下「経理細則」という））、及び関連する「規程」に準拠し、適正に会計処理を実行している。公認会計士とも緊密に連携し、会計処理判断が不明確なもの等は、必ず週1 回の会計士来学時に、問い合わせ・相談・確認を実施し、専門的知識の裏付けをもって会計処理を行っている。【資料3-7-1】【資料3-7-2】【資料3-7-3】

3-7-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

監事に半期ごとに財政状況監査を依頼し、対象月の問題点について報告・相談を行っており、同時に重要な決裁書類を閲覧する等の業務監査を行っている。

監事は、「学校法人物療学園監事監査計画書」を作成し、政策監査や執行監査とともに会計監査を行い、毎年度会計監査人から、監査結果を聴取して意見交換を行い、外部監査との連携強化を図っている。年度途中で発生した計画等については、予算委員会で予算実績対比を確認後、評議員会、理事会承認を経て、補正予算の編成等により状況の変化に迅速に対応して適切な予算執行をとるよう十分留意している。【資料3-7-1】【資料3-7-2】【資料3-7-3】【資料3-7-4】

◆エビデンス集 資料編

【資料 3-7-1】　規程 41 号（学校法人物療学園経理規程）

【資料 3-7-2】　規程 42 号（学校法人物療学園固定資産管理規程）

【資料 3-7-3】　規程 43 号（学校法人物療学園経理規程施行細則）

【資料 3-7-4】　平成 25 年度及び 26 年度予算委員会議事録

（3）3－7 の改善・向上方策（将来計画）

予算執行に関して、PDCA サイクルの「C：チェック」「A：改善」を充実させるべく、四半期ごとに予算実績対比を実施し、補正予算の編成を着実に行っていく。また、その結果を次年度以降の予算に反映し、改善していく。さらに、完成年度以降は補助金の交付を受けることから、その取扱いに当たっては補助金事務の適正かつ効率的な執行を図ることを目的に、業務に携わる職員だけでなく、役員をはじめ教職員の知識の向上及び注意喚起を行い､認識を十分に持って財務の健全性を継続維持できる体質を構築し、適正な会計処理と厳正な監査の実施を行っていくものとしている。

［基準 3 の自己評価］

本学の経営は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、学校法人会計基準等の関係法令に基づき、法令を遵守し実践されている。また「寄附行為」（「規程」1 号）に定められた使命・目的の実現への継続的な努力を以て、円滑な遂行を図っている。また、環境保全、人権や安全に配慮するとともに、教職員個々の危機管理対応能力の充実を目指しながら、運営を行っている。なお、教育情報や財務情報はホームページに公表している。

理事会は「寄附行為」（「規程」1 号）に基づいて適切に運営されている。理事の選考については、「規程」に従い適切に選考しており、また理事の出席状況も適切であり、本学の使命・目的の達成に向けて、戦略的な意思決定が行える体制を整備し、適切に機能している。

学長はリーダーシップを適切に発揮し、管理運営部門と教学部門との連携も十分に図られる体制を組織している。学内の意思決定機関の組織も適切に整備されている。

法人及び大学、各部門間のコミュニケーションも適切に図られている。監事の選考は「規程」に則って行われ、理事会へも適切に出席しており、また監査業務も適切且つ有効に行われている。評議員についても、選考は「規程」に則って行われ、「寄附行為」（「規程」1 号）に基づいて評議員会を適切に運営しており、出席状況も適切である。教職員の提案等を汲み上げる各委員会を通して学園運営会議に提案できる仕組みが確立されている。

本学の使命・目的の達成のため、事務体制を構築し、適切に機能していると考えている。必要な職員を確保し、適切に配置するとともに、事務分掌に柔軟性を与えて日々の業務を行っている。

財務運営に関しては、大学開設申請時の計画に基づき、認可された計画に基づいて予算を編成し、執行している。学生確保において収容定員を満たしていることから、学生生徒等納付金収入が予算を十分に執行しており、安定した財務基盤が確立され、収支のバランスは安定している。

会計は、学校法人会計基準及び本学の関連する「規程」に準拠し、適正な会計処理を遂行している。会計監査についても、監事に半期ごとに財政状況監査を依頼し、対象月の問題点について報告・相談を行っており、同時に重要な決裁書類を閲覧する等の業務監査を行っている。決算期以外における予算実績対比について予算委員会で審議し関連

する補正予算の編成を行い、評議員会、理事会の補正予算決議のもと予算を執行している。適切な財務運営がなされている。

基準 4. 自己点検・評価

4－1　自己点検・評価の適切性

≪4－1 の視点≫

4-1-①　大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-②　自己点検・評価体制の適切性

4-1-③　自己点検・評価の周期等の適切性

（1）4－1 の自己判定

基準項目 4－1 を満たしている。

（2）4－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①　大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

「規程」44号（大阪物療大学学則（以下「学則」という））第2条で「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行う」と定めている。また、「規程」61号（大阪物療大学保健医療学部規程（以下「学部規程」という））第7条に保健医療学部に大学評価委員会を設置すると定めており、「規程」74号（大阪物療大学保健医療学部大学評価委員会規程（以下「評価委員会規程」という））第2条に、大学評価委員会の目的として、「建学の精神に基づき、本学の理念・使命を実現するために行う自己点検評価に関する事項を審議すること」と定めている。【資料4-1-1】【資料4-1-2】【資料4-1-3】

本学では2年ごとに自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を作成することになっており、平成25（2013）年に自己点検・評価報告書を作成した。今回、開学4年目を終えるにあたり、上記「規程」に従って開学以降2度目の自己点検・評価を実施した。【資料4-1-4】【資料4-1-5】

大学の使命は教育、研究、社会貢献であり、また本学は診療放射線技師を育成する大学であることから、本学の使命・目的に即した自己点検・評価項目として、

基準 A：診療放射線技師の育成

基準 B：社会連携・社会貢献

の 2 つを基準として設定し、基準 A では、A-1 学内実習、A-2 臨床実習、の 2 つの項目について、また基準 B では、B-1 施設開放等、物的資源の提供、B-2 教員派遣等、人的資源の提供、B-3 主催する行事による地域社会への貢献、B-4 学外の教育研究機関及び企業や団体との協力関係、B-5 研究成果の社会還元、の 5 つの項目について自己点検・評価を行っている。

本学の自己点検・評価は、本学の使命・目的に即しており、且つ自主的に行うことを規定している。今回についても、自主的・自立的に自己点検・評価を実施したと判断している。

4-1-②　自己点検・評価体制の適切性

本学では、大学開学時に評価委員会（現：大学評価委員会）を組織し、自己点検・評価にかかわる事柄について、実施方法や方針についての審議や調整等を行ってきた。大学評価委員会には、「規程」74 号（評価委員会規程）第 4 条に定める者の他、第 6 条に

定める通り、各委員長や、必要に応じて各部署の責任者が出席し、委員会を開催してきた。【資料 4-1-3】

自己点検・評価の実施にあたっては、担当箇所を全学の教員並びに職員で分担して行った。評価委員会に作業部会にあたる自己点検ワーキンググループ（以下、WG）を設置し、各担当から提出された資料の編集や、エビデンスの確認作業等を行い、最終確認を大学評価委員会が行った。提出された資料の整理は、学術情報部門情報グループ（現：入試課）が行った。【資料 4-1-3】【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】

大学評価委員会が中心となって、各委員会を通じて教学組織、大学事務組織並びに法人組織が連携して実施する体制が構築されており、自己点検・評価体制の適切性は担保されていると判断している。

4-1-③　自己点検・評価の周期等の適切性

本学では、2 年に 1 度、自己点検・評価を行い、平成 29（2017）年度に初回の認証評価を受ける予定となっている。今回の自己点検・評価は、開学 4 年目を終えての中間確認的な意味合いを持つ。2 年後に認証評価を受け、引き続き 2 年ごとに自己点検・評価を行うことで、教育研究活動の改善や水準の向上を図っていく計画である。

開学 2 年目の前回の自己点検・評価を行い、その 2 年後にあたる今回 2 回目の自己点検・評価を実施した。PDCA サイクルを回しながら、継続的に改善を図っていくことを考えると、2 年ごとに自己点検・評価を行うことが適切と考えている。

◆エビデンス集　資料編

【資料 4-1-1】　規程 44 号（大阪物療大学学則）第 2 条（【資料 F-3】と同じ）
【資料 4-1-2】　規程 61 号（大阪物療大学保健医療学部規程）第 7 条（【資料 F-9】と同じ）
【資料 4-1-3】　規程 74 号（大阪物療大学保健医療学部大学評価委員会規程）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 4-1-4】　大学設置認可申請書の趣旨等を記載した書類　p.64（【資料 2-9-1】と同じ）
【資料 4-1-5】　設置計画履行状況報告書（【資料 1-3-23】と同じ）
【資料 4-1-6】　評価委員会議議事録
【資料 4-1-7】　自己点検・評価書作成分担表

（3）4－1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も 2 年ごとに自己点検・評価を行い、平成 29（2017）年度に実施予定の 3 回目の自己点検・評価については、法律に定める認証評価を受審し、大学全体としての教育の質の保証と向上を目指す。

4－2　自己点検・評価の誠実性

≪4－2 の視点≫

4-2-①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
4-2-②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
4-2-③　自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

（1）4－2 の自己判定

基準項目 4－2 を満たしている。

（2）4－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学は規模が小さな大学であるため、その特色を生かし、出欠状況をはじめとする全学生のデータや、教員の学内外での研究活動、学内外への配布資料等、さまざまなデータをその都度収集できる体制となっている。教学や広報等に関するデータは、全教育職員が出席する教授会に資料として提出され、その資料は全事務職員に回覧されており、全教職員が把握できる体制となっている。

本自己点検・評価報告書においても、大学事務局の各部署が収集しているデータを基に、各委員会や大学事務局の各部署で原稿を作成、大学評価委員会に提出された資料について確認・修正を行い、報告書としてまとめた。エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を行った。【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】

エビデンスに基づいた自己点検・評価に全学で取り組む体制が整っており、1 次的な自己点検・評価を分担して各委員会や大学事務局の各部署で行い、大学評価委員会において編集・最終確認を行うことで、より透明性の高い自己点検・評価が行われたと判断している。

4-2-②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

各情報やデータは、学生に関することについては学生支援部門（現：教務課、学生課）、広報に関することについては就職・渉外部門（現：総務課渉外）、図書や情報機器等に関することについては学術情報部門（現：施設課、入試課）、その他経営等に関することについては事業運営部門（現：総務課）など、大学事務局の各部署が把握している。ほぼ全てのデータがデータベース化されており、例えば学生の出欠状況データに基づき、欠席の多い学生に対して指導を行ったり、図書館の入退館時間のデータベースを基に蔵書点検の時期を決定したりするなど、収集したデータを分析し、日々の就学支援や施設の運営方針の決定等に利用している。【資料 4-2-3】

事務組織の各部署が情報やデータの収集・分析を行い、学生指導による学習成果の向上や満足度の向上、日々の業務改善や運営方針の決定などに利用している。自己点検・評価においても、収集したデータに基づき行ったため、本基準を満たしていると判断している。

4-2-③　自己点検・評価結果の学内共有と社会への公表

自己点検・評価報告書は、本学専任教育職員及び事務局各部署、法人関係者などに配付して情報を共有するとともに、本学ホームページに掲載し公表した。財務指標等については、毎年発行する事業報告書内に掲載されており、本学ホームページで公開してい

る。教員の研究業績については、毎年発刊している本学紀要に掲載されており、近隣の官公庁や図書館、病院等へ配付し、本学ホームページでも公開している。【資料 4-2-5】

◆エビデンス集　資料編
【資料 4-2-1】　評価委員会議事録（【資料 4-1-6】と同じ）
【資料 4-2-2】　規程 74 号（大阪物療大学保健医療学部大学評価委員会規程）第 4 条・第 6 条（【資料 F-9】と同じ）
【資料 4-2-3】　自己点検・評価書作成分担表（【資料 4-1-7】と同じ）
【資料 4-2-4】　設置計画履行状況報告書（【資料 1-3-23】と同じ）
【資料 4-2-5】　自己点検評価報告書配布先一覧

（3）4－2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検･評価結果については､今後も大学評価委員会を通じて学内で情報を共有し、社会への説明責任を果たすために全ての自己点検・評価結果等を大学ホームページで公開していく。

4－3　自己点検・評価の有効性

≪4－3 の視点≫

4-3-①　自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

（1）4－3 の自己判定

基準項目 4－3 を満たしている。

（2）4－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①　自己点検･評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

「規程」74 号（評価委員会規程）第 8 条に「自己点検･評価の結果による改善事項（略）について､関係部署への勧告､事後の点検を行わなければならない」と定めている。PDCA サイクルが機能するように、前回の自己点検・評価で鮮明になった未整備な点についての整備を行った結果、一部平成 25（2013）年 3 月末の時点では整備が完了しなかった部分も残ったが、今回概ね全ての点について整備することができた。例えばディプロマポリシーの制定や、教員評価制度の導入や図書館の整備などが挙げられる。また、より教育効果を得られやすいように、教育課程編成の変更を検討し、平成 27（2015）年 4 月から実施されている新カリキュラムが策定された。【資料 4-3-1】

◆エビデンス集　資料編
【資料 4-3-1】　規程 74 号（大阪物療大学保健医療学部大学評価委員会規程）第 8 条（【資料 F-9】と同じ）

（3）4－3 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、大学評価委員会が中心となり、各委員会や本学の状況を把握し、教育の質の

向上を実現するために、PDCA サイクルの推進を図る。

［基準 4 の自己評価］

自己点検・評価を行う体制は整っていると判断している。また、自己点検・評価の実施周期についても、適正な周期であると考えている。

今後も大学評価委員会が中心となって、全学的な自己点検・評価活動を継続し、本学における教育の改善や改革、教育の質の保証と向上の方策を明確にし、実施していく。

Ⅳ．大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 診療放射線技師の育成

≪A－1 の視点≫

A -1-①　学内実習

（1）A－1 の自己判定

基準項目 A－1 を満たしている。

（2）A－1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A -1-①　学内実習

1）学内実習の目的

学内実習は、診療放射線技師指定規則に基づき、臨床実習実施前に、各専門科目の講義に対応した実習を学内で実施している。実習では、グループごとに一つの仕事を行うため、各人の分担に責任を持ち、グループのメンバーと協力して、実習がスムーズに進行するよう心掛け、また、レポート作成は、実習で得た結果を正確に表現し、実習の全てを他人に分かりやすく伝えるように報告書の作成技術を十分に学ぶことを目的として実施している。

2）学内実習の実施状況

平成 25（2013）年度前期の診療画像技術学実習Ⅱ（応用技術）では、X 線撮影、X 線 CT 撮影、MRI などの画質評価や眼底カメラ、超音波検査など 13 項目の実習を 3 年次生に対して実施した。後期では、診療画像技術学実習Ⅰ（基礎技術）として、X 線撮影技術、X 線機器工学、X 線 CT 技術、放射線計測など 10 項目の実習を 2 年次生に対して実施した。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】

平成 26（2014）年度前期の診療画像技術学実習Ⅱ（応用技術）では、平成 25（2013）年度の実習項目に核医学技術学、放射線治療技術学を新たに加えた 15 項目の実習を 3 年次生に対して実施した。後期の診療画像技術学実習Ⅰ（基礎技術）では、前年度の実習項目に X 線機器の管理、眼底カメラ検査を加えて実習 12 項目を 2 年次生に対して実施した。【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】

◆エビデンス集 資料編

【資料 A-1-1】　診療画像技術学実習Ⅱ（応用技術）2013 年度前期
【資料 A-1-2】　診療画像技術学実習Ⅰ（基礎技術）2013 年度後期
【資料 A-1-3】　診療画像技術学実習Ⅱ（応用技術）2014 年度前期
【資料 A-1-4】　診療画像技術学実習Ⅰ（基礎技術）2014 年度後期

（3）基準 A-1 の改善・向上方策（将来計画）

臨床実習につなげるための基礎的な学内実習として、現有の機器および設備を活用し、担当教員の協力のもとに効果的な実習指導ができている。しかしながら、医用工学系実習としての電気・電子回路実験の機器の一部が老朽化しているため、実習に支障を来さないうちに整備する必要がある。

≪A－2 の視点≫

A -2-①　臨床実習

（1）A－2 の自己判定

基準項目 A－2 を満たしている。

（2）A－2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-①　臨床実習

1）実習施設と学生配置状況

年度ごとの臨床実習施設数と学生配置数の状況を【表 A-2-1】に示す。施設規模によって受入れ人数は異なるが、1 施設当たりの学生数は 2～4 名としている。

【表 A-2-1】臨床実習施設数と学生配置数の状況

年度	授業科目	臨床実習施設数	学生配置数
平成 25（2013）年度	「臨床実習Ⅰ」	A 班　21 施設 B 班　32 施設	24 名 46 名
平成 26（2014）年度	「臨床実習Ⅰ」	39 施設	83 名
	「臨床実習Ⅱ・Ⅲ」	26 施設	66 名

2）臨床実習実施状況

臨床実習Ⅰ（X 線技術）では、保健・医療・福祉の分野における診療放射線技師の業務の流れやチーム医療の連携について、臨床の現場で確認すること、また、診療 X 線の基礎技術に関する内容について、実際の臨床の現場でその知識と技術に関する基礎的な実践能力、医療現場におけるコミュニケーション能力及び患者との対人関係能力を身に付けることなどを目的としている。平成 25（2013）年度では、3 年次生を対象として、8 月 19 日～9 月 6 日（A 班：21 施設 24 名の学生を配置）、9 月 18 日～10 月 9 日（B 班：20 施設 46 名の学生を配置）の、それぞれ 15 日間実施した。このスケジュールでは長期間におよぶ臨床実習期間となり、より講義に影響を及ぼさないスケジュールを検討した結果、平成 26（2014）年度からは A、B 班を統合して 1 期間、9 月 8 日～9 月 30 日の 15 日館の臨床実習を実施した。なお、臨床実習指導は、臨床実習を指導する臨床実習カリキュラムを展開するために、臨床現場における臨床実習指導者と大学の臨床実習指導を担当する実習指導教員とが相互に連携・協力して臨床実習指導者要綱に基づいて実施した。【資料 A-2-1】【資料 A-2-2】

臨床実習Ⅱ（画像技術）では、「臨床実習Ⅰ（X 線技術）」で習得した基礎的な実践能力を基盤として、「診療画像技術学」分野全般及び「医用画像情報学」分野で学習した内容について、実際の臨床の現場においてその知識と技術を統合し、種々の画像検査に必要な診療放射線技師としての実践能力を身に付けることを目的としている。また、臨床実習Ⅲ（核医学・治療技術）では、「核医学検査技術学」分野、「放射線治療技術学」分野及び「放射線安全管理学」分野で学習した内容について、実際の臨床の現場に

おいて、その知識と技術の基礎的な実践能力を身に付けるとともに、診療放射線技師に必要な放射線安全管理の実践的な能力を養うことを目的として実施している。本学では、放射線治療および核医学検査に関する設備がないため、核医学検査技術や放射線治療技術の実際の実習はできない。そこで、「平成 26（2014）年度診療画像技術学実習Ⅱ（応用技術）」では、学内にある X 線検査機器や実習設備を使用して PDD、TMR 測定およびパソコンを用いた核医学画像処理を行うなど工夫して、核医学検査技術実習、放射線治療技術を実施した。平成 26（2014）年度は、4 年次生に対し、臨床実習Ⅱを 5 月 12 日～6 月 6 日（26 施設 66 名の学生を配置）の 20 日間、臨床実習Ⅲを 6 月 9 日～6 月 27 日（27 施設 66 名の学生を配置）の 15 日間の合計 35 日間の臨床実習を実施した。また、平成 26（2014）年度の臨床実習ⅡⅢにおいて、4 年次生の前期間（4 月～8 月）で A、B の 2 班に分割して行う予定であった臨床実習計画を、一括して臨床実習を実施するように改善した。

3）臨床実習に対する大学での事前・事後教育の実施状況

平成 25（2013）年度臨床実習Ⅰに向けての臨床実習事前オリエンテーションでは、学内実習に引き続き、臨床現場に対応できるように、臨床実習対策講座として、平成 25（2013）年度に実施した「臨床実習の心構え」医療人としてのマナー・エチケット講座「感染症対策講座」「個人情報保護講座」を実施した。

平成 25（2013）年度の臨床実習Ⅰの期間中に学生の実習状況を把握するために中間報告会を実施した。

平成 25（2013）年度の臨床実習Ⅰ終了後に、臨床実習Ⅰで学んだことをまとめて発表する終了報告会を実施した。【資料 A-2-3】

平成 26（2014）年度の臨床実習ⅡⅢの事前のオリエンテーションでは、臨床実習ⅡⅢ前臨床技能教育として、①検査対応能力および患者接遇能力：技能、態度と②臨床画像評価（正常画像解剖、主要疾患画像の理解度）：知識について実施し、臨床実習Ⅰではできなかった事前の臨床実習対策講座を実施することで、臨床実習事前対策を改善した。

平成 26（2014）年度臨床実習ⅡⅢでの期間中に中間報告会を実施した。

平成 26（2014）年度臨床実習ⅡⅢが終了した 7 月に終了報告会を実施した。【資料 A-2-4】

平成 26（2014）年度臨床実習Ⅰに向けての臨床実習事前オリエンテーションでは、「臨床実習の心構え」、「感染症対策講座」、「事故対策講座」、「医療人としてのマナー・エチケット講座」、「個人情報保護講座」、「臨床実習の実践」に加えて「X 線教育訓練」「事故対策講座」「臨床実習の実践」「臨床技能教育プログラム」を実施し、事前オリエンテーションの充実を図った。

平成 26（2014）年度臨床実習Ⅰの終了報告会を 10 月に実施した。【資料 A-2-5】

平成 26（2014）年度臨床実習Ⅰ及びⅡⅢ終了後にそれぞれ臨床実習終了アンケートを実施した。【資料 A-2-6】

4）臨床実習に係る整備

臨床実習を充実したものにするために、座学で学んだ知識を基に臨床実習現場で体験・見学実習した知識をまとめて記載できるように、臨床実習手引きを作成した。平成25（2013）年度では、ポケットサイズとして108ページに渡って作成したが、日進月歩している臨床に対応するために、平成 26（2014）年度からは内容の追加拡張ができるバインダーファイル方式に改善した。【資料 A-2-7】

学生が予め立てた臨床実習目標に対して、毎日の実習内容を記録する臨床実習日誌を作成した。【資料 A-2-8】

臨床実習では、施設の規模によって学生を 2～4 名を配置しているため、学生の配置の公平性や臨床実習の効率・効果に寄与している。

実習指導教員は、各施設に対して実習前の挨拶訪問、実習期間中の巡回訪問、実習終了後のお礼訪問を行い、臨床実習指導者と綿密な連携をとり学修効率の向上や問題点などの早期解消に努力している。また、臨床実習指導者と実習指導教員との定期的（1 回／年）な指導者連絡会の開催などを実施し、臨床実習の情報共有を行っている。

◆エビデンス集 資料編

【資料 A-2-1】　平成 25・26 年度臨床実習指導者要綱
【資料 A-2-2】　平成 26 年度臨床実習指導者要綱
【資料 A-2-3】　平成 25 年度臨床実習Ⅰ終了報告書
【資料 A-2-4】　平成 26 年度臨床実習ⅡⅢ終了報告書
【資料 A-2-5】　平成 26 年度臨床実習Ⅰ終了報告書
【資料 A-2-6】　平成 26 年度臨床実習終了アンケート
【資料 A-2-7】　臨床実習手引き
【資料 A-2-8】　臨床実習日誌

（3）基準 A の改善・向上方策（将来計画）

画像読影の補助が診療放射線技師の業務として法制化されて、診療放射線技師国家試験においても、近年、X 線 CT 画像、MR 画像などの臨床画像が多く出題される傾向にあるため、今後、画像読影技術学実習の実施方法を検討する必要がある。

平成 27（2015）年 4 月の診療放射線技師法施行規則の一部改正による診療放射線技師の業務拡大として、①静脈路に造影剤注入装置を接続する行為と造影剤投与終了後に抜針及び止血する行為、②下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為、カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為、③画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為やカテーテルから吸気を吸引する行為などが、挙げられる。これらを新たな実習項目として追加し、対応できるような実習体制を図らなければならない。

平成 27（2015）年度からの新カリキュラム実施移行に伴い、平成 28（2016）年度からは、臨床実習が 3 年次生の後期期間に計画されている。そのため、現在の臨床実習計画を大幅に見直し、臨床実習ⅠⅡⅢを後期期間に連続して実施するための改善計画を行う。

臨床実習ⅡⅢの終了後の学生アンケートの結果から、臨床実習手引きの活用が充分で

ないことが明らかになったため、平成 27（2015）年度では臨床実習対策講座では、臨床実習手引きの利用方法および活用のための直接指導を計画している。

［基準 A の自己評価］

本学の教育課程おける診療画像技術学実習Ⅰ（基礎技術）では、「放射線計測学Ⅰ」、「放射線計測学Ⅱ」、「医用工学Ⅰ」、「医用工学Ⅱ」、「医用画像情報学」などで学習した診療画像技術学の理論を、実践に応用する能力を身に付けるとともに診療放射線技師の役割と義務の理解を深め､医療人としての人間形成を図ることを目的としており、「診療画像技術学」分野における実習科目として、「臨床実習Ⅰ（X 線技術）」を配置し、基礎技術、単純 X 線検査、X 線造影検査を学習・実践することで、X 線撮影技術に関する技術を習得できるように構成している。

「診療画像技術学実習Ⅱ」では、「X 線画像機器学」、「X 線撮影技術学Ⅰ」、「X 線撮影技術学Ⅱ」、「医用画像情報学」、「臨床技能教育」など診療画像技術学の理論を実践に応用する能力を身に付けるとともに診療放射線技師の役割と義務の理解を深め、医療人としての人間形成を図ることを目的としており、「医用画像情報学」分野及び「核医学検査技術学」分野、「放射線治療技術学」分野、「放射線安全管理学」分野における臨床実習科目として、「臨床実習Ⅱ（画像技術）」及び「臨床実習Ⅲ（核医学・治療技術）」を配置し、X 線 CT 検査、MR 検査、超音波検査、眼底カメラ検査、画像情報及び核医学検査、放射線安全管理、放射線治療等を学習・実践することで、画像検査全般及び核医学検査技術並びに放射線治療技術の習得ができるように構成している。このように、本学においては総合的な診療放射線技術を身に付け、実践を通じて診療放射線技師としての自覚と態度を養うとともに、保健・医療・福祉分野における診療放射線技師の役割と責任についての理解を深めることを目指す教育を行っている。

基準 B. 社会連携・社会貢献

B－1　施設開放等、物的資源の提供

≪B－1 の視点≫

B-1-①　　施設開放等、物的資源の提供

（1）B－1 の自己判定

基準項目 B－1 を満たしている。

（2）B－1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 施設開放等、物的資源の提供

社団法人大阪府放射線技師会が、NPO　法人マンモグラフィ検診精度管理中央委員会に講師派遣を依頼して開催している「マンモグラフィ講習会」を毎年9月に本学1号館のX線実習施設等を使用して開催されている。診療放射線技師のマンモグラフィ技術向上の場として利用されている。【表B-1-1】【資料B-1-1】【資料B-1-2】

【表B-1-1】マンモグラフィ講習会一覧

開催日	開催時間	場所	主催者	参加人数
平成25（2013）年9月14日 平成25（2013）年9月15日	8:30～19:00 8:30～18:00	1号館	（社）大阪府 放射線技師会	50
平成26（2014）年9月13日 平成26（2014）年9月14日	8:30～19:00 8:30～18:00	1号館	（社）大阪府 放射線技師会	50

また、平成25（2013）年10月28日には、東南アジア諸国連合（ASEAN：アセアン）と堺市の国際交流事業である「堺・アセアンウィーク2013」に民間大使として来日したアセアン諸国の大学教員および学生を本学へ招待し、4号館のアリーナを使用して国際交流イベントが開催された。

これら診療放射線技師の教育や国際交流を目的とする事業において施設開放等を実施している。

◆エビデンス集 資料編

【資料B-1-1】　平成25年9月14日、9月15日　施設等使用願

【資料B-1-2】　平成26年9月13日、9月14日　施設等使用願

(3) B-1の改善・向上方策（将来計画）

施設開放および物的資源の提供において継続的に円滑な実施を目指し、さらなる社会連携・社会貢献ができるよう、努力を図っていく。

B－2　教員派遣等、人的資源の地域への提供

≪B－2 の視点≫

B-2-①　　教員派遣等、人的資源の地域への提供

（1）B－2 の自己判定

基準項目 B－2 を満たしている。

（2）B－2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-2-①　教員派遣等、人的資源の地域への提供

教員派遣等、人的資源の提供においては、教員の専門性を活かした出張講義がなされている。平成 25（2013）年度の出張講義について、依頼機関は 11 機関、派遣教員は 8 名、全体の講義開講は 19 回となっている。平成 26（2014）年度の出張講義では、依頼機関は 15 機関、派遣教員は 6 名、全体の講義開講は 22 回となっている。活動内容としては、堺国際交流会からの要請による講師派遣、小学校への講師派遣、地域在住の高齢者を対象とした健康体操における講師派遣の協力など、堺市の市民を対象とした生きがいづくりや健康づくりを支援する講義テーマとなっている。さらに、医療機関や診療放射線技師などの職能団体からの依頼があり、現職者研修に関する出張講義が多くみられる。【資料 B-2-1】【資料 B-2-2】

教員のほか学生による人的資源の提供としては、堺市教育委員会からの要請で、近隣の小学校で算数を中心とした学習指導のボランティア活動を行っている。また、堺市社会福祉協議会から高齢者と学生との交流を図るボランティア活動の紹介があり、本学の学生も参加し、高齢者の苦手なスマートフォンやパソコンの使用に関する指導など、地域の高齢者と交流を図っている。地域活動内容は概ねホームページで公表している。

◆エビデンス集 資料編

【資料B-2-1】　平成25年度（2013年度）出張講義一覧

【資料B-2-2】　平成26年度（2014年度）出張講義一覧

(3)B-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的に即して、今後も地域の自治会をはじめ、教育関係者、専門医療領域の職能団体など、協働関係にある地域の関連分野からの要請に応えるよう配慮していく。本学教員の専門性を活かした社会活動については、利益相反を回避しながらも今後も支援していく。

B－3　主催する行事による地域社会への貢献

≪B－3 の視点≫

B-3-①　　主催する行事による地域社会への貢献

（1）B－3 の自己判定

基準項目 B－3 を満たしている。

（2）B－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-3-①　主催する行事による地域社会への貢献

本学は診療放射線技師教育施設であることから、堺市後援のもと本学 4 号館アリーナを使用し、毎年 2 回「市民公開講座」を開催している。参加者の年齢層に偏りはあるものの、比較的多くの方が参加されている。

具体的には「自分の身体は自分で守りましょう」をテーマに、本学教員が講師となって、大学の知的資源である保健・医療分野の専門性を活かした講演を行っている。また、講演終盤にはオリジナル体操を実施し、堺市民の健康保持と更なる保健・医療に対する知識の向上を図ることで、堺市における唯一の医療系大学として、地域社会に貢献している。【表 B-3-1】

【表 B-3-1】市民公開講座実施状況

開催日時	テーマ	講座名	参加人数
平成 25（2013）年 6 月 8 日	自分の身体は自分で守りましょう～肺がん検診を受けましょう～	1. 肺がんとはどんな病気？ 2. 元気アップ体操 3. 肺がん検診にはどんな方法があるの？	80 人
平成 25（2013）年 10 月 20 日	自分の身体は自分で守りましょう～大腸がん検診を受けましょう～	1. 大腸がんとはどんな病気？ 2. 元気アップ体操 3. 大腸がん検診にはどんな方法があるの？	23 人
平成 26（2014）年 5 月 25 日	自分の身体は自分で守りましょう～骨粗鬆症(骨折予防)～	1. 今、骨粗鬆症なう！－東洋医学と現代医学の両面から－ 2. 元気アップ体操 3. 骨粗鬆症の検査にはどんな方法があるの？	98 人
平成 26（2014）年 11 月 1 日	自分の身体は自分で守りましょう～脳梗塞とリハビリテーション～	1. 脳梗塞の病態と治療法 2. 脳梗塞を迅速で的確に見極める検査とは 3. 脳梗塞から身を守る体操	90 人

以上のことから、本学の人的・知的資源である保健・医療分野の専門性を活かした本学主催の行事による地域社会への貢献は行えていると判断している。【資料 B-3-1】【資料 B-3-2】【資料 B-3-3】【資料 B-3-4】【資料 B-3-5】【資料 B-3-6】【資料 B-3-7】【資料 B-3-8】【資料 B-3-9】【資料 B-3-10】【資料 B-3-11】【資料 B-3-12】

◆エビデンス集 資料編
【資料 B-3-1】 平成 25 年度（2013 年度）堺市後援名義　許可申請書類
【資料 B-3-2】 平成 25 年度（2013 年度）堺市後援名義　使用承認書類
【資料 B-3-3】 平成 26 年度（2014 年度）堺市後援名義　許可承認書類
【資料 B-3-4】 平成 26 年度（2014 年度）堺市後援名義　使用承認書類
【資料 B-3-5】 平成 25 年度（2013 年度）第 5 回市民公開講座ポスター
【資料 B-3-6】 平成 25 年度（2013 年度）第 6 回市民公開講座ポスター
【資料 B-3-7】 平成 26 年度（2014 年度）第 7 回市民公開講座ポスター
【資料 B-3-8】 平成 26 年度（2014 年度）第 8 回市民公開講座ポスター
【資料 B-3-9】 平成 25 年度（2013 年度）第 5 回市民公開講座　講演資料
【資料 B-3-10】 平成 25 年度（2013 年度）第 6 回市民公開講座　講演資料
【資料 B-3-11】 平成 26 年度（2014 年度）第 7 回市民公開講座　講演資料
【資料 B-3-12】 平成 26 年度（2014 年度）第 8 回市民公開講座　講演資料

（3）B－3 の改善・向上方策（将来計画）

堺市唯一の医療系大学として、本学の人的・知的資源である保健・医療分野の専門性を活かした市民公開講座を、今後も継続して開催していくと共に、そのテーマにおいても参加者のニーズに沿った講演内容を提供し、堺市民の健康保持と更なる保健・医療に対する知識の向上を図る。

B－4　学外の教育研究機関及び企業や団体との協力関係とその研究成果

≪B－4 の視点≫

B-4-①　　学外の教育研究機関及び企業や団体との協力関係とその研究成果

（1）B－4 の自己判定

基準項目 B－4 を満たしている。

（2）B－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-4-①　学外の教育研究機関及び企業や団体との協力関係とその研究成果

本学は診療放射線技師教育施設であることから、その医療系大学としての知的・人的財産を有効活用し、他大学および企業と共同研究を行っている。【表 B-4-1】に平成 25（2013）年度～平成 26（2014）年度の他大学との共同研究について、研究テーマ及び金額などを示す。また、企業等との共同研究は、平成 25（2013）年度は 8 件、平成 26（2014）年度は 4 件であった。なお、外部の機関との共同研究の取り扱いについては、「規程」第 80 号（大阪物療大学民間共同研究取扱規程）に規定されている。【資料 B-4-1】

【資料 B-4-2】

【表 B-4-1】平成 25（2013）年度～平成 26（2014）年度の他大学との研究内容

年度	テーマ	担当教員	団体名
平成 25（2013）年	抗酸化バイオ素材のヒト消化器、乳房、皮膚細胞における効果とそのメカニズム	山田　淳子	大阪市立大学大学院生活科学研究科
平成 25（2013）年	都市環境病理学における研究	武下　正憲	大阪市立大学医学研究科
平成 25（2013）年	放射線の人体への影響の細胞生物学的研究	朝田　良子	大阪市立大学大学院医学研究科
平成 25（2013）年	ダイナミック造影 MRI を用いた動態解析に関する研究	西浦　素子	大阪大学大学院医学系研究科
平成 26（2014）年	都市環境病理学における研究	武下　正憲	大阪市立大学医学研究科
平成 26（2014）年	放射線の人体への影響の細胞生物学的研究	朝田　良子	大阪市立大学大学院医学研究科
平成 26（2014）年	ダイナミック造影 MRI を用いた動態解析に関する研究	西浦　素子	大阪大学大学院医学系研究科

毎年複数の教員が他大学および企業と共同研究を行っていることから、基準を満たしているといえる。

◆エビデンス集 資料編

【資料 B-4-1】　平成 25 年度～平成 26 年度の企業等との委託研究内容

【資料 B-4-2】　「規程」第 80 号（大阪物療大学民間共同研究取扱規程）

（3）B－4 の改善・向上方策（将来計画）

診療放射線技師教育施設として、今後もその医療系大学としての知的・人的財産をより有効活用し、大学間若しくは企業との共同研究を増やしていき、その研究成果を積極的に公表することを目指す。

B－5　研究成果の社会還元

≪B－5 の視点≫

B-5-①　　研究成果の社会還元

（1）B－5 の自己判定

基準項目 B－5 を満たしている。

（2）B－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-5-①　研究成果の社会還元

本学は診療放射線技師教育施設であることから、その医療系大学としての知的・人的財産を有効活用し、他大学や企業と共同研究を行っている。その研究成果を社会に還元する手段として、論文、著書、特許登録などがある。【表 B-5-1】【表 B-5-2】に平成 25（2013）年度～平成 26（2014）年度の論文数、著書一覧を示す。なお、特許登録は平成 25（2013）年度 1 件であった。【資料 B-5-1】【資料 B-5-2】【資料 B-5-3】【資料 B-5-4】

【表 B-5-1】平成 25（2013）年度～平成 26（2014）年度の論文数

年度	論文の種類	論文数
平成 25（2013）年度	英文雑誌（査読あり）	8 編
	和文雑誌（査読あり）	7 編
	その他（査読無し）	9 編
平成 26（2014）年度	英文雑誌（査読あり）	9 編
	和文雑誌（査読あり）	7 編
	その他（査読無し）	4 編

【表 B-5-2】平成 25（2013）年度～平成 26（2014）年度の著書数

年度	著書数
平成 25（2013）年度	12 部
平成 26（2014）年度	4 部

教員がそれぞれの専門分野で研究活動を行い、その研究成果を論文、著書、特許登録などの形で社会に還元している為、基準を満たしているといえる。

◆エビデンス集 資料編

【資料 B-5-1】　平成 25 年度の論文一覧

【資料 B-5-2】　平成 26 年度の論文一覧

【資料 B-5-3】　平成 25 年度～平成 26 年度の著書一覧

【資料 B-5-4】　平成 25 年度～平成 26 年度の特許登録一覧

（3）B－5 の改善・向上方策（将来計画）

診療放射線技師教育施設として、今後もその医療系大学としての知的・人的財産をより有効活用し、研究活動を行っていくことで、その研究成果を論文、著書、特許登録などで積極的に社会に還元していくことを目指す。

［基準 B の自己評価］

施設開放や教員派遣等により、診療放射線技師の技術向上の場、国際交流の場を提供するとともに、医療系大学としての教員の専門性を活かした地域貢献を行うことができている。今後も、本学の特色を活かした地域貢献を継続していく必要があると考えている。また、保健・医療分野の専門性を活かした市民公開講座を行うことで、地域住民の方々の健康保持と保健・医療に対する知識の向上に貢献できていると考えており、今後も参加者のニーズに沿った講演内容を検討し、継続して行っていく。

複数の教員が、他大学及び企業との共同研究を行っていることから、学外との協力関係を構築することができているが、件数を増やす必要があると考えている。

本学は医療系大学であるため、研究活動を行うことで得た成果を、論文、著書として公刊することで社会へ還元することが重要と考えている。決して数は多くないものの、論文数ならびに著書数は増加傾向にあり、今後も質・量ともに向上させることを目標に取り組む必要がある。

Ⅴ．エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F－1】	大学名・所在地等	
【表 F－2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F－3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F－4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F－5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F－6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F－7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	該当なし
【表 F－8】	外部評価の実施概要	該当なし
【表 2－1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2－2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2－3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2－4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2－5】	授業科目の概要	
【表 2－6】	成績評価基準	
【表 2－7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2－8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2－9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2－10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2－11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2－12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2－13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2－14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2－15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2－16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2－17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2－18】	校地、校舎等の面積	
【表 2－19】	教員研究室の概要	
【表 2－20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2－21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2－22】	その他の施設の概要	
【表 2－23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2－24】	学生閲覧室等	
【表 2－25】	情報センター等の状況	
【表 2－26】	学生寮等の状況	該当なし
【表 3－1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3－2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3－3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3－4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3－5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3－6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3－7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3－8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル 該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為 学校法人物療学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内 大学案内 2014 大学案内 2015	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則 大阪物療大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱 平成 26 年度（2014 年度）学生募集要項 平成 27 年度（2015 年度）学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項 学生便覧・履修要項 2013 学生便覧・履修要項 2014	
【資料 F-6】	事業計画書 学校法人物療学園　平成 25 年度事業計画書 学校法人物療学園　平成 26 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書 学校法人物療学園　平成 25 年度事業報告書 学校法人物療学園　平成 26 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど 大学案内 2015（裏表紙） 学生便覧・履修要項 2014（裏表紙） 大学ホームページ「アクセス」 http://www.butsuryo.ac.jp/access/	【資料 F-2】 【資料 F-5】 と同じ
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など） 学校法人物療学園規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分） 理事会議事録 評議員会議事録	

基準 1. 使命・目的等

基準項目 コード	基準項目 該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	規程第 1 号（学校法人物療学園寄附行為）	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	規程第 44 号（大阪物療大学学則）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	大学ホームページ「設立の理念・建学の精神」 http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/idea.html	
【資料 1-1-4】	学生便覧・履修要項　2013　p.3 学生便覧・履修要項　2014　p.3	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-5】	大学案内 2014　p.3 大学案内 2015　p.26	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-6】	平成 26 年度（2014 年度）学生募集要項　p.1 平成 27 年度（2015 年度）学生募集要項　p.1	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-1-7】	大学設置認可申請書　設置の趣旨　p.7	
【資料 1-1-8】	大学ポートレート	

	http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000524001000.html http://up-j.shigaku.go.jp/department/category01/00000000524001001.html	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	大学設置認可申請書　趣旨書類　p.19	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 1-2-2】	規程第 61 号（大阪物療大学保健医療学部規程）	
【資料 1-2-3】	大学ホームページ「設立の理念・建学の精神」 http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/idea.html	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-4】	大学案内 2014　p.3 大学案内 2015　p.26	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-5】	学生便覧・履修要項　2013　p.3 学生便覧・履修要項　2014　p.3	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-6】	大学案内 2014　p.10 大学案内 2015　p.2、p.7	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-7】	大学ホームページ http://www.butsuryo.ac.jp/feature/	
【資料 1-2-8】	講義計画書（シラバス）2013 講義計画書（シラバス）2014	
【資料 1-2-9】	規程第 44 号（大阪物療大学学則）	【資料 F-3】と同じ
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	学校法人物療学園規程集	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-3-2】	規程 1 号（学校法人物療学園寄附行為）	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-3-3】	規程 44 号（大阪物療大学学則）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-4】	大学ホームページ「設立の理念・建学の精神」 http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/idea.html 大学ポートレート http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000524001000.html	【資料 1-1-3】と同じ 【資料 1-1-8】と同じ
【資料 1-3-5】	FD 研修・SD 研修一覧	
【資料 1-3-6】	FD 研修・SD 研修資料	
【資料 1-3-7】	自己点検評価・報告書　2011 年度～2012 年度	
【資料 1-3-8】	平成 26 年度（2014 年度）学生募集要項　p.3 平成 27 年度（2015 年度）学生募集要項　p.3	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-3-9】	学校法人物療学園　平成 25 年度事業計画書 学校法人物療学園　平成 26 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-3-10】	学校法人物療学園　平成 24 年度事業報告書 学校法人物療学園　平成 25 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 1-3-11】	大学案内 2014 p.3 大学案内 2015 p.26	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-12】	学生便覧・履修要項　2013 p.3 学生便覧・履修要項　2014 p.3	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-13】	オープンキャンパス開催一覧	
【資料 1-3-14】	市民公開講座開催一覧	
【資料 1-3-15】	大学ホームページ「アドミッションポリシー」 http://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm_policy.html	
【資料 1-3-16】	平成 26 年度（2014 年度）学生募集要項 p.4 平成 27 年度（2015 年度）学生募集要項 p.4	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-3-17】	大学ホームページ「カリキュラムポリシー」 http://www.butsuryo.ac.jp/concept/curri_policy.html	
【資料 1-3-18】	大学ポートレート http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000524001000.html	【資料 1-1-8】と同じ
【資料 1-3-19】	大学ホームページ「ディプロマポリシー」	

	http://www.butsuryo.ac.jp/concept/dip_policy.html	
【資料 1-3-20】	規程 44 号（大阪物療大学学則）第 34 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-21】	規程 61 号（大阪物療大学保健医療学部規程）第 23 条	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 1-3-22】	大学設置認可申請書	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 1-3-23】	設置計画履行状況報告書	
【資料 1-3-24】	大学ホームページ「学園情報」 http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	平成 26 年度（2014 年度）学生募集要項 p.4 平成 27 年度（2015 年度）学生募集要項 p.4	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	大学ホームページ「アドミッションポリシー」 http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/adm_policy.html	【資料 1-3-15】と同じ
【資料 2-1-3】	オープンキャンパス開催一覧	【資料 1-3-13】と同じ
【資料 2-1-4】	入試説明会開催一覧	
【資料 2-1-5】	平成 25 年度　高校訪問件数実績	
【資料 2-1-6】	平成 26 年度　高校訪問件数実績	
【資料 2-1-7】	受験科目の変遷	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	カリキュラムポリシー	
【資料 2-2-2】	学生便覧・履修要項 2014　p.3	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-3】	講義計画書（シラバス）2013 講義計画書（シラバス）2014	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 2-2-4】	平成 25～26 年度 授業アンケート報告	
【資料 2-2-5】	平成 25～26 年度 FD 研修会 実施状況一覧	
【資料 2-2-6】	平成 25～26 年度 教員授業相互参観報告	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	新年度オリエンテーション資料	
【資料 2-3-2】	担任教員一覧	
【資料 2-3-3】	オフィスアワー一覧	
【資料 2-3-4】	「基礎ゼミナール」オリエンテーション配布資料	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	規程 61 号（大阪物療大学保健医療学部規程）	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 2-4-2】	規程 62 号（大阪物療大学保健医療学部履修規程）	
【資料 2-4-3】	講義計画書（シラバス）2013 講義計画書（シラバス）2014	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 2-4-4】	成績通知書サンプル	
【資料 2-4-5】	学生便覧・履修要項 2013 学生便覧・履修要項 2014	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-6】	大阪物療大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-7】	ディプロマポリシー	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	大学設置認可申請書 趣旨書類 p.69	
【資料 2-5-2】	基礎ゼミナール一泊研修しおり	
【資料 2-5-3】	基礎ゼミオリエンテーション資料	
【資料 2-5-4】	大阪物療大学ボランティア活動手順書	
【資料 2-5-5】	ボランティア活動の届出	
【資料 2-5-6】	ボランティア活動依頼申請書	

【資料 2-5-7】	ボランティア活動記録書	
【資料 2-5-8】	就職ハンドブック	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	大学案内 2014 大学案内 2015	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-6-2】	基礎ゼミナール一泊研修しおり	【資料 2-5-2】と同じ
【資料 2-6-3】	病院見学報告書	
【資料 2-6-4】	平成 25～26 年度授業アンケート報告	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 2-6-5】	平成 25～26 年 FD 研修会 実施状況一覧	【資料 2-2-5】と同じ
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学生指導記録簿	
【資料 2-7-2】	講習会の取り組み記録	
【資料 2-7-3】	自己啓発活動の取り組み記録	
【資料 2-7-4】	奨学金給付・貸与状況	
【資料 2-7-5】	保険加入証明書	
【資料 2-7-6】	健康診断実施記録	
【資料 2-7-7】	課外活動支援記録	
【資料 2-7-8】	育友会課外活動支援記録	
【資料 2-7-9】	学生相談室、医務室利用状況	
【資料 2-7-10】	急病時緊急対応マニュアル	
【資料 2-7-11】	近隣医療機関・こころの悩みについての相談窓口一覧	
【資料 2-7-12】	学生意見箱利用記録	
【資料 2-7-13】	学生生活等に関するアンケート調査集計結果	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	各科目における専任教員の配置	
【資料 2-8-2】	規程 24 号(学校法人物療学園定年退職者の再雇用に関する規程)	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-3】	規程 27 号（学校法人物療学園給与規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-4】	教員業績評価表	
【資料 2-8-5】	規程 33 号（大阪物療大学兼任講師給与規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-6】	規程 35 号（昇給等の取扱に関する要綱）	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-7】	規程 36 号（学校法人物療学園任期制雇用に関する規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-8】	規程 50 号（大阪物療大学教育職員候補者選考規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-9】	規程 68 号（大阪物療大学教員選考基準）	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-10】	規程 89 号（学校法人物療学園教員業績評価に関する規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-11】	規程 22 号（学校法人物療学園就業規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-12】	規程 32 号（大阪物療大学兼任講師に関する規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-13】	自己申告書	
【資料 2-8-14】	授業アンケート	
【資料 2-8-15】	授業アンケート集計結果	
【資料 2-8-16】	教員対応策	
【資料 2-8-17】	教員相互授業参観の感想文一覧（平成 25 年度前期） 教員相互授業参観の報告書一覧（平成 26 年度後期）	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	大阪物療大学保健医療学部大学設置の趣旨等を記載した書類	
【資料 2-9-2】	大学設置認可申請書	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 2-9-3】	設置計画履行状況報告書	【資料 1-3-23】と同じ
【資料 2-9-4】	学生意見箱利用記録	【資料 2-7-12】と同じ
【資料 2-9-5】	学生生活等に関するアンケート調査集計結果	【資料 2-7-13】と同じ

【資料 2-9-6】	平成 25 年度図書館学生利用者満足度アンケート結果報告書	
【資料 2-9-7】	平成 26 年度図書館学生利用者満足度アンケート結果報告書	
【資料 2-9-8】	規程 63 号（図書管理規程）	
【資料 2-9-9】	1 号館図書館避難経路図	
【資料 2-9-10】	図書館安全管理マニュアル概要	
【資料 2-9-11】	蔵書定期点検記録	
【資料 2-9-12】	履修者数一覧	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	大学設置認可申請書	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 3-1-2】	設置計画履行状況報告書	【資料 1-3-23】と同じ
【資料 3-1-3】	規程 1 号（学校法人物療学園寄附行為）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-4】	規程 2 号（学校法人物療学園理事会運営規程）	
【資料 3-1-5】	規程 5 号（学校法人物療学園評議員会運用規程）	
【資料 3-1-6】	規程 45 号（大阪物療大学学園運営委員会規則）	
【資料 3-1-7】	規程 49 号（大阪物療大学教授会規程）	
【資料 3-1-8】	規程 22 号（学校法人物療学園就業規程）	
【資料 3-1-9】	規程 7 号（学校法人物療学園事務分掌規程）	
【資料 3-1-10】	規程 11 号（学校法人物療学園個人情報保護に関する規程）	
【資料 3-1-11】	事務関連書類集置場	
【資料 3-1-12】	規程 31 号（大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程）	
【資料 3-1-13】	規程 75 号（大阪物療大学保健医療学部倫理委員会規程）	
【資料 3-1-14】	学生便覧・履修要項　2013　p.12 学生便覧・履修要項　2014　p.12	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-15】	大阪物療大学消防計画	
【資料 3-1-16】	普通救命救急講習（AED 講習）資料	
【資料 3-1-17】	大学ホームページ「学園情報」 http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/	【資料 1-3-24】と同じ
【資料 3-1-18】	学校法人物療学園　平成 25 年度事業報告書　p.8 学校法人物療学園　平成 26 年度事業報告書　p.8	【資料 F-7】と同じ
【資料 3-1-19】	平成 25 年度　財産目録 平成 26 年度　財産目録	
【資料 3-1-20】	学校法人物療学園　平成 25 年度監事監査報告書 学校法人物療学園　平成 26 年度監事監査報告書	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	規程 1 号（学校法人物療学園寄附行為）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	規程 2 号（学校法人物療学園理事会運営規程）	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-2-3】	第 14 回理事会議事録	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	規程 45 号（大阪物療大学学園運営委員会規則）	【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-3-2】	規程 6 号（学校法人物療学園組織規程）	
【資料 3-3-3】	規程 1 号（学校法人物療学園寄附行為）第 7 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-3-4】	規程 49 号（大阪物療大学教授会規程）	【資料 3-1-7】と同じ
【資料 3-3-5】	規程 1 号（学校法人物療学園寄附行為）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-3-6】	規程 5 号（学校法人物療学園評議員会運用規程）	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-3-7】	規程 2 号（学校法人物療学園理事会運営規程）	【資料 3-1-4】と同じ

3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	規程 1 号（学校法人物療学園寄附行為）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-2】	規程 6 号（学校法人物療学園組織規程）	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 3-4-3】	規程 45 号（大阪物療大学学園運営委員会規則）	【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-4-4】	規程 48 号（学校法人物療学園学術顧問規程）	
【資料 3-4-5】	規程 4 号（学校法人物療学園監事監査規則）	
【資料 3-4-6】	規程 2 号（学校法人物療学園理事会運営規程）	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-4-7】	規程 5 号（学校法人物療学園評議員会運用規程）	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-4-8】	規程 49 号（大阪物療大学教授会規程）	【資料 3-1-7】と同じ
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	規程第 6 号（学校法人物療学園組織規程）	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 3-5-2】	規程第 7 号（学校法人物療学園事務分掌規程）	【資料 3-1-9】と同じ
【資料 3-5-3】	規程第 9 号（学校法人物療学園文書取扱規程）	
【資料 3-5-4】	大学設置認可申請書　趣旨等を記載した書類	【資料 2-9-1】と同じ
【資料 3-5-5】	規程第 1 号（学校法人物療学園寄附行為）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-5-6】	規程第 2 号（学校法人物療学園理事会運営規程）	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-5-7】	規程第 5 号（学校法人物療学園評議員会運用規程）	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-5-8】	規程第 45 号（大阪物療大学学園運営委員会規則）	【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-5-9】	規程第 8 号（学校法人物療学園稟議規程）	
【資料 3-5-10】	入職者研修資料	
【資料 3-5-11】	FD・SD 研修一覧	
【資料 3-5-12】	規程第 73 号（大阪物療大学保健医療学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程）	
【資料 3-5-13】	教員相互授業参観の感想文一覧（平成 25 年度前期） 教員相互授業参観の報告書一覧（平成 26 年度後期）	【資料 2-8-18】と同じ
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	学校法人物療学園組織変更認可申請書 開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度 までの事業計画及びこれに伴う予算書	
【資料 3-6-2】	予算決算総括表	
【資料 3-6-3】	平成 25 年度大学設置に係る寄付行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書	
【資料 3-6-4】	平成 26 年度大学設置に係る寄付行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	規程 41 号（学校法人物療学園経理規程）	
【資料 3-7-2】	規程 42 号（学校法人物療学園固定資産管理規程）	
【資料 3-7-3】	規程 43 号（学校法人物療学園経理規程施行細則）	
【資料 3-7-4】	平成 25 年度及び 26 年度予算委員会議事録	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	規程 44 号（大阪物療大学学則）第 2 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	規程 61 号（大阪物療大学保健医療学部規程）第 7 条	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-3】	規程 74 号（大阪物療大学保健医療学部大学評価委員会規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-4】	大学設置認可申請書の趣旨等を記載した書類　p.64	【資料 2-9-1】と同じ
【資料 4-1-5】	設置計画履行状況報告書	【資料 1-3-23】と同じ
【資料 4-1-6】	評価委員会議議事録	
【資料 4-1-7】	自己点検・評価書作成分担表	

4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	評価委員会議事録	【資料 4-1-6】と同じ
【資料 4-2-2】	規程 74 号（大阪物療大学保健医療学部大学評価委員会規程）第 4 条・第 6 条	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-3】	自己点検・評価書作成分担表	【資料 4-1-7】と同じ
【資料 4-2-4】	設置計画履行状況報告書	【資料 1-3-23】と同じ
【資料 4-2-5】	自己点検評価報告書配布先一覧	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	規程 74 号（大阪物療大学保健医療学部大学評価委員会規程）第 8 条	【資料 F-9】と同じ

基準 A. 診療放射線技師の育成

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 学内実習		
【資料 A-1-1】	診療画像技術学実習Ⅱ（応用技術）2013 年度前期	
【資料 A-1-2】	診療画像技術学実習Ⅰ（基礎技術）2013 年度後期	
【資料 A-1-3】	診療画像技術学実習Ⅱ（応用技術）2014 年度前期	
【資料 A-1-4】	診療画像技術学実習Ⅰ（基礎技術）2014 年度後期	
A-2. 臨床実習		
【資料 A-2-1】	平成 25・26 年度臨床実習指導者要綱	
【資料 A-2-2】	平成 26 年度臨床実習指導者要綱	
【資料 A-2-3】	平成 25 年度臨床実習Ⅰ終了報告書	
【資料 A-2-4】	平成 26 年度臨床実習ⅡⅢ終了報告書	
【資料 A-2-5】	平成 26 年度臨床実習Ⅰ終了報告書	
【資料 A-2-6】	平成 26 年度臨床実習終了アンケート	
【資料 A-2-7】	臨床実習手引き	
【資料 A-2-8】	臨床実習日誌	

基準 B. 社会連携・社会貢献

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
B-1. 施設開放等、物的資源の提供		
【資料 B-1-1】	平成 25 年 9 月 14 日、9 月 15 日　施設等使用願	
【資料 B-1-2】	平成 26 年 9 月 13 日、9 月 14 日　施設等使用願	
B-2. 教員派遣等、人的資源の地域への提供		
【資料 B-2-1】	平成 25 年度（2013 年度）出張講義一覧	
【資料 B-2-2】	平成 26 年度（2014 年度）出張講義一覧	
B-3. 主催する行事による地域社会への貢献		
【資料 B-3-1】	平成 25 年度（2013 年度）堺市後援名義　許可申請書類	
【資料 B-3-2】	平成 25 年度（2013 年度）堺市後援名義　使用承認書類	
【資料 B-3-3】	平成 26 年度（2014 年度）堺市後援名義　許可承認書類	
【資料 B-3-4】	平成 26 年度（2014 年度）堺市後援名義　使用承認書類	
【資料 B-3-5】	平成 25 年度（2013 年度）第 5 回市民公開講座ポスター	
【資料 B-3-6】	平成 25 年度（2013 年度）第 6 回市民公開講座ポスター	
【資料 B-3-7】	平成 26 年度（2014 年度）第 7 回市民公開講座ポスター	
【資料 B-3-8】	平成 26 年度（2014 年度）第 8 回市民公開講座ポスター	
【資料 B-3-9】	平成 25 年度（2013 年度）第 5 回市民公開講座　講演資料	
【資料 B-3-10】	平成 25 年度（2013 年度）第 6 回市民公開講座　講演資料	
【資料 B-3-11】	平成 26 年度（2014 年度）第 7 回市民公開講座　講演資料	

【資料 B-3-12】	平成 26 年度（2014 年度）第 8 回市民公開講座　講演資料	
B-4. 学外の教育研究機関及び企業や団体との協力関係とその研究成果		
【資料 B-4-1】	平成 25 年度～平成 26 年度の企業等との委託研究内容	
【資料 B-4-2】	「規程」第 80 号（大阪物療大学民間共同研究取扱規程）	
B-5. 研究成果の社会還元		
【資料 B-5-1】	平成 25 年度の論文一覧	
【資料 B-5-2】	平成 26 年度の論文一覧	
【資料 B-5-3】	平成 25 年度～平成 26 年度の著書一覧	
【資料 B-5-4】	平成 25 年度～平成 26 年度の特許登録一覧	

大阪物療大学
自己点検・評価報告書
2015 年 6 月発行

編集　大阪物療大学 大学評価委員会
発行　大阪物療大学
〒593-8328　大阪府堺市西区鳳北町 3-33
TEL. 072-260-0088　（代表）
FAX. 072-260-0011